令和7年度
大阪府母子保健運営協議会

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ

令和7年12月

◆ 令和7年度 大阪府母子保健運営協議会資料 目次 ◆

1. 大阪府母子保健・母子医療事業実績報告

1. 小児慢性特定疾病医療費助成制度 …… 1
2. 先天性代謝異常等検査事業、新生児ﾏｽｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ実証事業 …… 6
3. 周産期医療体制整備事業 …… 9

2. 慢性疾患児の在宅療養支援対策

1. 在宅支援体制の現状 ……11
2. 小児在宅医診療促進事業（地域医療介護総合確保基金事業） ……13
3. 大阪府難病児者支援対策会議 ……14
4. 移行期医療支援体制整備事業 ……14

3. 妊娠・性の健康に関する事業

1. 不妊・不育症対策事業 ……16
2. プレコンセプションケア ……21
3. 妊婦健康診査の公費負担関係 ……23
4. 産婦健康診査事業 ……24
5. 妊産婦のメンタルヘルス対策 ……25
6. 産後ケア事業 ……26
7. HTLV－1 母子感染予防対策事業 ……27

4. 児童虐待予防対策

1. 大阪府における児童虐待の現状 ……29
2. 「にんしんSOS」の概要・実績 ……35
3. 児童虐待予防対策（人材育成研修等） ……38

5. その他

1. 妊娠・出産包括支事業及び推進事業 ……40
2. 新生児聴覚検査推進体制整備事業 ……46
3. 成育医療基本方針（健やか親子21）の取組 ……49
4. 母子保健における発達障がい児に関する取組 ……52
5. 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 ……54
6. 母子グループの直近3か年の予算の状況について ……55
7. 令和8年度 健康医療における国の施策に関する提案・要望 ……58

資 料 編

1. 令和6年度大阪府母子保健・母子医療事業実績報告

1. 小児慢性特定疾病医療費助成制度

(1)小児慢性特定疾病医療費助成制度

厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部の助成を行う。

① 事業概要(平成 27 年1月 制度改正)

	医療給付
根拠法令	児童福祉法第19条の2
事業開始	昭和49年度
実施主体	都道府県、政令指定都市、中核市、児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市(特別区を含む。)
対　象	・ 府内(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く)に居住し、認定基準を満たす児童 ・ 対象年齢:18 歳未満(継続治療が必要な者は、20 歳の誕生日の前日まで延長可能)
給付方法	指定医療機関(薬局・訪問看護含む)(うち大阪府指定:令和7年３月末現在1,785 か所)にて給付
自己負担	所得に応じ、医療機関に納める
申請手続	医療費支給認定申請書に、医療機関の意見書や所得証明書類等を添えて、保護者が保健所に申請
対象疾患	16疾患群788疾病(令和3年 11 月から)※16疾患群801疾病(令和7年 4 月から)

② 実施状況

年度	交付件数(うち新規)	決算額	手帳交付件数(交付率)
H28	3,930 件(538 件)	1,154,173 千円	865 件(22.0%)
H29	3,935 件(568 件)	1,107,060 千円	787 件(20.0%)
H30	3,668 件(415 件)	1,078,102 千円	693 件(18.9%)
R1	3,293 件(336 件)	1,096,197 千円	689 件(20.9%)
R2	3,258 件(288 件)	922,087 千円	343 件(10.5%)
R3	2,706 件(344 件)	927,210 千円	2,706 件(100%)
R4	2,738 件(350 件)	914,930 千円	350 件(12.8%)
R5	2,733 件(321 件)	933,290 千円	787 件(28.8%)
R6	2,605 件(301 件)	843,917 千円	695 件(26.7%)

※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により受給資格を1年間自動延長

③ 近年の傾向

項目	傾向	集計年度
受給者の多い疾患群	①慢性心疾患(549 件) ② 内分泌疾患(401件) ③神経・筋疾患(386 件)	R6
受給者の多い疾患名	① 1 型糖尿病(140 件) ② 成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものを除く。)(132 件) ③ フォンタン術後症候群(131 件)	R6
平均診療日数	令和5年度比:入院は横ばい、通院は微減	R6

(2)その他関連事業

①難病児等ピアカウンセリング等事業（平成 20 年 11 月から実施）

○ 事業概要

小児慢性特定疾病児及びその保護者等に対して、日常的な不安や悩みの軽減を図るため、小児慢性特定疾病児既養育者等による助言・相談(ピアカウンセリング)等を実施している。

＊平成 23 年度 1 月より平成 27年 3 月 31 日まで大阪市と共同実施。

○ 実施内容

電話相談・面接相談	相 談 日	月・水・金
	相談時間	午前 10:00～午後3:00 ※祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日は除く。
	相 談 員	ピアカウンセラー
	利用方法	相談専用電話　06-6809-3869　※面接相談は事前に予約が必要
	場　所	大阪難病相談支援センター(大阪府こころの健康総合センター3 階)
	内　容	電話・面接・保健所への派遣等によるピアカウンセリング等の実施 交流の場の提供等ピアサポートの実施　等

○ 相談件数(人)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府
電話相談	83	81	89	70	57	67	34	30
面接相談	27	16	10	7	0	1	2	0
その他※1 上段:開催回数 下段:参加人数	(21 回) 507	(27 回) 534	(18 回) 404	0	0	0	0	(2 回) 18
派遣相談※2 上段:開催回数 下段:参加人数	(2回) 75	0	0	0	0	0	0	0

※1 その他:疾患別の親子教室、交流会等での相談実績

※2 派遣相談は、交流会等で集団支援による実施のため、参加人数を記載

※令和3年4月に現在地に移転

小児慢性特定疾病　疾患群・疾患名別交付者数（令和6年度）

悪性新生物		慢性腎疾患		慢性呼吸器疾患		慢性心疾患		内分泌疾患		膠原病	
前駆B細胞急性リンパ性白血病	79	微小変化型ネフローゼ症候群	34	慢性肺疾患	46	フォンタン(Fontan)術後症候群	131	成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものを除く。)	132	若年性特発性関節炎	29
神経芽腫	18	IgA腎症	24	気道狭窄	44	ファロー(Fallot)四徴症	69	28から30までに掲げるもののほか、先天性甲状腺機能低下症	64	全身性エリテマトーデス	9
頭蓋内胚細胞腫瘍	16	巣状分節性糸球体硬化症	18	先天性中枢性低換気症候群	9	心室中隔欠損症	49	バセドウ病	41	家族性地中海熱	5
骨肉腫	15	22から27までに掲げるもののほか、ネフローゼ症候群	18	気管支喘息	8	完全型房室中隔欠損症(完全型心内膜床欠損症)	32	ターナー(Turner)症候群	22	高安動脈炎	3
ランゲルハンス細胞組織球症	14	低形成腎	11	特発性間質性肺炎	3	完全大血管起始症(タウジッヒ・ビング(Taussig-Bing)奇形を除く。)	32	成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものに限る。)	19	ベーチェット病	3
その他	175	その他	57	その他	5	その他	236	その他	123	その他	9
計	**317**	**計**	**162**	**計**	**115**	**計**	**549**	**計**	**401**	**計**	**58**

糖尿病		先天性代謝異常		血液疾患		免疫疾患		神経・筋疾患		慢性消化器疾患	
1型糖尿病	140	ファブリ―(Fabry)病	8	血友病A	19	ウィスコット・オルドリッチ症候群	6	点頭てんかん(ウエスト(West)症候群)	117	潰瘍性大腸炎	75
2型糖尿病	9	ミトコンドリアDNA突然変異(リー(Leigh)症候群、MELAS及びMERRFを含む。)	7	フォンウィルブランド病	16	好酸球増加症	6	脊髄髄膜瘤	31	クローン(Crohn)病	52
新生児糖尿病	3	家族性高コレステロール血症	6	再生不良性貧血	12	慢性肉芽腫症	3	もやもや病	22	胆道閉鎖症	36
1から6までに掲げるもののほか、糖尿病	2	グルコーストランスポーター1(GLUT1)欠損症	5	血友病B	7	9及び10に掲げるもののほか、慢性の経過をたどる好中球減少症	2	結節性硬化症	17	ヒルシュスプルング病	9
インスリン受容体異常症	1	オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症	4	免疫性血小板減少性紫斑病	3	周期性好中球減少症	2	デュシェンヌ(Duchenne)型筋ジストロフィー	12	先天性胆道拡張症	7
若年発症成人型糖尿病(MODY)	0	その他	48	その他	5	その他	7	その他	187	その他	34
計	**155**	**計**	**78**	**計**	**62**	**計**	**26**	**計**	**386**	**計**	**213**

染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		皮膚疾患		骨系統疾患		脈管系疾患	
1から6までに掲げるもののほか、常染色体異常(ウィリアムズ症候群及びプラダー・ウィリ症候群を除く。)	23	レックリングハウゼン(Recklinghausen)病(神経線維腫症Ⅰ型)	11	軟骨無形成症	18	巨大静脈奇形	5
ダウン症候群	19	表皮水疱症	1	骨形成不全症	13	リンパ管腫	4
18トリソミー症候群	12	道化師様魚鱗癬	1	軟骨低形成症	12	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	2
アンジェルマン症候群	7	スティーヴンス・ジョンソン症候群(中毒性表皮壊死症を含む。)	1	低ホスファターゼ症	4	カサバッハ・メリット現象(症候群)	1
4p-症候群	7	ケラチン症性魚鱗癬(表皮融解性魚鱗癬(優性／劣性)及び表在性表皮融解性魚鱗癬を含む。)	1	胸郭不全症候群	3		-
その他	23		-	その他	2		-
計	**91**	**計**	**15**	**計**	**52**	**計**	**12**

※令和2年度から複数疾患で認定されているものについては、それぞれの疾患で計上

小児慢性特定疾病　給付一人あたりの平均診療日数（疾患群・入通院区分別）

疾患群＼年度		R1			R2			R3			R4			R5			R6			給付一人あたりの平均診療日数・6カ年平均（R1～R6）
		給付実人員	診療延べ日数	給付一人あたりの平均診療日数	給付実人員	診療延べ日数	給付一人あたりの平均診療日数	給付実人員	診療延べ日数	給付一人あたりの平均診療日数	給付実人員	診療延べ日数	給付一人あたりの平均診療日数	給付実人員	診療延べ日数	給付一人あたりの平均診療日数	給付実人員	診療延べ日数	給付一人あたりの平均診療日数	
		人	日	日/人	人	日	日/人	人	日	日/人	人	日	日/人	人	日	日/人	人	日	日/人	日/人
悪性新生物	入院	137	9,314	68.0	131	8,094	61.8	118	7,642	64.8	108	6,770	62.7	107	6,013	56.2	107	4,692	43.9	59.5
	通院	224	3,711	16.6	211	3,252	15.4	227	3,275	14.4	198	3,638	18.4	216	3,153	14.6	194	2,793	14.4	15.6
慢性腎疾患	入院	58	1,028	17.7	48	1,054	22.0	46	973	21.2	37	1,060	28.6	33	557	16.9	40	468	11.7	19.7
	通院	199	2,692	13.5	192	2,639	13.7	190	2,417	12.7	159	2,122	13.3	149	1,810	12.1	113	1,474	13.0	13.1
慢性呼吸器疾患	入院	88	4,289	48.7	71	3,164	44.6	71	2,840	40.0	82	3,186	38.9	79	3,004	38.0	83	2,702	32.6	40.5
	通院	55	4,519	82.2	64	4,587	71.7	66	4,851	73.5	52	5,185	99.7	51	4,339	85.1	38	3,822	100.6	85.5
慢性心疾患	入院	234	7,574	32.4	204	6,076	29.8	189	6,050	32.0	182	4,999	27.5	195	5,226	26.8	184	4,926	26.8	29.2
	通院	422	6,849	16.2	404	6,468	16.0	374	6,452	17.3	313	5,961	19.0	301	5,848	19.4	290	5,199	17.9	17.6
内分泌疾患	入院	47	1,358	28.9	31	1,557	50.2	28	992	35.4	25	483	19.3	26	456	17.5	33	840	25.5	29.5
	通院	974	8,024	8.2	721	6,964	9.7	664	6,322	9.5	506	4,755	9.4	442	3,965	9.0	356	3,159	8.9	9.1
膠原病	入院	23	514	22.3	13	165	12.7	13	223	17.2	12	471	39.3	9	209	23.2	8	406	50.8	27.6
	通院	108	1,736	16.1	111	1,704	15.4	112	1,584	14.1	84	1,368	16.3	78	1,018	13.1	64	717	11.2	14.4
糖尿病	入院	18	243	13.5	19	344	18.1	20	160	8.0	18	268	14.9	18	170	9.4	17	94	5.5	11.6
	通院	177	2,713	15.3	149	2,398	16.1	149	2,447	16.4	137	2,397	17.5	142	2,486	17.5	141	2,220	15.7	16.4
先天性代謝異常	入院	35	1,278	36.5	26	658	25.3	31	755	24.4	25	969	38.8	32	921	28.8	23	526	22.9	29.4
	通院	52	1,476	28.4	55	1,298	23.6	50	1,295	25.9	44	1,577	35.8	42	1,604	38.2	51	1,350	26.5	29.7
血液疾患	入院	20	320	16.0	12	270	22.5	11	181	16.5	6	448	74.7	12	246	20.5	15	278	18.5	28.1
	通院	61	1,048	17.2	64	763	11.9	54	803	14.9	54	821	15.2	47	720	15.3	40	567	14.2	14.8
免疫疾患	入院	16	826	51.6	9	309	34.3	13	553	42.5	7	311	44.4	5	46	9.2	8	143	17.9	33.3
	通院	26	351	13.5	27	366	13.6	23	401	17.4	23	331	14.4	20	288	14.4	19	238	12.5	14.3
神経・筋疾患	入院	162	5,483	33.8	160	4,886	30.5	147	4,642	31.6	157	4,183	26.6	173	4,934	28.5	167	4,447	26.6	29.6
	通院	244	12,272	50.3	224	10,552	47.1	215	10,334	48.1	190	10,280	54.1	196	10,220	52.1	194	9,326	48.1	50.0
慢性消化器疾患	入院	72	1,436	19.9	74	1,079	14.6	74	1,404	19.0	64	1,235	19.3	59	990	16.8	63	1,072	17.0	17.8
	通院	117	1,836	15.7	113	2,068	18.3	129	2,124	16.5	134	2,156	16.1	141	2,013	14.3	124	1,837	14.8	15.9
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	入院	46	1,733	37.7	41	1,388	33.9	37	1,584	42.8	37	1,423	38.5	37	1,316	35.6	38	1,390	36.6	37.5
	通院	54	2,561	47.4	57	2,456	43.1	56	2,415	43.1	45	2,353	52.3	45	2,301	51.1	38	1,860	48.9	47.7
皮膚疾患	入院	2	59	29.5	3	63	21.0	-	-	-	2	24	12.0	1	7	7.0	3	101	33.7	17.2
	通院	13	91	7.0	9	88	9.8	13	94	7.2	8	83	10.4	12	171	14.3	12	142	11.8	10.1
骨系統疾患	入院	11	236	21.5	10	137	13.7	7	161	23.0	14	356	25.4	14	264	18.9	14	151	10.8	18.9
	通院	62	586	9.5	56	691	12.3	56	626	11.2	47	669	14.2	44	723	16.4	39	516	13.2	12.8
脈管系疾患	入院	2	189	94.5	3	19	6.3	1	2	2.0	1	4	4.0	2	25	12.5	2	7	3.5	20.5
	通院	5	38	7.6	3	39	13.0	3	20	6.7	4	14	3.5	7	52	7.4	8	63	7.9	7.7
全体（計）	入院	958	35,455	37.0	842	29,107	34.6	806	28,162	34.9	777	26,190	33.7	802	24,384	30.4	805	22,243	27.6	33.0
	通院	2,726	49,879	18.3	2,401	45,603	19.0	2,381	45,460	19.1	1,998	43,710	21.9	1,933	40,711	21.1	1,721	35,283	20.5	20.0

※旧制度の血友病等血液・免疫疾患は制度改正により血液疾患と免疫疾患に分かれたため、血液疾患として計上

小児慢性特定疾病　総医療費の推移

単位:百万円

種別・疾患群＼医療費		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	増減率（H29⇒R6）
入院	悪性新生物	1,035.0	989.7	959.2	713.5	932.2	792.6	772.0	646.8	0.6
	慢性腎疾患	104.7	106.4	76.1	71.3	66.8	88.9	53.6	95.5	0.9
	慢性呼吸器疾患	253.9	320.5	281.9	219.1	238.0	278.4	244.0	268.8	1.1
	慢性心疾患	1,012.9	1,101.0	848.9	679.0	680.6	687.8	652.0	674.4	0.7
	内分泌疾患	86.5	142.4	93.9	120.7	76.9	55.9	67.6	85.9	1.0
	膠原病	25.2	29.6	30.9	10.1	12.5	38.6	12.0	34.7	1.4
	糖尿病	19.7	13.8	13.7	21.0	10.1	17.2	13.7	8.7	0.4
	先天性代謝異常	321.8	220.1	124.8	80.0	102.5	120.6	147.9	182.4	0.6
	血液疾患	130.9	24.3	35.8	35.5	20.5	44.9	38.6	47.0	0.4
	免疫疾患	21.4	53.7	68.4	29.5	75.5	30.7	3.9	17.1	0.8
	神経・筋疾患	402.3	531.6	527.1	483.2	429.8	580.7	437.0	499.5	1.2
	慢性消化器疾患	133.5	196.9	127.4	86.6	124.7	120.4	109.2	110.1	0.8
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	122.6	155.1	122.1	100.2	119.3	114.4	99.2	123.1	1.0
	皮膚疾患	1.6	1.6	3.4	5.3	0.0	1.3	0.5	8.0	4.9
	骨系統疾患				9.1	10.2	25.4	26.7	30.3	-
	脈管系疾患				2.1	0.2	0.3	1.4	0.6	-
	計	3,672	3,887	3,314	2,666	2,900	2,998	2,679	2,833	0.8
通院	悪性新生物	203.0	120.4	109.7	114.7	88.4	92.9	86.2	95.9	0.5
	慢性腎疾患	206.7	156.0	133.7	139.7	124.7	117.2	105.9	123.8	0.6
	慢性呼吸器疾患	290.1	214.5	200.5	210.3	227.5	243.8	201.9	231.4	0.8
	慢性心疾患	623.4	349.4	387.8	358.7	388.6	382.7	326.6	322.5	0.5
	内分泌疾患	2,236.8	1,279.1	965.5	794.3	705.8	566.5	451.8	428.3	0.2
	膠原病	196.4	137.8	135.4	135.2	124.6	109.1	0.0	81.7	0.4
	糖尿病	162.1	108.3	89.6	86.5	90.1	92.6	111.7	138.7	0.9
	先天性代謝異常	281.2	298.7	343.3	400.0	465.2	513.1	467.9	523.5	1.9
	血液疾患	716.4	619.1	583.8	507.3	514.7	451.6	398.6	457.2	0.6
	免疫疾患	15.0	5.1	13.3	19.6	14.2	11.0	30.9	22.7	1.5
	神経・筋疾患	370.6	292.8	287.0	282.5	288.4	390.0	399.4	505.9	1.4
	慢性消化器疾患	228.5	139.3	127.6	153.5	168.7	227.0	222.8	238.8	1.0
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	107.9	92.9	77.2	80.8	75.6	80.7	73.5	74.0	0.7
	皮膚疾患	0.5	0.6	1.4	4.0	3.2	5.9	52.1	78.9	169.1
	骨系統疾患				100.4	109.9	175.6	447.2	371.1	-
	脈管系疾患				0.7	0.1	0.1	2.2	5.5	-
	計	5,639	3,814	3,456	3,388	3,390	3,460	3,379	3,700	0.7
訪問看護	悪性新生物	42.7	10.4	7.6	5.9	5.0	6.2	78.4	9.8	0.2
	慢性腎疾患	6.4	6.8	5.9	5.2	6.4	9.8	79.7	5.9	0.9
	慢性呼吸器疾患	283.5	119.1	124.8	112.0	122.9	128.3	904.2	116.4	0.4
	慢性心疾患	144.5	65.8	67.6	62.7	69.3	55.4	507.6	65.7	0.5
	内分泌疾患	52.4	18.2	16.0	12.6	12.6	12.5	105.0	17.0	0.3
	膠原病	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	90.1	0.5	-
	糖尿病	0.0	1.0	0.7	0.9	2.7	3.0	21.7	2.1	59.2
	先天性代謝異常	54.6	25.0	22.6	14.0	13.0	13.8	150.4	17.1	0.3
	血液疾患	13.1	2.8	1.5	0.5	1.0	1.2	10.2	0.4	0.0
	免疫疾患	0.4	0.8	0.3	0.4	0.6	1.3	20.6	0.9	2.5
	神経・筋疾患	261.2	147.6	133.5	134.4	135.0	145.6	1,248.8	162.8	0.6
	慢性消化器疾患	14.2	4.5	6.4	4.1	5.3	5.6	28.5	6.9	0.5
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	162.0	56.1	45.3	48.8	52.5	49.5	386.5	41.2	0.3
	皮膚疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	-
	骨系統疾患				0.3	0.7	3.0	33.9	5.9	-
	脈管系疾患				0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	計	1,035	458	432	402	427	435	3,666	453	0.4

2. 先天性代謝異常等検査事業及び新生児ﾏｽｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ検査実証事業

1. 先天性代謝異常等検査事業（昭和52年より実施）

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常等については、早期に発見し早期に適正な治療を行うことにより心身障がいを予防することが可能であるため、新生児を対象としたマススクリーニング検査制度を設け、異常の早期発見に努めている。

＊ 根拠法令：厚生労働省子ども家庭局通知

【検査実績】検査委託機関：大阪母子医療センター

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
検査件数(再検査含)	134,802	128,989	128,431	123,300	117,174	149,700
先天性代謝異常症	44,010	42,235	49,634	40,046	38,014	37,066
先天性副腎過形成症	45,940	44,015	49,504	42,650	40,844	39,484
先天性甲状腺機能低下症	44,852	42,679	48,422	40,604	38,316	38,066
要精密検査数(患者数)	85(44)	76(36)	42(14)	77(38)	59(29)	76(18)
ガラクトース血症	6(0)	13(0)	11(0)	5(0)	6(2)	7(0)
ホモシスチン尿症	1(0)	0(0)	0(1)	1(0)	0(0)	2(0)
フェニルケトン尿症	2(1)	0(0)	1(1)	1(0)	0(0)	2(0)
メープルシロップ尿症	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
先天性副腎過形成症	6(2)	7(0)	5(2)	5(3)	10(6)	13(4)
先天性甲状腺機能低下症	48(37)	45(32)	45(36)	48(19)	33(20)	35(13)
※その他疾患	21(4)	11(4)	18(5)	17(16)	10(1)	17(1)
新規検査件数	37,110	35,629	35,747	340,34	32,458	31,314

（注）検査対象者：大阪府内（大阪市・堺市（平成 18 年度から）を除く）で出生した新生児を対象に、検査を希望するもの。検査件数は新規、再検査、再採血分を含む。

※①平成 19 年度よりタンデムマス法による検査で、20 種類以上の疾患が発見できるようになった。（母子センターによる研究事業）

②平成 23 年度開催の「大阪府先天性代謝等検査専門部会」において、タンデムマス法による大阪府版の検査対象として「一次対象疾患」19 疾患、「二次対象疾患」6 疾患の計 25 疾患が承認され平成 24 年 4 月1日から検査を実施。

③平成 29 年度開催の「大阪府先天性代謝異常等検査検討会」において意見を徴し、検査対象疾患の内訳を修正。「一次対象疾患」20 疾患、「二次対象疾患」5 疾患として検査を実施（検査対象疾患は P8）

2. 新生児マススクリーニング検査の実証事業（令和6年3月より実施）

国の令和5年度補正予算で、新たな公費負担対象疾患を検討するための「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」が創設された。大阪府では、令和6年3月より実証事業に参画し、国の実証事業の対象となる2疾患（重症免疫不全症（SCID）及び脊髄性筋萎縮症（SMA））についても公費負担で検査を受けられる環境整備に取り組むとともに、国の調査研究と連携・協力を行う。

【検査実績】検査委託機関：大阪母子医療センター

	令和5年度	令和6年度
検査件数(再検査含)	2,263	35,084
重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症	2,263	35,084
要精密検査数(患者数)	1(0)	10(2)

〇根拠法令等　こども家庭庁成育局長通知

（注）検査対象者：大阪府内（大阪市及び堺市を除く）で出生した新生児で検査を希望し、国の実証事業への参画へ了承したもの。
※検査委託機関については、大阪母子医療センターが SCID（R 元年度～）、SMA（R3年度～について拡大マススクリーニング検査（自費検査）として実施しており、既に検査体制を確立できていたため、委託先として選定。

（2）大阪府先天性代謝異常等検査検討会
令和6年 2 月5日 Zoom によるオンライン開催

① 先天性代謝異常等検査事業報告（令和5年度）
・大阪府・大阪市・堺市の検査実績について報告。
② 総括表の改定について/実証事業対象疾患の精密検査結果報告様式について
・実証事業の開始により検査対象疾患追加されたため、検討会での報告資料（総括表）の改定や、府内統一の精密検査結果報告様式（案）について説明。
③ その他
・大阪府より、精密検査の連絡体制について確認。
・大阪市より、大阪市域における新生児マススクリーニングの検体取り扱い状況の経年変化について報告。

大阪府　新生児マス・スクリーニング検査の公費対象疾患について

〇昭和 52 年 10 月～　　ガスリー法による先天性代謝異常等検査開始(6 疾患) ※平成 19 年からタンデムマス法に。
〇平成 30 年　3 月 30 日 20疾患を「一次対象疾患」と位置づけ、「一次対象疾患」より「現状において確定診断が容易でない・治療効果が確実でない段階」の疾患を「二次対象疾患(5疾患)」とし、「一次対象疾患」と合わせた 25 疾患で実施。
〇令和　6 年　3 月　1 日 国の実証事業へ参画し、2 疾患を公費対象に追加。

一次対象疾患(20疾患)内訳

【アミノ酸代謝異常症＜5疾患＞】
〔1〕フェニルケトン尿症、〔2〕メープルシロップ尿症、〔3〕ホモシスチン尿症、
〔4〕シトルリン血症Ⅰ型、〔5〕アルギニノコハク酸尿症

【有機酸代謝異常症＜7疾患＞】
〔1〕メチルマロン酸血症、〔2〕プロピオン酸血症、〔3〕イソ吉草酸血症、〔4〕メチルクロトニルグリシン尿症、〔5〕ヒドロキシメチルグルタル酸血症、〔6〕複合カルボキシラーゼ欠損症、
〔7〕グルタル酸血症Ⅰ型

【脂肪酸β酸化異常症＜5疾患＞】
〔1〕　中鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症、〔2〕極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症、
〔3〕三頭酵素欠損症〔4〕カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-Ⅰ欠損症、
〔5〕カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-Ⅱ欠損症

【ガラクトース血症】

【先天性副腎過形成症】

【先天性甲状腺機能低下症】

二次対象疾患(5疾患)内訳

【その他のアミノ酸代謝異常症＜1疾患＞】
〔1〕　シトリン欠損症

【その他の有機酸代謝異常症＜1疾患＞】
〔1〕　βケトチオラーゼ欠損症

【その他脂肪酸β酸化異常症＜3疾患＞】
〔1〕　カルニチンアシルカルニチントランスロカーゼ欠損症
〔2〕　全身性カルニチン欠乏症
〔3〕　グルタル酸血症Ⅱ型

実証事業対象疾患(2疾患)内訳

〔1〕重症複合免疫不全症
〔2〕脊髄性筋萎縮症

3. 周産期医療体制整備事業

地域において高度専門的な周産期医療を効果的に提供する体制を確保するとともに、各医療機関の機能分担の確立により府民が安心して妊娠・出産できる体制の整備を促進するため、下記事業を実施している。

(1)周産期医療体制整備事業

① 周産期緊急医療体制整備事業(大阪府医師会に委託)
周産期医療ネットワーク整備や周産期医療関係者に対する研修等の実施
② 周産期緊急医療体制確保事業(大阪府医師会を通じて助成)
NMCS(新生児診療相互援助システム:27医療機関)及び OGCS(産婦人科診療相互援助システム:34医療機関)に参画している医療機関に対し活動実績に応じて助成。

※活動実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
NMCS 搬送等受入件数	1,116件	1,264件	1,158件	1,170件
OGCS 搬送等受入件数	2,198件	2,173件	2,044件	2,122件
合 計	3,314件	3,437件	3,202件	3,392件

(2)産婦人科救急搬送体制確保事業

搬送先選定に苦慮する「かかりつけ医のない妊婦等」の救急搬送受入体制を整備するため、府内を3 地域に分け、当番制により受入担当病院を確保する。

※活動実績

	令和 3 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北部	236件	269件	308件	304件
中部	586件	653件	819件	750件
南部	65件	71件	100件	88件
合 計	808件	993件	1,227件	1,142件

(3)周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業

母体や胎児が危険な状態にある妊産婦の集中治療室を有する専門医療機関に速やかに搬送するためコーディネーターを設置。

※活動実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業日数	365日	365日	366日	365日
調整件数	92件	130件	98件	103件

（4）最重症合併症妊産婦受入体制

救命救急医療と周産期医療の連携により最重症合併症妊産婦の受入体制の整備・強化を図る。

＜最重症合併症妊産婦搬送実績（件）＞

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
搬送実績	450	398	372	427	392	356	374	385	392
死亡数	1	3	3	2	0	1	0	2	5
発生率	0.64	0.58	0.56	0.65	0.63	0.58	0.63	0.68	0.71

※発生率＝最重症合併症妊産婦実績件数÷大阪府内出生数×100
※期間：各年1月～12月

2. 慢性疾患児の在宅療養支援対策

1. 在宅支援体制の現状

(1)長期入院児

①NICU を有する医療機関における長期入院児数(調査時点実人員)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入院児	52	48	38	43	59	72	53	45	47	48	38

〇長期入院児は、平成28年度以降増加していたが、令和 2 年度は減少し、以降は横ばいで推移。

②長期入院児の退院児数(年間実人数)

年	退院児数	退院先			
		在宅	施設	転院	死亡
H30	78	52(67%)	5(6%)	8(10%)	13(17%)
R1	100	75(75%)	0(0%)	11(11%)	14(14%)
R2	88	64(73%)	4(4%)	8(9%)	12(14%)
R3	86	62(72%)	2(2%)	12(14%)	10(12%)
R4	109	85(78%)	3(3%)	8(7%)	13(12%)
R5	88	63(72%)	12(14%)	3(3%)	10(11%)
R6	67	56(84%)	5(7%)	0(0%)	6(9%)

〇長期入院児のうち自宅等への退院児の割合は横ばい傾向である。

(2)医療的ケア児

大阪府における支援実数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医療的ケア児	府保健所	541	531	524	475	472	514	499	489	392	376	392	426	407
	政令市中核市	-	-	-	350	465	495	460	526	570	717	643	698	669
人工呼吸器装着	府保健所	89	92	93	109	103	101	115	111	107	103	118	118	102
	政令市中核市	-	-	-	85	84	101	106	128	128	125	123	134	161

※H24 年度から豊中市、H26 年度枚方市、H30 年度八尾市、H31 年度寝屋川市、R2 年度吹田市が中核市に移行

〇医療的ケア児のうち人工呼吸器装着児の割合は、R3 年度 21%、R4 年度 23%、R5 年度 22%
R6 年度 25%と、H27 年度以降は横ばいで推移。

医療的ケア児の状況　　〈令和6年度〉

		合計	府保健所	政令中核市計	池田	茨木	守口	四條畷	藤井寺	富田林	和泉	岸和田	泉佐野
実　人　数		1,105	407	698	45	70	34	36	36	37	72	29	48
医療的ケア別人数（ケアが重複する場合はそれぞれ計上）		2,143	914	1,229	119	181	65	69	119	110	134	53	64
人工呼吸療法		263	102	161	12	25	6	7	17	12	8	9	6
人工呼吸療法を伴わない気管切開		124	70	54	7	22	2	3	7	11	11	1	6
吸引		460	197	263	30	39	15	14	26	26	25	11	11
酸素療法		467	188	279	29	30	14	13	23	18	40	7	14
経管栄養法	経鼻栄養	224	92	132	12	18	3	11	11	9	10	9	9
	胃ろう（腸ろう）	347	161	186	21	33	17	8	21	23	22	10	6
中心静脈栄養法（高カロリー輸液）		24	12	12	0	1	1	2	2	2	1	1	2
腹膜潅流（腹膜透析）		9	5	4	1	0	0	0	0	0	2	1	1
導尿		59	33	26	3	5	2	3	2	2	6	2	8
ストマケア（人工肛門）		23	8	15	0	2	0	1	3	1	0	1	0
その他		129	46	83	4	6	5	7	7	6	9	1	1

		大阪市	堺市	東大阪市	高槻市	豊中市	枚方市	八尾市	寝屋川市	吹田市
実　人　数		131	76	68	126	69	80	33	65	50
医療的ケア別人数（ケアが重複する場合はそれぞれ計上）		285	102	94	210	154	158	57	70	99
人工呼吸療法		66	10	13	13	25	15	6	5	8
人工呼吸療法を伴わない気管切開		11	7	5	1	7	7	5	3	8
吸引		70	16	36	22	40	29	9	13	28
酸素療法		51	34	39	23	55	28	16	14	19
経管栄養法	経鼻栄養	28	16	18	11	12	15	16	6	10
	胃ろう（腸ろう）	41	20	29	17	22	20	7	6	24
中心静脈栄養法（高カロリー輸液）		2	1	3	0	2	3	1	0	0
腹膜潅流（腹膜透析）		1	0	0	0	2	1	0	0	0
導尿		2	3	5	3	2	3	1	1	6
ストマケア（人工肛門）		2	5	3	0	1	1	1	1	1
その他		4	4	54	2	0	0	3	12	4

（3）障がい・難病児の療育支援体制整備事業（保健所等における慢性疾患児・身体障がい児の支援状況）

①個別支援（訪問・面接・療育相談）

【慢性疾患児】

〇主に小児慢性特定疾病対象児

〇小児慢性特定疾病申請時面接や医療機関からの連絡で把握した中で、重症児や保護者支援が特に必要な児に対して支援を実施。

〈令和6年度〉

保健所	訪問		面接		専門相談			
					療育相談		専門職訪問	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
池田	54	166	50	51	1	2	2	3
茨木	80	357	117	135	1	1	3	3
守口	51	140	63	70	4	4	2	2
四條畷	44	142	34	41	0	0	1	1
藤井寺	40	254	93	175	10	12	4	4
富田林	46	175	86	100	3	3	2	3
和泉	37	133	91	124	0	0	5	5
岸和田	46	116	82	99	0	0	4	4
泉佐野	25	107	93	117	8	8	8	8
計	423	1,590	709	912	27	30	31	33

政令市・中核市	支援実人員
大阪市	1,123
堺市	492
東大阪市	323
高槻市	357
豊中市	129
枚方市	124
八尾市	39
寝屋川市	47
吹田市	97
計	2,731

【身体障がい児】

〇主に医療機関連絡等により対象者を把握し、その中でも重症児や保護者支援が特に必要な児に対して支援を実施。

〈令和6年度〉

保健所	訪問		面接		専門相談			
					療育相談		専門職訪問	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
池田	50	185	14	14	0	0	0	0
茨木	84	359	82	97	0	0	0	0
守口	39	108	33	35	1	1	0	0
四條畷	26	80	16	20	0	0	0	0
藤井寺	36	146	19	41	0	0	0	0
富田林	50	210	44	53	0	0	0	0
和泉	25	104	45	69	0	0	0	0
岸和田	29	97	34	46	0	0	0	0
泉佐野	37	76	29	36	1	1	1	2
計	376	1,365	316	411	2	2	1	2

②集団支援（患者・家族交流会）

【慢性疾患児・身体障がい児】　〈令和6年度〉

保健所	開催回数	参加延人数				個別相談延数
		子ども	保護者	指導者等	計	
池田	1	1	6	2	9	6
茨木	1	7	5	4	16	5
守口	2	0	9	5	14	0
四條畷	2	6	10	0	16	0
藤井寺	3	4	19	25	48	6
富田林	3	1	10	16	27	1
和泉	2	1	9	11	21	0
岸和田	3	7	22	15	44	1
泉佐野	3	6	22	67	95	3
計	**20**	**33**	**112**	**145**	**290**	**22**

③小児在宅生活支援地域連携シート≪府基本版≫

○専門病院と地域医療機関のコーディネートを行い、医療に係る支援ネットワークを構築するため平成24年度に作成した「小児在宅生活支援地域連携シート（府基本版）」を活用し、医療的ケア児に係る個々の事例について、医療・保健・福祉・教育等関係機関の役割を整理、明確化させた。

○平成26年度、政令・中核市保健所の医療的ケア児への支援状況の聞き取り及び「小児在宅生活支援地域連携シート（府基本版）」の説明を行った。

○平成27年度～政令市・中核市及び医療機関において、「小児在宅生活支援地域連携シート（府基本版）」を基に、実情に応じた連携ツールが作成されている。

府保健所実績　令和元年度　100事例　令和2年度　100事例　令和3年度　104事例
令和4年度　79事例　令和5年度　52事例　令和6年度　52事例

2. 小児在宅医診療促進事業（地域医療介護総合確保基金事業）

医療的ケアが必要な小児が退院し、地域で在宅生活を送るうえで、医療依存度が高いため、専門医療機関へ通院している児が多く、保護者の不安や負担は大きい。身近な医療機関が訪問等により、医療的ケアが必要な児の医療を担えるよう、医療技術の習得や小児の特性理解等を目的とした研修会を開催。

○「小児のかかりつけ医育成事業」（平成26年度～28年度）
・府内の医師・医療スタッフ等を対象とした研修の実施（大阪府医師会委託）。
・府保健所保健師・訪問看護師等を対象とした研修の実施。

○「小児のかかりつけ医確保事業」（平成29年度～令和元年度）（大阪府医師会委託）
・小児期から成人期への移行の府内の内科医師・医療スタッフ向け研修の実施。
・内科医師と小児科医師が患児宅へ訪問し、小児在宅医療への理解を深める同行訪問研修の実施。

○「小児在宅医療診療促進事業」（令和2年度～）（大阪府医師会委託）
・地域の小児科医・内科医等を対象にした研修会を実施。
※コロナ禍で実施方法を変更しWeb開催を実施していたが、R4年度から実技研修を再開。

令和6年度

小児在宅医研修会（Web講習会）
第1回：　令和6年10月31日（木）
テーマ：「地域における“医療的ケア児（者）まんなかチーム”の一員になろう！」
講義：「大阪府医療的ケア児支援センターの活動」
「小児在宅医療の現状」
「心身障害児の経年的な変化と、変形・拘縮による二次障害」
「（年長児の問題）移行前カンファレンスの実際－好事例から学ぶ」
受講人数　103人（別にアーカイブ視聴89人）

小児在宅医研修会（実技研修会）
第1回：令和6年12月15日（日）講演、ナーシングベビーを使用した実技講習、グループワーク
第2回：令和7年2月1日（土）講演、ナーシングベビーを使用した実技講習、グループワーク
第3回：令和7年2月9日（日）講演、ナーシングベビーを使用した実技講習、グループワーク
受講人数　実人数78人　：第1回19人、第2回30人、第3回29人

3. 大阪府難病児者支援対策会議

○府内の難病患者や慢性疾患児童(以下「難病患者等」という。)の安定的な療養生活実現のために、難病等に係る各分野の専門家との意見交換を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有を図るなど、難病及び慢性疾患児の療養生活支援の検討を行うことを目的に平成29年度に設置。

令和2年度:令和3年1月29日(金)
・難病医療提供体制・移行期医療支援センターについて
・難病児者療養生活支援に係る取組みについて
・新型コロナウイルス蔓延下での難病児者の取組について
・大阪難病相談支援センター移転再整備について

令和3年度:令和4年2月10日(木)
・難病医療提供体制・移行期医療支援体制について
・難病児者・小児慢性特定疾病児療養生活支援に係る取組みについて

令和4年度:令和5年2月22日(水)
・難病医療提供体制・移行期医療支援体制について
・難病児者療養生活支援に係る取組みについて

令和5年度:①令和5年7月14日(金)
・第7次医療計画の評価 及び第8次医療計画(素案)

②令和6年2月15日(木)
・難病医療提供体制・移行期医療支援センターについて
・難病児者療養生活支援に係る取組みについて
・第8次大阪府医療計画案(難病対策・小児 医療)について

令和6年度:令和7年3月10日(月)
・難病医療提供体制の取組みについて
・大阪府移行期医療支援センターの取組みについて
・療養生活支援に係る取組みについて(難病・小児慢性特定疾病)

4. 移行期医療体制整備事業

○小児慢性特定疾病の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、医療機関等の連携の調整、小児慢性特定疾病児童等やその家族の移行期に係る相談支援を実施、個々の疾病の特性や患者の状況等を踏まえた移行期医療支援体制の充実を図ることを目的に、令和元年度より実施。(大阪母子医療センター委託)

■移行期医療支援センターの設置(大阪母子医療センター内)

○移行期医療推進会議の開催
令和2年度:4回(7/15、9/11、11/20、3/17)Web開催
令和3年度:3回(6/30、12/1、3/23)Web開催
令和4年度:3回(7/8、12/13、2/17)開催 ※7,2月Web、12月メール開催
令和5年度:3回(6/16、10/25、2/28)開催 Web開催
令和6年度:2回(6/27、2/19)開催 Web開催

○小児慢性特定疾病児等の現状把握(医療機関調査)と課題の整理

○ホームページでの移行期医療に関する情報発信・啓発

○相談窓口の設置(令和4年7月から)
対応実績:1304件/394人、うち129人が成人診療科へ移行。

○連携可能な成人診療科のリスト作成:80機関

○小児診療科・成人診療科等を対象とした研修会の開催
第1回: 令和3年3月12日(金)「先天性心疾患患者の移行期医療を考える!(第1弾)」88人
第2回: 令和3年5月15日(土)「成人ダウン症患者の移行期医療を考える!」311人(うち府内178人)
第3回: 令和3年9月4日(土)「先天性心疾患患者の移行期医療を考える!(第2弾)」155人(うち府内111人)
第4回: 令和3年11月20日(土)「小児がん経験者の移行期医療を考える!」195人(うち府内129人)
第5回: 令和4年1月29日(金)「てんかん・神経筋疾患の移行期医療を考える!」180人
第6回: 令和5年1月28日(土)「大阪における小児外科疾患患者の移行期医療を考える!」109人(Web)
第7回: 令和5年9月2日(土)「小児期発症慢性疾患をもつ発達障がい児者の移行期医療を考える!」193人(Web)
第8回: 令和7年2月2日(土)「大阪におけるライソゾーム病の移行期医療を考える!」85人(Web)

○懇話会の開催(対面)
第1回: 令和6年10月20日(日)「看護による成人移行支援を考える会」 12人
第2回: 令和7年2月11日(火・祝)「第3回ACHD移行期医療懇話会」 22人
第3回: 令和7年2月23日(日)「第2回医療的ケアをもつ重症心身障がい患者の移行期医療を考える」 28人
第4回: 令和7年3月3日(月)「看護による成人移行支援を考える会」 9人
成人診療科・小児診療科医師、診療所、二次医療機関、三次医療機関、関係諸団体、MSW、行政から参加

○移行期医療・自立支援マニュアルの作成

〇府保健所保健師を対象に、自立支援に関する研修会を開催
令和3年3月3日(水)移行期医療と自立支援について　　受講人数28人
令和5年3月 移行期医療について(動画配信)　　受講人数47人
令和5年9･10月(動画配信)、令和6年2月29日(木)(対面)
令和5年度小児慢性疾患児等自立支援研修　受講人数32人
令和6年10月 藤井寺保健所 成人移行期交流会にて講演

3. 妊娠に関する事業

1. 不妊・不育症対策事業

不妊・不育に関する専門的な相談窓口の開設・情報提供体制等の整備及び研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、検査に要する費用の一部を助成することで、不妊・不育に悩む人々の身体的・精神的・経済的負担の軽減と出産を望む人々への支援を図る。

(1)特定不妊治療の助成事業(保険適用化に伴い令和4年度末で終了)

子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている夫婦に対して、指定医療機関での特定不妊治療に要した費用に対し、1回の治療につき30万円、凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等については10万円を上限に助成。また、対象となる男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を併せて行った場合は、さらに30万円を上限に助成。治療開始時点で妻の年齢が 40 歳未満の夫婦へは通算6回、40 歳以上の夫婦へは通算3回を、43 歳になるまでに始めた治療に限り助成した。保険適用化に伴い、令和4年度末で助成事業は終了。

平成 30～令和4年度助成実績

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3年度	R4年度
総申請件数	3,553 件	3,425 件	2,499 件	4,328 件	1,644 件
承認件数	3,548 件	3,417 件	2,498 件	4,323 件	1,641 件
助成決定金額	606,893 千円	585,246 千円	453,221 千円	943,088 千円	342,599 千円

(2)不育症検査費用助成事業(令和3年度開始)

2回以上の流産、死産の既往がある方に対し、先進医療として告示されている不育症検査を、当該検査を実施する医療機関として、管轄の地方厚生局に届出を行い承認された保険医療機関で実施する場合、1回の対象検査に係る検査費用の7割に相当する額で6万円を限度に助成する。

なお、令和3年度の助成対象検査「流産検体を用いた染色体検査」は令和4年4月からの保険適用化に伴い、助成対象から除外され、令和 4 年 12 月より、「次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査」が助成対象となっている。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
助成件数	27 件	0 件	4 件	21

(3)不妊専門相談センター事業(令和5年度から「性と健康の相談センター」に改称)

電話相談等による幅広い不妊・不育等の悩みの心理的サポートを図るとともに各種講座の開催・ホームページ・SNS による情報提供を実施している。

令和元年 12 月から大阪市と共同運営を開始し、大阪市にも運営にかかる経費を負担してもらうことで、これまで財源上困難であった「受付時間の拡大」を実現した。

また、令和5年4月より周産期喪失にまつわる個別相談を開始。

面接相談、カウンセリング、個別相談はオンラインでも対応している。

① 不妊・不育にまつわる電話・面接相談

電話・面接相談・カウンセリング	相談日時	【電話相談】 第1・第3水曜日 10:00～19:00 第2・第4水曜日 10:00～16:00 第1～第4金曜日 10:00～16:00 （第5水曜日、第5金曜日・平日の祝日、年末年始は除く） 第4土曜日 13:00～16:00 【面接相談】（H28.7 月開始、1 組 30 分、要予約） 第4土曜日 14:00～17:00 【不妊カウンセリング】（R3.4月開始（R4 より枠追加）1 組 50 分、要予約） 毎月 第1・3土曜日 13:00～17::00 月2回 木曜日 19:00～21:00 ※オンラインのみ
	相 談 員	助産師 2名（面接相談時1名同席） 女性産婦人科医師 1 名（面接相談） 不妊症看護認定看護師、生殖医療コーディネーター、不妊カウンセラーの資格を持つ助産師 1名（不妊カウンセリング） 臨床心理士 1名（不妊カウンセリング）
	利用方法	不妊・不育にまつわる相談電話 06-6910-8655 面接・不妊カウンセリング相談予約電話 06-6910-1310
	場所	ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）2階事務局 おおさか性と健康の相談センター （電話相談・面接相談は 4 階相談室で実施）
	内容	・不妊・不育にまつわる悩み全般についての相談 （不妊治療に関すること、夫婦関係・人間関係のこと、子どものいない人生のことなど） ・医療機関情報など不妊に関する情報の提供 ・流産、死産を経験した方への支援等を含む
	運営	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団
	相談件数	H28 年度:242 件（電話）、11 件（面接） H29 年度:235 件（電話）、20 件（面接） H30 年度:246 件（電話）、22 件（面接） R 1 年 度:301 件（電話）、30 件（面接） R 2 年 度:404 件（電話）、39 件（面接） R 3 年 度:525 件（電話）、39 件（面接）、75 件（カウンセリング） R 4 年 度:412 件（電話）、44 件（面接）、113 件（カウンセリング） R 5 年 度:434 件（電話）、22 件（面接）、108 件（カウンセリング） R6 年 度:399 件（電話）、26 件（面接）、119 件（カウンセリング）

＊平成 21 年 4 月に、事業提案公募により運営主体を決定し、同年 7 月から事業を実施。

② サポート・グループ
③ 情報提供セミナー（年度により、医療・医療以外をテーマに実施）
④ 公開講座
⑤ ホームページ・SNS による情報提供（URL: https://caran-coron.jp/ ）
⑥ 不妊関連情報コーナーの設置
⑦ 関係者の研修
⑧ サポートグループファシリテーター育成研修

※③～④については、一部オンライン開催を実施し、YouTube による限定公開動画配信も実施。

（4）事業の広報活動
・大阪府、大阪市及び性と健康の相談センターホームページにおいて助成・相談事業について掲載
・性と健康の相談センターのリーフレット及びサポート・グループ等のちらしを配布
・性と健康の相談センターにおけるSNS（旧 Twitter（X）や Instagram）を活用した広報（平成 29 年 9 月より）
・公民連携により健康情報サービス「ルナルナ」（スマートフォンアプリ）内に“大阪府特設ページ”を開設し、不妊専門相談センターや府内自治体の助成金情報等を提供（平成 31 年3月より）

（5）「不妊対策検討会」令和5年2月8日（水）開催

① 特定不妊治療支援事業について
府事業の概要、助成実績等について説明。

② 不妊専門相談センター事業について
府事業の概要、相談実績等について説明。

③ 性と健康の相談センター事業・プレコンセプションケアについて
国の予算資料を用いて、国の性と健康の相談センター事業及び R5 以降の府の事業について説明。
あわせて、プレコンセプションケアの概要を説明。

④ 不育症検査費用助成事業について
府事業の概要、助成実績等について説明。

令和6年度 おおさか性と健康の相談センター事業

○不妊・不育にまつわる電話・面接相談
○定例サポート・グループ（月1回スマイル・さろん）
○サポート・グループ（年間3コース実施）
○情報提供セミナー、講座等（3回実施）
○ホームページ・Twitterの管理・運営
○基礎情報等の提供（インターネットを通じた基礎知識等の提供）
○不妊関連情報コーナーの設置
○関係者の研修
○サポートグループファシリテーター育成研修

（参考）不妊・不育にまつわる電話相談月別主訴件数

項目／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	（%）
情報提供	11	6	16	9	9	13	11	9	12	3	7	5	111	27.8%
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	4	1	0	3	2	2	6	2	3	5	3	4	35	8.8%
今の治療の内容と妊娠の可能性	2	0	2	0	3	0	1	1	1	1	1	2	14	3.5%
他の治療内容・方法など	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0.5%
二人目不妊	2	0	3	1	4	4	1	2	3	0	3	2	25	6.3%
男性不妊	2	2	0	1	3	0	0	1	0	1	1	1	12	3.0%
医療機関に対する不満	1	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	6	1.5%
パートナーとの関係	6	1	1	2	0	2	2	1	0	2	1	4	22	5.5%
周囲との人間関係	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	5	1.3%
自分自身のこと	1	3	3	2	5	4	0	1	2	1	1	1	24	6.0%
子どものいない人生	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3%
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0.5%
不育症	1	0	1	3	0	1	2	0	1	1	2	0	12	3.0%
助成金	0	0	0	0	0	2	0	1	1	1	1	3	9	2.3%
グリーフケア	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	2	6	1.5%
その他	6	11	6	10	8	11	4	10	10	5	21	11	113	28.3%
合　　計	37	28	32	33	40	41	28	28	33	20	43	36	399	71.7%

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
令和6年度	37	28	32	33	40	41	28	28	33	20	43	36	399	91.9%
令和5年度	35	24	34	32	25	39	34	40	53	40	40	38	434	82.7%
令和4年度	40	38	41	38	30	40	35	29	25	26	34	36	412	78.5%
令和3年度	43	44	52	45	45	41	49	40	41	42	37	46	525	130.0%
令和2年度	31	19	32	32	33	26	30	34	30	37	51	49	404	134.2%
令和元年度	17	12	29	22	29	28	27	17	33	30	32	25	301	122.4%
平成30年度	22	18	18	12	22	28	19	24	25	16	21	21	246	104.7%
平成29年度	23	13	21	26	10	12	29	29	22	13	22	15	235	97.1%
平成28年度	20	16	24	30	26	21	12	18	18	20	19	18	242	94.2%
平成27年度	7	15	26	21	21	14	20	22	14	34	35	28	257	

（参考）不妊・不育にまつわる面接相談月別主訴件

項目／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	（%）
情報提供	0	1	0	0	0	3	0	0	0	3	3	2	12	46%
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	2	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	5	19%
今の治療の内容と妊娠の可能性	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	12%
他の治療内容・方法など	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3	12%
二人目不妊	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4%
男性不妊	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4%
医療機関に対する不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
パートナーとの関係	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4%
周囲との人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
自分自身のこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
不育症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
合　　計	2	2	0	1	3	3	3	3	1	3	3	2	26	100.0%

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
令和6年度	2	2	0	1	3	3	3	3	1	3	3	2	26	118.2%
令和5年度	0	3	3	4	2	1	2	1	1	2	3	0	22	50.0%
令和4年度	4	4	4	4	4	1	4	4	3	4	4	4	44	112.8%
令和3年度	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	0	0	39	100.0%
令和2年度	0	4	3	4	4	4	4	1	3	4	4	4	39	130.0%
令和元年度	2	2	2	2	2	1	2	1	4	4	4	4	30	136.4%
平成30年度	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	22	

（参考）不妊・不育にまつわるカウンセリング月別主訴件数（令和3年度開始、令和4年度枠増設）

項目／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)
情報提供	5	8	8	10	9	8	9	8	6	5	9	5	90	75.6%
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.8%
今の治療の内容と妊娠の可能性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.8%
他の治療内容・方法など	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
二人目不妊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
男性不妊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
医療機関に対する不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
パートナーとの関係	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	4	3.4%
周囲との人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
自分自身のこと	0	0	1	0	3	1	2	1	2	2	0	4	16	13.4%
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.8%
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.8%
不育症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
グリーフケア	0	2	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	5	4.2%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合　　計	6	10	9	11	12	11	11	9	10	11	10	9	119	100.0%

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
令和6年度	6	10	9	11	12	11	11	9	10	11	10	9	119	110.2%
令和5年度	9	11	12	11	9	8	4	4	11	7	10	12	108	95.6%
令和4年度	7	9	11	10	7	11	9	10	12	7	10	10	113	150.7%
令和3年度	4	7	4	6	6	7	7	7	8	7	5	7	75	

2. プレコンセプションケア

プレコンセプションケアは医療、保健、教育、福祉などの幅広い分野で連携を図りながら推進していくこととされており、大阪府では、男女ともに将来の妊娠を考えながら自分のライフプランに適した心身の健康管理を行うことを支援するため、相談窓口の開設や、正しい知識の普及啓発を行っている。

1. 国の動向

令和3年2月9日	成育医療等基本方針閣議決定 プレコンセプションケアに関する体制整備を図る旨を記載
令和４年４月	従来の「女性健康相談支援センター事業」と「不妊専門相談支援事業」を統合。 プレコンセプションケアの推進を含めた支援体制を構築することを目的とした「性と健康の相談支援事業」が新規予算化。
令和6年 11 月～	プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会を開催 目的：課題と対応についての整理・今後5年の取組みの基盤となる計画策定等

2. 大阪府の取組

①おおさか性と健康の相談センター事業の実施

令和５年４月に「おおさか不妊専門相談センター」を「おおさか性と健康の相談センター」へ改組。プレコンセプションケアに関する事業を実施。

【相談支援】

○　令和５年６月開設　チャット相談「カラダと性の相談室」（第1～第4金曜日 16 時～20 時）

＜相談実績＞

・令和５年度（6 月～）：136 件（月平均 13.6 件）

・令和６年度　　：262 件（月平均 21.8 件）

【普及啓発】

○　プレコンセプションケアに関する動画配信セミナー開催：令和５年度申込者 1,677 名

令和６年度申込者　735 名

②啓発資材の作成

・平成 28 年度　チラシ「意外と知らない？妊娠と出産の話」を作成し、コンビニ等へ配架

・令和元年　　冊子「いつか子どもがほしいと思っているあなたへ」を大阪市と共同で作成。

・令和５年　　国立成育医療研究センターが作成するプレコンノートを大阪府版として作成
おおさか性と健康の相談センターにおいて、チャット相談「カラダと性の相談室」のチラシを作成　※令和６年よりポスターも作成

③府民へのプレコンセプションケアの普及啓発

○　大学への普及啓発

・大学生向けにプレコンセプションケア講座を実施

・啓発ツールを用いた周知

（啓発資料の配架、電子掲示板への掲出、学内ポータルサイトでの啓発）

○　高校への普及啓発

・市町村と連携し、性教育の授業において、プレコンノート及びチャット相談を周知

・教育庁と連携し、府立学校へ啓発資料を配布

○　その他

・他部局主催の府民向けイベントにおいて、産婦人科医によるプレコンセプションケア講座を実施

・大阪府ホームページにてプレコンセプションケアに関するページを作成

④関係機関との情報連携

・府内市町村の母子保健担当者向け会議において、情報提供を実施

・事業者向け各種メルマガでの事業周知

・事業者向けセミナーにて、事業啓発チラシを掲示・配布

・公民連携の枠組みによる、企業を通じた周知啓発

3. 今後の取組

・関係機関が参画するネットワーク会議を活用し、プレコンセプションケアの情報発信を充実

・若年層、事業者に対する啓発を強化

・母子保健の主体である市町村と連携した取組を推進（啓発資材の提供や人材育成支援等）

・「早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業」を開始（令和7～12 年度の試行事業）

【事業の内容】

- 18～39 歳の女性を対象とした講座の開催
- 講座受講者に対する AMH 検査費助成
- AMH 検査の結果が 1.0ng/ml 以下の方を対象とした卵子凍結費等助成

3. 妊婦健康診査の公費負担関係

1. 経過

妊娠中の健康診査に係る経済的負担の軽減と、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、各市町村において妊婦健康診査の公費負担を行っている。

府においては、国による平成 20 年度2次補正予算を受け、「大阪府妊婦健康診査支援基金」を平成 21 年3月に設置し、平成 24 年度までの間、基金事業の延長により市町村の公費負担の拡充を支援していた。

平成 25 年度以降、国により全額相当の普通交付税措置が講じられ、恒常的な仕組みに移行している。

2. 国の動向

① 妊婦健康診査については、平成 24 年8月 22 日に公布された「子ども・子育て支援法」により、地域子ども・子育て支援事業として、法的に位置づけられ、市町村において子ども・子育て支援事業計画により、量の見込み・確保の内容・実施時期の項目について作成することとなった。

② 乳幼児健診等と同様に、健診回数・実施回数及び検査項目等の望ましい基準について、平成 27 年 3 月 31 日に告示された「妊婦に対する健康診査の望ましい基準」*により示している。

③ 低所得の妊婦を対象として初回の産科受診料の一部又は全部を補助する、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業を実施する自治体を、R7 年には 500 自治体を目指す。

3. 府内市町村の現状

令和6年 4 月 1 日現在全国の妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果において、公費負担全国平均額は 109,730 円、大阪府は平均 120,159 円となっている。検査項目が示されている受診券方式で公費負担している市区町村のうち、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」*の検査項目をすべて実施している市町村は、全国は 91.9%、大阪府は 90.0%である。

令和 6 年 4 月 1 日時点大阪府調査においては、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業を実施する市町村は 20 市町である。

＊「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(H27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号)

○ 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

市町村は、次に掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれの頻度で妊婦健康診査を行い、妊婦一人につき、出産までに 14 回程度行う。

イ 妊娠初期から妊娠 23 週までおおむね4週間に1回

ロ 妊娠 24 週から妊娠 35 週までおおむね2週間に1回

ハ 妊娠 36 週から出産までおおむね1週間に1回

○ 妊婦健康診査の内容

問診、診察、検査、保健指導、および必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施する。(検査の項目、妊娠週数及び回数の目安を例示)

4. 産婦健康診査事業

（母子保健医療対策総合支援事業　H29 年度新規事業）

1. 要旨

産後うつの予防や新生児への児童虐待の予防等を図る観点から、産後 2 週間、産後 1 か月等の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、受診機会を確保し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

2. 実施内容等

①地域におけるすべての産婦を対象に、産婦健康診査 2 回分に係る費用を助成

（実施主体：市町村、負担割合：国 1/2、市町村 1/2）

②実施要件

・産婦健康診査において、母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施

・産婦健康診査の結果が健診実施機関から市町村へ速やかに報告される体制を整備

・産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施

3. 府の対応

・府内で均一に実施できるよう府医師会、大阪産婦人科医会と協議し、実施要綱案を作成（受診票兼結果通知書の内容、要支援者の連絡方法等の統一）

・分娩医療機関向けの手引き書を作成・配布

・妊産婦精神科医療を提供する医療機関を周知（こころのオアシス）

・分娩取扱い医療機関、市町村を対象に、産婦健康診査事業説明会の実施により周知

・妊産婦メンタルヘルスネットワーク事業「妊産婦こころネット」を R6 年に開始。10 月からは連携相談窓口を設置し、メンタル不調の妊産婦に関わる関係機関に対し相談支援や事例検討を行う。（実施状況は、「妊産婦メンタルヘルスネットワーク事業」参照）

4. 府内市町村の現状

・H29 年 10 月：大阪市、堺市、豊中市、枚方市の 4 市が産婦健康診査事業開始

・R7 年 4 月 1 日：42 市町村

（実施状況は、「妊娠・出産包括支援事業及び推進事業」参照）

5. 妊産婦のメンタルヘルス対策

1. 概要

地域で安心して出産できる環境の整備をめざし、これまで実施してきた妊産婦やその家族のこころの相談窓口（大阪府妊産婦こころの相談センター）に加え、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る各医療機関、市町村等と連携したネットワーク体制の構築を図るため、大阪府妊産婦メンタルヘルスネットワーク構築事業（大阪府妊産婦こころネット）を実施。

2. 事業内容

①ネットワーク構築・連携会議開催

・妊産婦診療可能な精神科医療機関リスト作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成・検討

・関係者・関係機関による連絡会を設置・開催

②相談・コーディネート業務

・拠点病院を設置し、コーディネーターを配置。

・支援が必要な妊産婦を地域の医療機関受診につなげるためのコーディネーターによる連絡・調整

・市町村等の関係機関や地域の精神科医療機関からのメンタルヘルスに関する相談や診療支援

③マニュアル作成、研修・事例検討会等

・精神疾患合併妊産婦支援マニュアルの作成・検討

・拠点病院から市町村等の関係機関や地域の精神科医療機関への専門家の派遣等

3. 実績（令和 6 年度）

①ネットワーク構築・連携会議開催

・ネットワーク連携会議　令和6年7月 18 日開催

・医療機関向け調査

産婦人科及び精神科での精神疾患合併妊産婦の受け入れ状況等の実態調査を実施

②相談・コーディネート業務（令和6年 10 月から実施）

・平日（月～金）9時～17 時

③研修・事例検討会等

・研修会の開催　令和 7 年 1 月 25 日

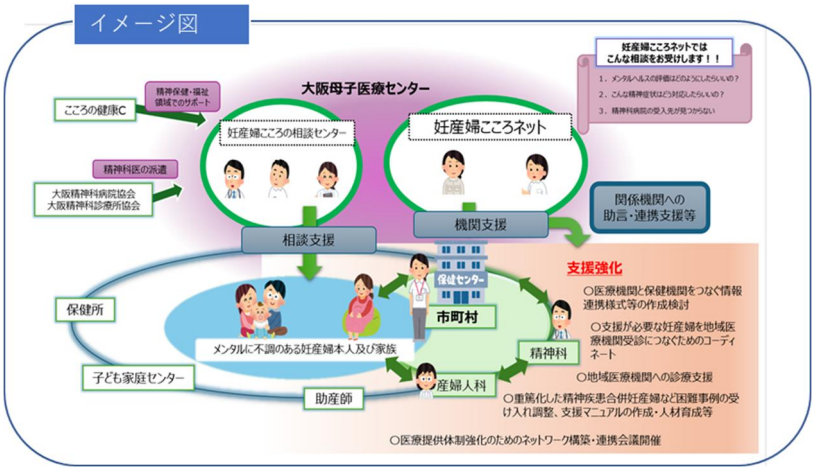
市町村及び医療機関等支援者向け研修会を開催

・事例検討会の開催

実際の事例をもとに地域の精神科医及び産科医を助言者として派遣して実施

・市町村への専門家派遣

各市町村の実施する研修会等への SV 派遣



6. 産後ケア事業

1. 概要

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的に市町村が実施する事業。市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談等必要なケアを提供する。令和元年度母子保健法改正にて法定化され、令和6年度子ども子育て支援法改正により、令和7年度から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたことから、都道府県に対し、産後ケア事業における市町村域を超えた広域的な調整が必要な事項についての対応が期待されることとなった。

2. 現状

・産後ケア事業は府内全市町村が実施。サービス種別では短期入所型は42市町村、通所型は41市町村、居宅訪問型は23市町村で実施されている。
・各種別におけるサービス提供時間は、短期通所型で 24 時間、33 時間、通所型で9時間、7 時間、居宅訪問型で3時間、2時間など各市町村それぞれで設定を行っている。
・各市町村と産後ケア事業者間での個別契約による事業実施であるため、市町村によって事業の内容や使用する様式等にバラつきがある。
・令和7年度から国「子ども・子育て支援交付金」の対象事業（令和 6 年度までは母子保健衛生費国庫負担（補助）金）
負担率：国1／2、府1／4、市町村1／4

【実績】

（単位：千円）

年度	R4	R5	R6	R7
	実績	実績	見込	見込
市町村における事業費	281,692	434,577	933,170	1,272,720
対前年実績		154.3%	214.7%	136.4%

※いずれも国庫補助基本額（市町村の実支出額が国の上限額を超えている場合は、上限額）

3. 広域調整に関する取り組み状況

＜令和6年度＞
・産後ケア事業実施体制に関するワーキング（2回実施）
・産後ケア事業等に係る実施状況調査
・安全に関するマニュアル策定例作成
・市町村担当職員及び産後ケア施設職員を対象とした安全管理に関する研修
（動画配信を令和7年度も継続中）

＜令和7年度＞
・産後ケア事業実施体制に関するワーキング（12 月までに4回実施）
第4回からは構成員に受託者に参画していただき、契約内容の標準化に向けてワーキングによる協議を継続。

7. HTLV－1母子感染予防対策事業

1. 経過

HTLV－1の母子感染予防対策については、平成 21 年度の厚生労働科学特別研究事業報告「HTLV－1の母子感染予防に関する研究」を受け、平成 22 年 10 月、内閣総理大臣の指示から設けられた「HTLV－1特命チーム」により、妊婦健康診査における「HTLV－1抗体検査の項目追加」と「公費負担の対象とすること」が決定され、平成 22 年 12 月に取りまとめられた「HTLV－1総合対策」において、各自治体による母子感染予防のための保健指導等その体制づくりを行っている。

2. 国の動向

○平成 23 年 7 月　　HTLV－1の母子感染対策の推進についての事務連絡
①HTLV－1対策推進協議会開催報告
②全国のHTLV－1抗体陽性妊婦からの出生児のフォローについて、都道府県レベルの中核病院等の体制を検討
○平成 23 年 11 月　HTLV－1の母子感染対策の状況調査（都道府県対象）

3. 大阪府におけるHTLV－1母子感染予防対策

①HTLV－1母子感染対策協議会について（総合対策により設置要請あり）
大阪府母子保健運営協議会において、HTLV－1母子感染対策について、報告・検討を実施

②各市町村の妊婦健康診査におけるHTLV－1抗体検査結果の把握状況調査を実施し、その調査結果を各市町村に送付するとともに、市町村における相談体制整備の促進を依頼
令和4年度　検査結果把握あり：42 市町村⇒事後フォロー対応あり：20 市町村
令和5年度　検査結果把握あり：43 市町村⇒事後フォロー対応あり：21 市町村
令和6年度　検査結果把握あり：43 市町村⇒事後フォロー対応あり：22 市町村

③これまでの市町村母子保健主管課に対する情報提供等
・HTLV－1母子感染予防対策　医師向け手引き
・HTLV－1キャリア指導手引き（掲載ホームページ）
・HTLV－1母子感染予防対策保健指導マニュアル（改訂版）
・HTLV－1母子感染予防対策感染予防対策全国研修（開催報告DVD・啓発用資料）
・「妊婦健診でHTLV－1抗体検査陽性の時の対応」リーフレットを作成し、市町村母子保健主管課と大阪産婦人科医会会員にも配布（平成 27 年度）
・HTLV－1母子感染予防対策マニュアル（平成 29 年 4 月）
・日本HTLV-1 学会登録医療機関の紹介（令和元年 8 月）
・HTLV－1母子感染予防対策マニュアル第2版（令和4年 12 月）
・HTLV－1母子感染予防対策マニュアル改訂の DVD 動画配信（令和 5 年 12 月）

④府民へのHTLV－1母子感染予防に関する普及・啓発
・大阪府ホームページ（母子Gホームページ）への掲載

⑤保健師等研修会
・平成 29・30 年度：「HTLV－1母子感染予防対策マニュアル」の主な改正点について
・令和元年度：母子保健コーディネーター育成研修にて、「HTLV－1母子感染予防対策・最近の話題」情報提供。※新型コロナウイルス流行のため研修は未開催。

・令和２年度:令和３年３月２６日『「HTLV－1母子感染対策マニュアル」の理解と知見～産前産後の切れ目ない支援におけるキャリア妊産婦への対応』(Web開催)
・令和４年度:令和５年２月10日『「HTLV－1母子感染予防対策マニュアル第２版」の理解と最新の知見』
・令和５年度:令和５年12月２２日『HTLV－1母子感染予防対策マニュアルの改訂や最近の話題について』講師:大阪鉄道病院血液内科部長　高　起良氏　受講者５５名。
・令和６年度:令和７年1月２４日『HTLV－1母子感染予防対策マニュアルの改訂や最近の話題について』講師:大阪鉄道病院血液内科部長　高　起良氏　受講者４９名。

4. その他

①大阪府保健所では、HTLV－1相談・検査事業として、平成 25 年4月からHTLV－1に関する検査相談を受け付け、さらに相談の中で検査を要する対象者※に対し平成 25 年5月からHTLV－1抗体検査を開始。必要に応じて確認検査を実施。

※ 対象者(妊婦健康診査の対象者を除く)
・両親、配偶者、血縁のある祖父母・兄弟姉妹等がHTLV－1のキャリアである者
・1986 年 11 月以前に、輸血を受けたことがある者等

＜相談・検査実績＞

実績	相談件数				検査件数		
	男	女	不明	計	男	女	計
平成 29 年度	15	16		31	4	6	10
平成 30 年度	4	3		7	2	2	4
令和元年度	2	7		9	2	7	9
令和 2 年度	1	3		4	1	1	2
令和 3 年度	10	13	1	21	3	3	6
令和 4 年度	17	13		30	6	6	12
令和 5 年度	1	13		14	0	3	3
令和 6 年度	17	15		32	5	3	8

②市町村におけるHTLV－1母子感染予防事業の取組状況(令和7年4月1日時点調査)

HTLV-1 抗体検査結果の把握		厚生労働省母子感染予防対策マニュアル(第２版)活用状況		市町村独自にマニュアル等の作成の有無		確認検査結果陽性者への対応の有無	
有	無	活用している	活用していない	有	無	している	していない
43	0	19	24	2	41	26	17

・厚生労働省のマニュアルを活用していると回答している市町村は 44.2%である。
・マニュアルの活用やマニュアルに沿った保健指導の実際について、実施に事例がないと回答する市町村が複数あった。

4. 児童虐待予防対策

1. 大阪府における児童虐待の現状

1. 大阪府の概要

○　全国及び大阪府における児童虐待相談対応件数の推移　（単位：件）

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
全国児童相談所	122,578	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
大阪府子ども家庭センター	10,118	11,306	12,208	15,753	16,055	14,212	16,036	15,140
大阪市こども相談センター	6,020	5,485	6,316	6,523	6,239	6,136	6,319	6,293
堺市子ども相談所	1,605	1,621	2,170	2,367	2,339	2,209	2,395	2,060
府内 41 市町村（政令市除く）	12,972	14,455	15,993	18,555	18,765	19,588	20,842	16,564※ ※速値

（令和5年度　大阪府子どもを虐待から守る条例第 9 条に基づく年次報告書）

○　大阪府子ども家庭センターにおける被虐待児童の年齢・相談種別件数（令和4年度・令和5年度）

（単位：件、％）

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト		計		構成比%	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
0～3歳未満	336	316	3	5	2,112	2,058	851	587	3,302	2,966	20.6	19.6
3 歳～学齢前	647	589	18	22	2,345	2,333	739	666	3,749	3,610	23.3	23.8
小学生	1,379	1,259	81	59	3,018	3,049	956	838	5,434	5,205	33.8	34.5
中学生	740	678	61	42	1,263	1,164	375	311	2,439	2,195	15.3	14.5
高校生その他	344	342	18	23	588	636	162	163	1,112	1,164	7.0	7.6
計	3,446	3,184	181	151	9,326	9,240	3,083	2,565	16,036	15,140	100	100
%	21.5	21.0	1.1	1.0	58.2	61.0	19.2	16.9	100	100		

（令和5年度　大阪府子どもを虐待から守る条例第 9 条に基づく年次報告書）

○　母子保健分野の主な対象である0歳～学齢前（乳幼児期）で、約 4 割を占める。
○　虐待種別では、心理的虐待が約6割、身体的虐待が約 2 割、ネグレクトが約 1.5 割を占める。

2. 児童虐待予防における医療・保健・福祉の連携について

[1]「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」

平成 26 年の児童虐待による死亡事例等について、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待等点検検証部会からの提言を受け、「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」とする。）を平成 28 年 1 月に策定し、平成 28 年度より運用している。

＜ガイドラインの運用調査＞（令和6年度実績）

（1）　調査結果（概要）（政令市・中核市を除く）（単位：人）

① 妊娠届出に対するアセスメントシート（妊娠期）の活用状況

妊娠届出数：16,563、活用数　13,656（82.4%）。

② 支援を要する妊婦の結果（出産までの妊娠期）結果と管理について（延数 14,247 人）

アセスメントした最終結果	
フォロー不要	8,795（61.7%）
要フォロー妊婦	4,101（28.8%）
要対協調整機関に報告する妊婦	760（5.3%）
「要対協調整機関に報告する妊婦」のうち	
特定妊婦	610（80.3%）

○　妊娠届妊婦の 82.4%にアセスメントシート（妊娠期）が活用されている。
○　妊娠届のあった妊婦の内、3.6%が特定妊婦となっている。
○　要対協調整機関に報告する妊婦のうち、80.3%が特定妊婦となっている。

（2）　特定妊婦が出産した児の状況

①　令和5年度特定妊婦が出産した児の出生時の状況

令和5年度特定妊婦の数	出産した児の出生時の状況			
	台帳登録された（一時保護・施設入所を含む）	台帳登録せず見守り	その他（転出等）	計
683	534	10	28	572

○　特定妊婦が出産した児の 93.4%が、台帳登録されている。

②　①で台帳登録された児の、概ね1歳時の状況（538 名）　※令和6年 4 月末現在の状況

台帳登録中	削除し見守り中	登録削除
355	19	169

○　出生時に台帳登録した児は、概ね 1 歳時で 66.0%が引き続き台帳登録されている。

(3)結果等

・妊娠届出時の保健師等専門職による面接等は、府内 43 市町村で実施されている。
・妊婦に対するアセスメントシート(妊娠期)の活用は、前年度実績と大きく変わらず横ばいであった。
・「要対協調整機関に報告する妊婦」のうち特定妊婦に登録されている割合は、令和5年度実績においては約 80%であった。(R5 83%　R4 76%　R3 88%　R2 93%)
・本ガイドラインを通じて、要対協調整機関との共通認識を図り、連携した支援ができている。

(4)課題

・妊娠届出面接時等のアセスメントシート(妊娠期)の活用促進。
・支援が必要な妊婦等に対する支援計画・方針について、関係機関との情報共有が必要。

(5)方針

・アセスメントシート(妊娠期)の項目や運用についての検証等の検討が必要。
・関係機関間の相互理解を深めるため、引き続き、福祉部・健康医療部が協力して研修会や連絡会議を開催し、情報共有・情報交換等を行う。

[2] 要養育支援者情報提供票

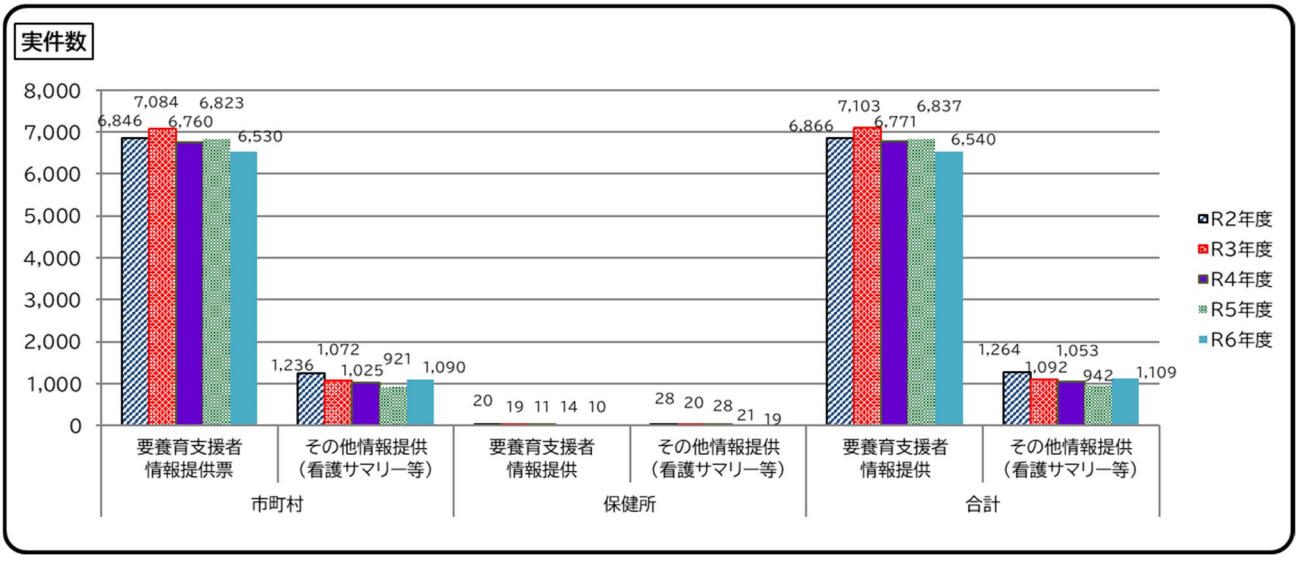
(1)経過

・平成 21 年度　要養育支援者情報提供票による連携体制を整備。
・平成 25 年度　要養育支援者情報提供票の一部改正(情報提供票を「妊婦版」「産婦・子ども版」を作成、受理機関を市町村保健センターに 1 本化)。

(2)要養育支援者情報提供票　令和6年度の実績

①「要養育支援者情報提供票」による医療機関から保健機関への情報件数

平成 28 年度 5,699 件、平成 29 年度 6,750 件、平成 30 年度 7,032 件、令和元年度 7,041 件、令和 2 年度 6,866 件、令和3年度 7,103 件、令和 4 年度 6,771 件、令和5年度 6,837 件、令和6年度 6,540 件と、増減しながらも概ね横ばいとなっている。



②主な情報提供元

・産婦人科からの情報受理　4,758 件(総延件数　7,902 件のうち 60.0%)前年度比 229 件減（年間出生数※　約 53,351 人における割合　約 8.9%)。出生に占める割合は不変。

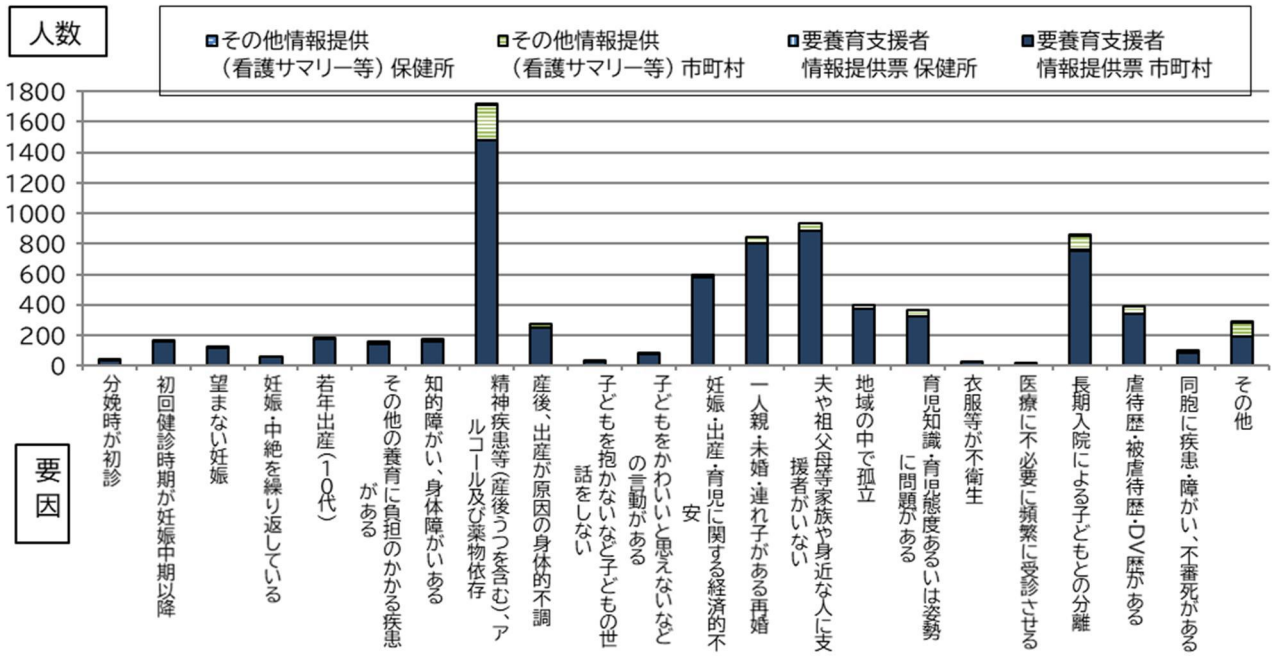
※令和6年(2024)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)

・小児科からの情報受理　1,461 件(総延件数のうち 16.5%)　前年度より 148 件増加。

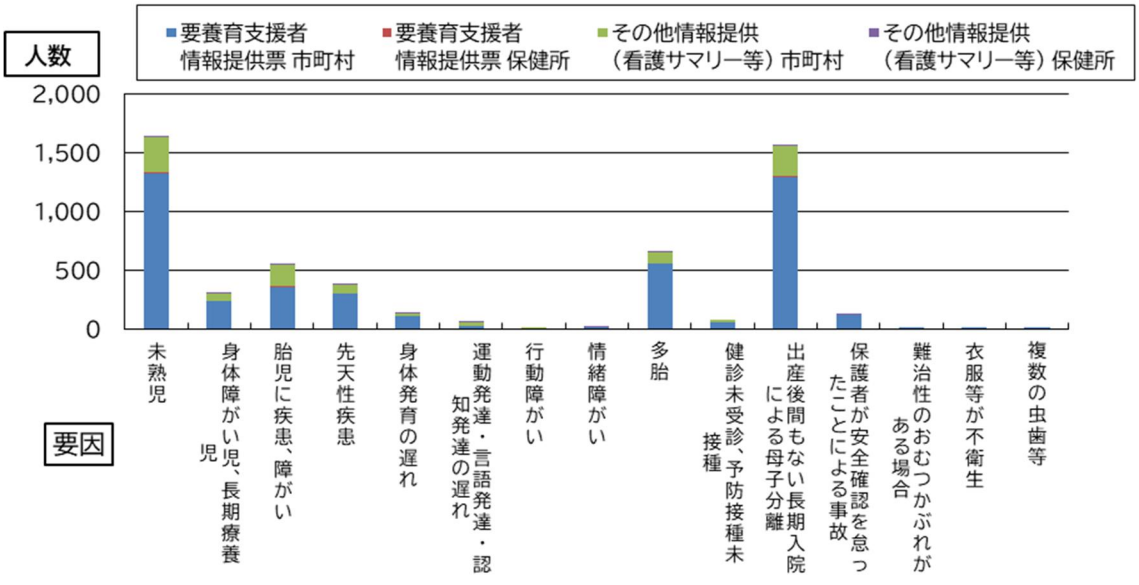
・精神科からの情報受理件数は6件で前年より1件増加、歯科からは 0 件、助産所からは6件で前年より7件減少した。

・児童虐待の早期発見・発生予防の必要性から、児童福祉法に「支援が必要と思われる子どもやその保護者」について市町村への情報提供が法定化されたことなども踏まえ、引き続き、医療機関との連携により、切れ目ない支援を提供できる体制づくりに取り組んでいく。

③保護者の主なリスク要因(令和6年度)



④子ども側の主なリスク要因(令和6年度)



⑤支援状況

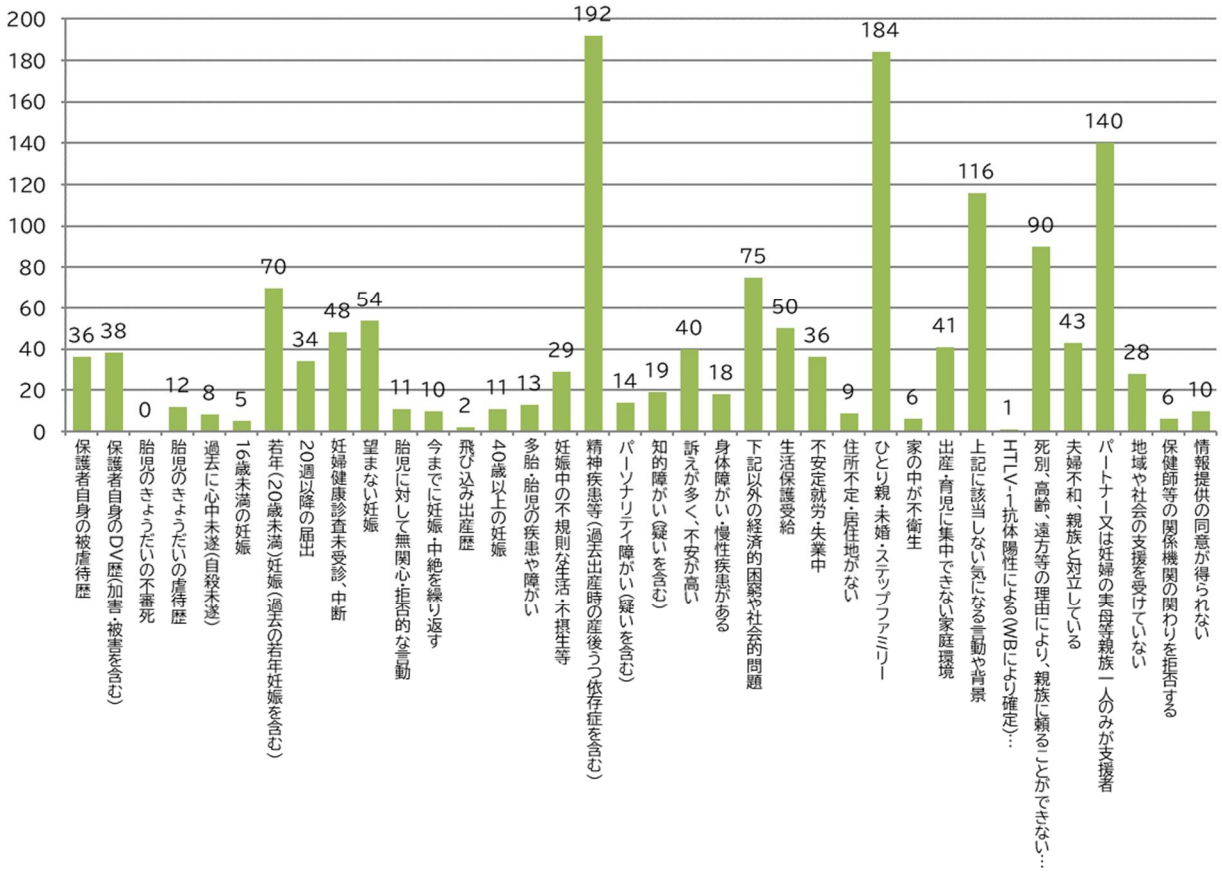
・98.5%に支援を実施し、初回訪問結果は、「養育不安あり」(27.5%)、「虐待リスクあり」(12.8%)である。

⑥要養育支援者情報提供票(妊婦版)等の受理状況(令和6年度)

	市町村	保健所	合計
令和6年度情報受理件数(実件数)※	546	0	546
産婦人科	538	0	538
小児科	10	0	10
精神科	0	0	0
歯科	0	0	0
助産所	0	0	0
その他(新生児科等)	10	0	10

※「その他情報提供(看護サマリー等)」を含む

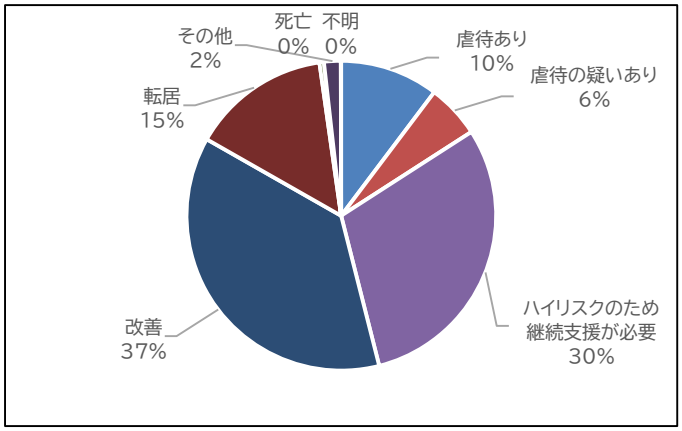
⑦妊娠期に連絡があった 546 例の要因(令和6年度)



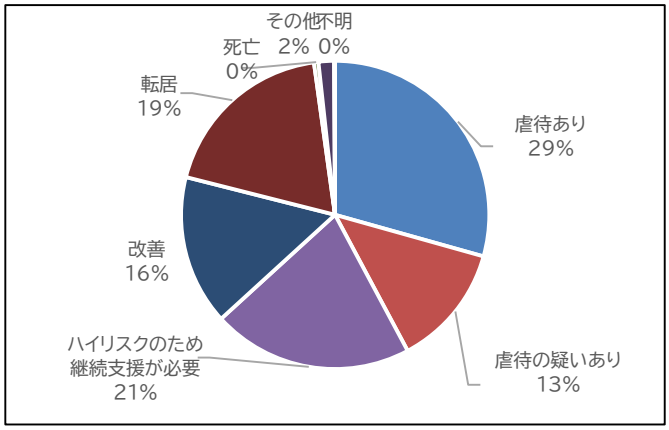
・妊娠中にかかわった 512 件についての初回訪問の結果、「養育不安あり」189 件(34.6%)、「虐待リスクあり」132 件(24.2%)である。

⑧令和5年度要養育支援情報提供票等を受理し、支援した事例のうち「養育不安あり」「虐待リスクあり」とアセスメントした事例の１年後の経過について

「養育不安あり」の１年後の経過（実 2,175 件）



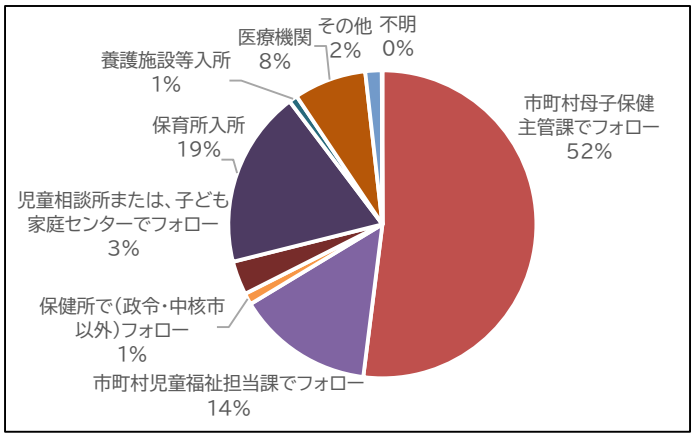
「虐待リスクあり」の１年後の経過（実 915 件）



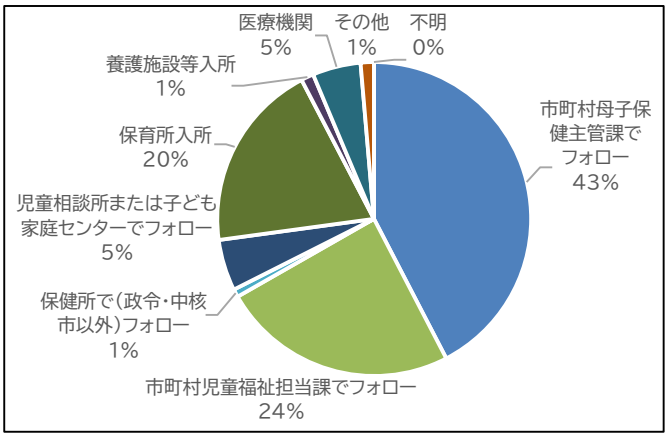
・「養育不安あり」のうち「虐待、または疑いあり」は 16%（前年 19%）、「改善」は 37%（前年 35%）と大きく変わらず。「虐待リスクあり」のうち「虐待、または疑いあり」は 42%（前年 46%）、「改善」は 16%（前年 19%）であり、大きな変化はない。

⑨「養育不安あり」「虐待リスクあり」とアセスメントした事例の支援方法について

「養育不安あり」支援方法（延 1,828 件）



「虐待リスクあり」の支援方法（延 1,220 件）



・「養育不安あり」の支援方法のうち、母子保健主管課でフォローが 52%（前年 53%）、「虐待リスクあり」の支援方法のうち、母子保健主管課でフォローが 43%（前年 46%）であり、大きな変化はない。

・虐待の早期発見の視点を持って支援することで、要対協等の機会に市町村児童福祉主管課や児童相談所と情報共有、役割分担し必要な支援開始につながっており、一層の医療・保健・福祉の連携推進が重要である。

（3）今後の対応

・ホームページに要養育支援情報提供票活用状況を掲載し、医療機関等関係機関へ情報提供。
市町村や保健所に実施報告結果を情報提供。

・医療機関から連絡があったケースは、「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」に沿った関係機関連携により早期に支援ができるよう、引き続き研修等、機会を捉えて周知していく。

・妊娠期からの切れ目のない支援や医療と保健、福祉の連携実施について、研修など機会を利用し周知していく。

2. にんしんSOSの概要・実績

1. 相談窓口概要

思いがけない妊娠等に悩む人が、妊娠早期から相談できる体制を整備し、孤立することなく、正しい情報を知り、必要な支援を受けることによって、相談者が納得できる選択ができるようにする。

また０日・０か月の死亡事例等、子ども虐待を予防する。

概要	開設日	平成 23 年 10 月 3 日(月)
	相談日時 利用方法	○メールによる相談：随時(返信は、電話相談時間に準じる) ○通話相談(電話・LINE コール※)への対応 月～金曜(祝日除く)：午前 10 時～午後 4 時 日曜：正午～午後 6 時(平成 31 年 4 月～開設) ※LINE コールは令和6年6月～開設
	相談員	保健師・助産師　2 人/日(H25 年 1 月より)
	場所	大阪母子医療センター
	内容	○ホームページの運営　○メール・電話による相談受理 ○必要時、医療・保健・福祉機関への連絡やサービスを紹介
	運営	大阪母子医療センター　母子保健情報センター　母子保健調査室

2. 啓発方法

① 府政だより(府広報誌)
② ホームページ(PCサイト・携帯サイト)
③ ③啓発カードやチラシの配布
○産婦人科医療機関、助産所等への配布
○市町村母子保健主管課、児童福祉主管課、児童相談所等への配布
○研修会、イベント等での配布
○高校等教育機関での配布
○コンビニエンスストア、総合スーパーマーケット、ドラッグストアでの配布
(公民連携デスクと連携)
○複合カフェや大阪府内主要駅での配架

3. 相談実績　(R6. 4. 1～R7. 3. 31)

(1)相談対応状況

○対応件数：実人数 630 人　延人数 954 人
○通話 49.6%(電話 37.2%、LINE コール 12.4%)、メール 50.5%(実件数)
○「にんしん SOS」相談開設から 13 年半が経過し、総実相談件数は 16,506 件となった。開始当初の半年を除いた年度ごとの推移は、以下の通りである。

年度	実相談件数	年度	実相談件数
平成 24	826 件	平成 31	1,555 件
平成 25	1,723 件	令和2	927 件
平成 26	1,292 件	令和3	1,403 件
平成 27	1,345 件	令和4	1,376 件
平成 28	1,368 件	令和 5	829 件
平成 29	1,305 件	令和6	630 件
平成 30	1,748 件		

実相談件数は、平成 25 年度まで増加し、以降は 1,300 件前後で推移していた。令和元年度から 2 年度にかけた大きな減少幅については、元年度後半期より発生・蔓延した新型コロナウイルス感染症の社会的な影響（感染防止対策として外出や人との集まりの自粛、身体的距離の確保等）も理由の１つに考えられる。令和4年度から5年度にかけた大きな減少幅は、大阪府外からの相談者数が大幅に減少していることから、全国的に妊娠 SOS の相談窓口が開設されている影響が考えられる。大阪府では全国に先駆けてにんしん SOS 事業を開始し、相談者の居所を問わず対応してきたが、近年では大阪府内からの相談に更に丁寧な対応を行うことのできる状況となった。

また、例年は通話よりメールが多かったが、令和 6 年度は通話とメールに大きな差はなかった。近年、学生や社会的ハイリスク要因をかかえる方等、相談に結びつきにくい生活層にとってインターネット上で気軽に相談しやすいメールを選択する環境に変化していたが、6 月から開始した LINE コールの利用者の中には、経済的な理由等で一般的な通信手段が使えない方がいるなど、LINE コールの利便性により、社会的な問題を抱えた相談者への窓口として新たに利用が拡がったと考える。

また、関係機関に連絡し地域連携した事例は、令和5年度は全体の 2.8%に対し、令和6年度は4.6%で、その割合は増加していた。全体の相談件数は減少傾向であるが、地域保健機関との連携を要する件数は増えており、社会的ハイリスクをかかえる相談者や相談事業がなければ孤立した状態が継続していたと思われる方の相談に応じていることが表れている。

平成 31 年 4 月から開設した日曜日の電話相談については、1日あたりの平均相談件数が前年度平日 1.5 件：日曜日 1.5 件、今年度 平日 1.97 件：日曜日 1.80 件であり、平日と日曜日で大きな差はなかった。

（2）相談対象者（妊婦等）の年齢と相談内容

〇10 代の相談が 30.0%を占める。

10 代からの相談内容は、現在の身体の変化が妊娠兆候ではないかという不安や、パートナーからは妊娠の可能性のある行為かどうかの確認などが目立ち、基本的な知識の提供を行っている。

また、「誰にも相談できない」「どうしたらいいか」「死にたい」「助けてください」等、相談者自身の考えがはっきりしないままの漠然とした相談内容が多い。まず相談内容を整理するために状況確認が必要で、その間に連絡が途絶えてしまうことも多く、注意深く検討したうえで対応している。

（3）相談対象者（妊婦等）の職業と相談方法

〇「高校生」「大学生・専門学生」「常勤」がそれぞれ 15～18%を占める。

職業について「高校生」「中学生」と答えた相談者においては、メールによる相談が多く、「大学生・専門学生」「常勤」と答えた相談者等においては、通話（電話・LINE コール）による相談が多数を占めている。日中に学校がある場合、時間を問わず連絡可能なメールを選択していると考えられる。

（4）相談対象者（妊婦等）の居住地

〇府内 67.9%、府外 22.2%、不明 9.8%

令和5年度に比べ、令和6年度は大阪府外の相談割合が減少した。全国的に妊娠 SOS の相談窓口が開設されている影響が考えられる。

（5）にんしん SOS を知ったきっかけ

〇インターネット・携帯電話が 68.6%を占める。続いてその他が 8.7%を占める。

思いがけない妊娠に悩み、インターネットで検索した結果たどり着いていると考えられる。効果的な周知方法の検討が必要である。

（6）主な対応

〇情報提供、傾聴・助言等、受診勧奨、連絡・紹介等。

〇関係機関へ連絡延件数は 116 件。地域保健機関の支援が必要と考えられる場合は、住所・氏名等個人情報を把握し保健機関へつなげている。匿名相談の性質上、相談者から個人情報を聞き出すこと

は、熟練した相談員であっても難しく、時間を要する場合がある。妊娠・出産を取り巻く社会的困難への解決・支援に向けて地域保健機関の協力・連携は必要不可欠である。

4. 課題・今後の方向性

〇相談者自身の精神的辛さが背景にある相談が多い。妊娠・出産・育児を通しての地域における切れ目ない支援体制づくりが必要。

〇関係機関への研修実施、にんしん SOS の周知啓発。

〇チラシやカードの配布等により、必要な人への相談窓口連絡先の周知啓発。

〇10 代が身近な大人に相談できる環境づくり、アプローチが必要。若年層対策として、教育との連携による学校への周知啓発の強化、妊娠・避妊等に関する基本的な知識の普及。相談傾向を学校現場に伝え、保健教育への活用。相談に結びついていない年代や生活層の方に、SOS 相談の連絡先・情報が届き、相談につながるよう、発信・啓発方法を検討する。

〇チラシ等紙媒体以外に、Web サイトへの誘導を図る周知啓発。

〇地域保健機関との連携強化。

〇全国統一ダイヤルによる相談窓口設置等を国に対して要望。

3. 児童虐待予防対策（人材育成研修等）

1. 経緯

・平成 24 年 3 月 「医療機関（医科・歯科）における子ども虐待予防早期発見初期対応の視点」を策定。

・平成 28 年 1 月 「妊娠期からの妊婦の子育て支援のためのガイドライン」を福祉部と健康医療部協同で策定（要養育支援者情報提供票の書式改訂、要項を整理）。
医療機関連携における現状と課題を整理。
　○ 医療の現場では、虐待に関する知識や被虐待児の診療経験が必ずしも充分とは言えない。
　○ 医療機関において、児童虐待対応の院内体制がない場合、適切な対応ができない。

・平成 29 年5月　上記のような課題があることから、中核的な拠点病院を中心に、地域医療機関による児童虐待対応のネットワークづくり、医療保健関係者への研修、連絡会等を行い、医療機関における児童虐待対応、発生予防、早期発見の対応能力の強化を図ることを目的に、国庫補助事業「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を活用し、事業を開始。高槻病院、大阪母子医療センターへ委託（研修、相談）。

・平成 29 年度　救急告示医療機関マニュアルの改訂等の周知期間とし、「子ども虐待予防早期発見初期対応の視点」を改訂（拠点病院に委託）、また、医療機関対応シートを策定し救急告示医療機関、市町村等に配布し周知。

・平成 29 年度より救急告示医療機関の認定条件に「児童虐待に組織として対応するための院内体制整備」を要件化。平成 30 年度より運用を開始。平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間で、府内全ての二次・三次救急告示医療機関に、児童虐待に組織として対応するための院内体制が整備されたことを確認できた。

・令和 2 年度より「児童虐待防止医療ネットワーク事業」により整備できた院内体制について各医療機関が点検・改善し、より実効性の高い児童虐待防止体制を地域医療全体で整備することを目的に「医療機関における児童虐待防止体制整備フォローアップ事業」を実施。高槻病院、大阪母子医療センターへ委託し、調査分析の実施や研修会を開催。

・令和5年度以降、院内体制整備の維持・継続のため、救急告示医療機関の新規及び更新（3 年毎）申請の機会に、医療機関所管の保健所を通じて、児童虐待体制整備の書類を確認。また、保健所立入検査における院内体制整備自主点検票の確認を依頼。

・令和6年 5～6 月「医療機関向け児童虐待対応研修会」を開催し、要養育支援者情報提供票の活用について周知。

2. 医療機関における児童虐待早期発見のための体制整備

・救急告示医療機関の認定条件に「児童虐待に組織として対応するための院内体制整備」を要件化。
　【要件】※次の A 及び B のどちらかまたは両方を満たすこと
　A：児童虐待に関する外部機関との連携窓口を設置
　B-1：児童虐待に関する委員会の設
　B-2：児童虐待対応マニュアルの作成

・児童虐待に組織として対応するための院内体制の整備について確認できた件数
　平成 30 年度　33 件
　平成 31 年度　167 件
　令和2年度　103 件
　令和3年度　平成 30 年度に申請した 31 件の更新申請、2 件の新規申請
　令和4年度　平成 31 年度に申請した 165 件の更新申請、4 件の新規申請
　令和5年度　令和2年度に申請した 99 件の更新申請、1件の新規申請
　令和6年度　令和3年度に申請した 32 件の更新申請、4件の新規申請

3. 保護者支援の充実

・大阪府内保健師児童虐待予防研修

【対象】府保健所・堺市・中核市及び市町村保健師、府子ども家庭センター保健師、
市町村児童福祉主管課担当者　等

【内容】基礎編、応用編、スキルアップ編を統合して虐待防止協会へ委託し、事前学習（動画視配信）と対面開催2日間を1コースとして実施。
こども虐待への取り組みの現状、妊娠期からの子育て支援、妊産婦のメンタルヘルス、児童虐待予防のアセスメント、医療機関・関係機関との連携、虐待予防の基礎的知識、予期せぬ妊娠への理解と支援、DV 支援、精神障がいを持つ親・虐待を受けて育った親・ひとり親への支援、障がい児・医療的ケアの必要な子どもの理解、保健師に必要とされる虐待予防・早期発見に必要な知識やスキルに関すること等

【参加】実人数：動画配信　67 人、対面 1 日目　60 人、対面2日目　64 人
延人数：191 人

・保健師等母子研修

【対象】市町村・府保健所・府子ども家庭センター保健師等

【内容】大阪母子医療センターと共同で WEB 開催（2日間）
1日目：発育発達と新生児期の医療、妊婦面談の実際
2日目：発達障がい、視覚障がい、聴覚障がいを持つ児の支援
2日合計　実人数：144 人

4. 令和7年度取組計画

・児童虐待予防研修は、参加しやすく、かつ系統立てた学習ができるよう基礎編、応用編を3回1コースで開催。

・保健師等母子研修を年2回開催。大阪母子医療センターと共催で実施。

・ハイリスク妊婦の把握と支援を推進。産婦健康診査事業への取組、大阪産婦人科医会との連携による支援等。

・医療機関向け児童虐待対応研修の開催。
大阪府内小児科医療機関等のスタッフ及び大阪府内の行政関係者を対象に、地域における児童虐待への対応力の向上、医療機関と市町村・関係機関との連携体制の維持を目的とした、児童虐待早期発見の視点や専門的知識等に関する研修。

5. その他

1. 妊娠・出産包括支援事業及び推進事業

(1)妊娠・出産包括支援事業(市町村事業)実施状況

<table>
<tr><th colspan="2">事業名</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31
(R1)</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr>
<tr><td rowspan="3">妊娠・出産包括支援事業</td><td>利用者支援事業</td><td>母子保健型が必須</td><td colspan="6">利用者支援事業の必須は削除。
子育て世代包括支援センターは、母子健康包括支援センターとして、母子保健法 22 条に法定化。
(平成 29 年4月1日施行)</td><td>こども家庭センター型の創設</td><td>妊婦等包括相談支援事業の創設</td></tr>
<tr><td>産前・産後サポート事業</td><td rowspan="2">実施は任意

6 市が実施(堺市、枚方市、大阪市、東大阪市、泉大津市、八尾市)</td><td rowspan="2">母子保健事業に位置付けられる

21 市町が実施</td><td rowspan="2">29 市町村が実施

(8/1 時点)</td><td>25市町
(8/1 時点)</td><td>29 市町
(7/1 時点)</td><td>35 市町
(7/1 時点)

多胎ﾋﾟｱｻﾎﾟｰﾄ事業、多胎ｻﾎﾟｰﾀｰ事業、育児用品支援 開始。</td><td>31 市町
(8/1 時点)</td><td>32 市町
(4/1 時点)</td><td>32 市町
(4/1 時点)</td><td>34 市町
(4/1 時点)</td><td>36 市町
(4/1 時点)</td></tr>
<tr><td>産後ケア事業</td><td>26市町村
(8/1 時点)</td><td>32 市町村
(7/1 時点)

母子保健法が改正され、2 年以内の実施が努力義務化</td><td>41 市町村
(7/1 時点)

8 月ガイドライン改訂</td><td colspan="3">43 市町村
令和 3 年 10 月より全市町村で実施

令和6年 10 月ガイドライン改訂</td><td>「地域子ども・子育て支援事業」に位置付け</td></tr>
<tr><td colspan="2">子育て世代包括支援センター</td><td></td><td>14 市町
(4/1 現在)</td><td>20 市町
(8/1 現在)</td><td>28 市町
(8/1 現在)</td><td>36 市町
(7/1 現在)</td><td>42 市町村
(11/1 現在)</td><td colspan="3">43 市町村
令和 2 年度末全市町村で設置済み</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">こども家庭センター</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>26 市町村
(5/1 現在)</td><td>35 市町村
(5/1 現在)</td></tr>
<tr><td colspan="2">産婦健康診査事業</td><td></td><td></td><td>産後ケア事業実施を条件として補助金事業開始。10 月より 4 市が実施。</td><td>17 市町村
(8/1 時点)</td><td>21 市町村
(7/1 時点)</td><td>28 市町村
(7/1 時点)</td><td>30 市町村
(8/1 時点)</td><td>34 市町村
(4/1 時点)</td><td>40 市町村
(4/1 時点)</td><td>41 市町村
(4/1 時点)</td><td>42 市町村
(4/1 時点)</td></tr>
</table>

※「産前・産後サポート事業」:家庭や地域での孤立感の解消を図るために、子育て経験者等による相談支援等を行う。

「産後ケア事業」:退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う。

母子保健事業実施状況

R7.4.1 時点調査

	市町村名	こども家庭センター（母子保健機能）		妊娠・出産包括支援事業実施						産婦健診事業実施	新生児聴覚検査体制	
				産前・産後サポート事業								
		開設有無	開設時期（予定含む）	相談支援等	多胎ピアサポート事業	多胎妊産婦等サポーター等事業	妊産婦等への育児用品等支援	父親支援	産後ケア事業		初回検査受診把握結果把握	初回検査公費負担
1	池田市	○	R6.4	○		○			○	○	○	○
2	岸和田市	○	R6.4						○	○	○	○
3	吹田市	○	R6.4	○		○			○	○	○	○
4	泉大津市	○	R6.4				○		○	○	○	○
5	貝塚市	○	R6.4	○					○	○	○	○
6	守口市	○	R6.10	○					○	○	○	○
7	茨木市	○	R5.11		○	○		○	○	○	○	○
8	八尾市	○	R6.4	○					○	○	○	○
9	泉佐野市	○	R6.4	○					○	○	○	○
10	富田林市	○	R6.7	○					○	○	○	○
11	寝屋川市	○	R6.4	○	○				○	○	○	○
12	河内長野市	○	R6.4	○					○	○	○	○
13	松原市	○	R7.4						○	○	○	○
14	大東市	○	R6.4						○	○	○	○
15	和泉市	○	R6.4	○					○	○	○	○
16	箕面市	○	R6.4					○	○	○	○	○
17	柏原市	○	R6.4	○					○	○	○	○
18	羽曳野市	○	R6.4	○					○	○	○	○
19	門真市	○	R7.4	○					○	○	○	○
20	摂津市	○	R6.4	○		○		○	○	○	○	○
21	高石市	○	R6.4	○			○		○	○	○	○
22	藤井寺市	○	R6.4	○				○	○	○	○	○
23	泉南市	○	R6.10	○					○	○	○	○
24	四條畷市		R8.4	○					○	○	○	○
25	交野市	○	R6.4	○					○	○	○	○
26	大阪狭山市	○	R6.4	○			○	○	○	○	○	○
27	阪南市		R8 年度						○	○	○	○
28	島本町	○	R7.1						○	○	○	○
29	豊能町		未定	○					○		○	○
30	能勢町		未定	○					○	○	○	○
31	忠岡町		R7 年度						○	○	○	○
32	熊取町	○	R6.4	○					○	○	○	○
33	田尻町	○	R7.4	○					○	○	○	○
34	岬町		R8 以降	○					○	○	○	○
35	太子町		R7 年度	○					○	○	○	○
36	河南町	○	R7.4	○			○		○	○	○	○
37	千早赤阪村	○	R6.5				○		○	○	○	○
38	高槻市	○	R7.4	○		○			○	○	○	○
39	東大阪市		R8.4	○					○	○	○	○
40	豊中市	○	R5.4	○				○	○	○	○	○
41	枚方市	○	R6.4						○	○	○	○
42	大阪市	○	R6.4	○		○			○	○	○	○
43	堺市	○	R6.4	○					○	○	○	○
R7.4.1 時点		35		32	2	6	5	6	43	42	43	43
参考（R6.4.1 時点）		—		31	3	6	5	5	43	40	–	–

(2)こども家庭センター

○設置状況

令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法により「こども家庭センター」が法定化され、設置が市町村の努力義務となった。

こども家庭センター:「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を継承し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関

【こども家庭センター設置市町村数】

・令和 6 年 5 月時点　26 市町村
・令和 7 年 1 月時点　30 市町村
・令和 7 年 5 月時点　35 市町村

○府の支援

・こども家庭センター統括支援員実務研修(福祉部と共催)

統括支援員の更なる資質向上を図ることを目的として、都道府県において地域の実情に応じた研修を実施することがガイドラインに示されている。

令和 6 年 11 月 7 日開催
参加者数:37 市町村 59 名
内容:講義(「ケース対応におけるスーパービジョンの視点・マネジメント」)
グループワーク(合同ケース会議のロールプレイ演習、各市町村こども家庭センター等における取組の共有や情報交換)

(3)妊娠・出産包括支援推進事業(大阪府事業)

① 連絡調整会議(妊娠・出産包括支援事業連絡会)

実施日	参加市町村	検討内容
H27 年 3月 17 日	モデル事業実施の2市と H27 実施予定の6市町	モデル事業の報告、H27 事業計画、府事業説明
H27 年 9月 29 日	H27 年事業実施市町村 及びH28 年度事業実施 実施予定(利用者支援事業 のみ実施を含む) 22 市町村	実施市町村の事業報告、H28 以降の事業計画について情報交換。 府の事業(推進連絡会議、ニーズ調査、母子保健コーディネーター育成研修)について 新子ども・子育て交付金について
H28 年 3月 11 日	H28 年度利用者支援事業等 事業予定 26 市町村	利用者支援事業等事業計画の情報交換 府の事業について(ニーズ調査の報告、H28 年度の研修、推進連絡会開催予定について)
H28 年 7 月 1 日	43 市町村	事業説明(母子保健衛生費国庫補助金要綱、子育て世代包括支援センターの整備について) 妊娠・出産包括支援事業の取組報告
H29 年 2 月 12 日	43 市町村	講演:「子育て世代包括支援の方向性 ～フィンランドのネウボラからの示唆～」 H29 年度「利用者支援事業」「妊娠・出産包括支援事業」実施予定報告 大阪府の事業説明
H29 年 7 月 3 日	25 市町村 (産婦健康診査事業の開始 に伴い年度内 2 回開催)	内容:先進的取組を行う市町村の紹介と情報交換 対象:子育て世代包括支援センター未設置市町村対象

H29 年 12 月 13 日	24 市町村	内容:「妊産婦のメンタルヘルス・産後うつについて」 講演とグループワーク 対象:府内全市町村
H31 年 2 月 22 日	33 市町村	内容:「子育て世代包括支援センターの効果的事業展開を目指して」講演とグループワーク 対象:府内全市町村
R2 年 3 月 (中止)	新型コロナ感染拡大の影響で中止。 連絡会に代え、全市町村の母子保健事業実施状況を照会・まとめを作成し、フィードバック。	
R3 年(中止)		
R4 年	33 市町村	内容:「こども家庭センターにおける子育て世代包括支援センターの機能のあり方」 講演とグループワーク 対象:府内全市町村
R5 年	33 市町村	内容:「1か月児健診」「5歳児健診」について 対象:府内全市町村
R6 年	32 市町村	内容:妊娠・出産包括支援事業や伴走型相談支援の取組状況や工夫、課題について 対象:府内全市町村

② 母子保健コーディネーター育成研修の開催

開催日	参加人数		参加市町村数
	実人数	延人数	
H28 年1月 13 日・14 日	58	121	37
H29 年 1 月 20 日・23 日	46	87	38
H29 年 7 月 3 日・4 日	55	100	37
H29 年 12 月 12 日・13 日	44	85	31
H30 年 10 月 11 日・12 日	59	105	36(ほか、府保健所 10)
H30 年 12 月 20 日※	49	49	32(ほか、府保健所 8)
R 元年 11 月 5 日・14 日	69	110	30(ほか、府保健所 10)
R 元年 12 月 25 日※	44	44	25(ほか、府保健所 7)
R2 年 12 月7日・11 日	52	97	31(ほか、府保健所9)
R3 年 12 月 10 日・17 日	64	100	34(ほか、府保健所 8)
R4 年 1 月 17 日※	38	38	35(ほか、府保健所 3)
R4 年 8 月 31 日・9月 10 日	46	114	32(ほか、府保健所 8)
R5 年2月 10 日※	50	50	33(ほか、府保健所 8)
R5 年9月1日・9月 13 日	72	116	36(ほか、府保健所9)
R5 年 12 月 22 日※	53	53	33(ほか、府保健所9)
R6 年9月4日・9月 17 日	72	124	35(ほか、府保健所9)
R7 年 1 月 24 日※	49	49	32(ほか、府保健所7)
主な内容	・妊産婦のこころとからだ ハイリスク妊婦の理解と支援 ・妊産婦のこころの相談について ・性と健康の相談センター事業(caran-coron の紹介、グリーフケアの実際) ・予期せぬ妊娠に対する支援、にんしん SOS について		

	・妊産婦等生活援助事業「おくるみ」について ・母子保健からみた乳幼児の事故予防について ・産前産後の父親支援について ・産後ケアについて ・意見交換・グループワーク・実践報告 児童福祉と母子保健の一体的な支援をめざして サポートプランの考え方等について ※はスキルアップ編 ・「HTLV-1 母子感染予防対策マニュアル第2版」の理解と最新の知見 ・乳幼児期からのプレコンセプション ・市町村の取組紹介：3市 ・意見交換：妊娠・出産包括支援事業や伴走型相談支援の取組状況や工夫、課題

③ 市町村児童福祉及び母子保健主管課長会議

開催日	開催方法	参加人数		参加人数
		母子保健	児童福祉	
H30 年 4 月 13 日	会場	65	75	100
H31 年 3 月 14 日	会場	52	59	111
R 元年 5 月 30 日	会場	60	59	119
R2 年 2 月 26 日	会場	41	63	104
R3 年 3 月 24 日	会場	31	34	65
R3 年 4～5 月	配信			未把握
R4 年 4 月	配信	119	193	312
R5 年 6 月 1 日	ハイブリッド	72		会場 25 WEB47
R6 年 1 月 22 日	会場	52	57	後日動画配信
R6 年 6 月 21 日	会場	59	53	112
主な内容	大阪児童虐待防止推進会議について 市区町村子ども家庭総合支援拠点について、こども家庭センターについて 健やか親子 21（第2次）の推進について 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について 等 地域保健課それぞれからその年の新規事業や国の動きの紹介			

④毎年、府内市町村に対して、母子保健事業の実施状況を調査し、結果をフィードバックしている。

（4）今後の方向性（令和7年度の取り組み予定）

○地域の実情に応じた妊娠・出産包括支援事業展開の推進及びこども家庭センターの母子保健機能として自治体の内外の理解を得るための知識やスキルを普及することを目指し、研修や自治体間の情報共有のための連絡会、実態把握のための調査等を引き続き実施。

・母子保健コーディネーター育成研修：基礎コース2回とスキルアップコース 1 回開催予定。

（基礎編 9 月2日・9月 16 日実施、スキルアップ編1月頃予定）
・連絡調整会議：1月頃予定。
〇福祉部と連携したこども家庭センター設置促進及び母子保健機能の相談支援の充実、関係機関との連携強化、事業展開、マネジメント、地域づくりを図る。
・市町村児童福祉及び母子保健主管課長会議：5月 30 日開催。
・こども家庭センター統括支援員実務研修：1月 21 日開催予定。

2. 新生児聴覚検査推進体制整備事業

（母子保健医療対策総合支援事業　平成 29 年度～）

1. 経過

・平成 10 年～12 年
　厚生労働科学研究（未熟児の聴覚障がい検査を正常児に実施。聴覚検査の有効性を検証）
　➢日本の聴覚障がいの頻度 1～2 人/千人
　➢生後 6 ヶ月までに支援開始すれば 8 割が言語獲得

・平成 12 年　国が新生児聴覚検査モデル事業実施

・平成 19 年　モデル事業廃止・検査助成費を地方交付税措置（市町村）

・平成 27 年　厚労省が新生児聴覚スクリーニング検査助成状況調査
　➢府内市町村は助成なし

・平成 28 年 3 月 29 日　厚労省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知
　➢早期支援等を図るため新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組むこと。
　➢都道府県、市町村の役割を明文化

・平成 28 年度　千早赤阪村が新生児聴覚検査事業に助成開始

・平成 29 年 12 月 28 日　厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知
　➢市町村：検査受診状況、受診結果の把握と早期支援、公費負担の実施により経済的負担の軽減を図る。
　➢都道府県：協議会を開催し、市町村、医療機関における検査実施状況の把握と必要な対策について協議。

・令和元年 6 月 7 日　難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告

・令和 2 年 3 月　新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書

・令和 2 年 3 月 31 日　「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について
　➢市町村：未受検児の保護者等への受検勧奨。要精検児が遅滞なく受診できるよう勧奨。精密検査後の療育について、情報提供を行うため、関係機関と連携して地域支援の把握に努めること。
　➢都道府県：病院の外来等で検査が実施できる医療機関の把握。

・令和4年2月　難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針

・令和4年7月 21 日　「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について
　➢保健衛生費における算定に変更

・令和5年 10 月3日　「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について
　➢先天性サイトメガロウイルス感染症の治療薬の保険適用化と同感染症の検査の推奨

・令和6年7月 26 日　新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について

2. 事業内容

(1)周知・啓発

○　啓発資材を作成し市町村に配布。市町村が妊娠届出受理の機会を通じ保護者に周知。

(2)関係機関との連携体制づくり

○　新生児聴覚検査推進体制検討会(平成 29 年 10 月設置)
産婦人科・耳鼻咽喉科医療機関及び母子保健機関が把握する新生児聴覚検査に関する情報を集約し、大阪府における新生児聴覚検査に関する実態を把握し評価、課題抽出等

○　「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」(平成 30 年1月策定、令和4年3月改訂)

○　「大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き」(令和4年3月福祉部障がい福祉室自立支援課策定)

○　検査器機導入補助事業(令和3年度～令和5年度)
(令和 2 年 10 月分娩取扱医療機関に対し、検査機器等に関する事前調査を実施)
聴覚障がいが早期に発見され適切な支援が行われるよう、分娩取扱医療機関等が聴覚検査の機器(AABR)を購入する際の補助を実施し、国が推奨する AABR への切替を促進。
(交付決定数)
令和3年度:12 件、令和4年度:11 件、令和5年度:11 件

○　先天性サイトメガロウイルス感染症検査体制整備
・新生児聴覚検査推進体制検討会において実態を把握し、評価・課題抽出
➢検査体制が整っていない分娩取扱医療機関が存在
➢精密検査機関又は二次聴力検査機関での先天性サイトメガロウイルス感染症検査状況調査を行い、同感染症検査等が可能な医療機関一覧を作成

(3)管内市町村に対する研修

○　平成 30 年11月 28 日
テーマ:「新生児スクリーニング検査のその意味と影響―検査後のフォローの重要性」
講師:大阪市立大学大学院耳鼻咽喉病態学病院教授　阪本　浩一氏
テーマ:「聴覚障がい児の早期支援～発達早期のコミュニケーションと愛着形成～」
講師:神戸大学国際人間学部大学院教授　　河﨑　佳子氏

○　令和元年9月5日
テーマ:「きこえにくい子どもたち」
講師:大阪母子医療センター耳鼻咽喉科　言語聴覚士　大黒　里味氏

○　令和 2 年度
・12 月 11 日母子保健コーディネーター育成研修にて令和元年度の市町村取組状況を報告
・その他、市町村を対象とした会議等にて、検査の意義や各市町村の取組状況を報告

○　令和3年度
・市町村を対象とした Web 研修

○　令和4年度
・市町村を対象とした Web 研修
・聴覚に障がいのある子どもの支援に係る市町村説明会(福祉部と共同開催)

○　令和5年度～令和7年度

・研修（Web 開催）にて、新生児聴覚検査の意義を説明
テーマ：「聞こえにくいこどもたちへの早期発見、治療のために」
講師：大阪母子医療センターリハ・療育支援部門（耳鼻咽喉科）言語聴覚士　大黒　里味氏
・聴覚に障がいのある子どもの支援に係る市町村説明会（福祉部と共同開催）

3. 府内市町村の取組状況

項　目	H30 年度	R元年度	R2年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
新生児聴覚検査の周知・啓発状況	43	43	43	43	43	43	43
新生児聴覚検査受診の有無の確認	40	43	43	43	43	43	43
検査費用助成	1	9	19	23	29	39	42

4. その他

○　平成 29 年度より、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク（福祉部主催）に委員として参加。
○　府内市町村母子保健主管課に、福祉部の委託事業等の情報提供を行い、新生児聴覚検査の要精検児やその保護者、片耳難聴を含む聴覚障がいを持つ児及びその保護者への支援の充実を図る。
○　新生児聴覚検査周知リーフレット「赤ちゃん耳のきこえ」を令和7年 12 月改訂
改訂内容：「耳のきこえ」や「ことば」の相談先の連絡先更新

3. 成育医療基本方針の取組（健やか親子21）の取組

1. 経緯・概要

○ 「健やか親子 21」とは

・平成 13 年に開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を関係するすべての人々、関連機関・団体が一体となって推進する国民運動計画。平成 27 年度からは「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指した「健やか親子 21（第2次）」を策定。

・令和5年度からは、健やか親子21について、母子保健の国民運動から医療・教育など幅広い分野を含めた成育基本方針に基づく国民運動に、位置付けが変更された。

○ 『成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針』の改定（令和5年3月22日閣議決定）令和5年3月厚労省局長通知『成育医療等基本方針に基づく計画策定指針』）

（根拠：成育基本法第11条）

・令和5年～令和10年における成育医療等の施策の基本的方向等を策定。

・都道府県は、府内市町村における成育医療などの状況の把握だけではなく、市町村間の健康格差の状況、全国の成育医療などの提供に関する施策の実施状況との比較等、広域的かつ専門的な視点から課題の把握を行い、計画を策定。

・成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者が相互に連携を図り、乳幼児健康診査等の母子保健事業の精度管理や広域的支援、学童期及び思春期の健康課題に関する取組を推進。

○ 健やか親子 21（第 2 次）が設定した 5 つの課題に対する取組

（課題）	・基盤課題Ａ　切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
	・基盤課題Ｂ　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
	・基盤課題Ｃ　子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
	・重点課題１　育てにくさを感じる親に寄り添う支援
	・重点課題２　妊娠期からの児童虐待防止対策
（指標）	行政が、環境整備・支援対策を講じることにより、住民の行動変容が起こり、最終目標が達成されるよう、3 段階（環境整備・健康行動・健康水準）にて整理された 52 指標

すべての子どもが健やかに育つ社会を構築するため、子育て・健康支援に取り組む。

※2つの方向性

・日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、かつ生命が守られる

・疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違いを認識した母子保健サービスの展開

○ 取組の方向性

・指標は、健やか親子 21 から成育医療等基本方針に基づく評価指標に移行。

・県型保健所における市町村支援については、「発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への支援体制」の指標で評価。

2. 大阪府の状況

○ 県型保健所の母子保健機能強化（市町村支援としての母子保健事業評価）

（平成 30 年度）

・府保健所保健師に対し、説明会を実施（研修機会を活用）、健やか親子21（第 2 次）の現状と方向性に併せて取組イメージを共有。

（令和元年度）大阪母子医療センター母子保健調査室の技術的支援を得て実施。

・母子保健事業の評価に関する保健師研修を実施（市町村母子保健事業の評価スキル習得。市町村乳幼児健康診査事業、訪問状況等の情報を集積・比較分析）
・評価の基本的パッケージを作成。

（令和２年度～令和３年度）
・引き続き、大阪母子医療センター母子保健調査室の技術的支援を得て、乳幼児健診について話をする機会を持ち、市町村の実情に応じた支援を実施。
・保健所による管内、またはブロックや圏域単位での取組推進

（令和4年度の取組）
・市町村へのヒアリングを実施。乳幼児健診の実施、フォロー状況の経年的分析、妊産婦のメンタルヘルスについて精神チームも協力した事例検討等を実施。

（令和５年度の取組）
・令和５年度より大阪府母子保健運営協議会において、成育医療基本方針に基づく指標について、進捗状況を確認。
・令和５年度より府保健所が市町村のニーズに応じた支援について、母子保健広域強化事業として実施。

（令和6年度の取組）
・母子保健広域支援強化事業として、管内市町村保健師を対象とした研修会を全保健所で実施。そのほか乳幼児健診結果の分析や管内市町の情報共有の場の設定、メンタルヘルスに関する事例検討など、市町村それぞれのニーズに合わせた支援を行う。

課題		環境整備指標	ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ H25 年度	中間評価 5年後 目標	最終評価 10 年後 目標	全国 H29 年度	大阪府				
							H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
基盤課題A	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合	81.9%	90%	100%	35.1%	22.2%	11.1%	0%	33.3%	55.5%
		市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合	39.2%	80%	100%	17.0%	100%	100%	44.4%	88.8%	77.7%
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合	33.8%	50%	100%	19.1%	44.4%	55.5%	55.5%	77.7%	88.8%
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援をしている県型保健所の割合	66.5%	80%	100%	80.0%	11.1%	0%	0%	22.2%	55.5%
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援（市町村への支援も含む）をする体制がある県型保健所の割合	30.3%	70%	100%	14.1%	11.1%	22.2%	0%	11.1%	55.5%

3. 今後の取組と課題

・市町村保健師のニーズの把握と、広域支援の充実

・府内の母子保健体制の向上を目指すPDCAの取組

・成育医療等基本方針に基づく取組について庁内関係課と連携した全庁的体制の構築

4. 母子保健における発達障がい児に関する取組

1. 国・府における発達障がいに関する取組の経過

（1）国の取組

①発達障害者支援法の施行（H17.4.1）

・「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

※都道府県の主な責務（第3条）：早期発見、早期発達支援、就労支援、地域生活支援、家族支援、本人及び保護者の意志尊重、業務担当部局間の緊密な連携の確保、関係機関との必要な協力体制の整備

②児童福祉法の改正（H24.4.1）

・障がい児に対する通所支援の提供体制が再編され、実施主体が市町村となる

③発達障害者支援法の一部を改正する法律の公布（H28.6.3）

・「発達障害者の定義」に、「社会的障壁」の文言が加筆され、国及び地方公共団体の責務に、「相談体制の整備」が明記された。

・支援のための施策として、「司法手続における配慮」や都道府県に「発達障害者支援地域協議会」を設置できる規定が新設された。

（2）府の取組

①H17～H24 年度

・H17 年度以降府内に6か所の療育拠点施設を整備。H24 年度の児童福祉法改正に伴い、発達障がい児の支援を行う事業所に対して、人材育成、機関支援等を実施

・協力医療機関の確保のための研修会、発見技術向上のための研修会（保健師・保育士等）の実施

・支援体制整備検討部会の開催

・啓発冊子の作成

・発達障がい者支援センター「アクトおおさか」の運営

②H25～R2年度

・発達障がい児者について、乳幼児期・学齢期・成人期といったライフステージに応じた、切れ目のない総合的な支援体制を整備する「発達障がい児者総合支援事業」を実施（知事重点事業）。
所管：福祉部障がい福祉室（関係部局：政策企画部、福祉部、教育庁、商工労働部、健康医療部）

・H25 年度、大阪府発達障がい児者支援プラン」（計画期間 H25～H29）を策定。

・H26 年度、「発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き」を作成。

・H27 年度、「発達障がいのある方の身近な地域での支援のために」等を作成。

・H29 年度、「大阪府発達障がい児者支援プラン」新プランを策定

2. 母子保健における発達障がいに関する取組 ※母子保健は「発達障がい早期気づき支援事業」担当

（1）市町村母子保健主管課

①乳幼児健康診査における早期発見　②発見後の診断確定や療育機関へのつなぎ　③保護者支援

（2）府の取組

【H24 年度】

①乳児健康診査（委託）受診票の改定と解説書の作成：府医師会及び政令・中核市の協力のもと、発達障がい児の早期発見に関する項目を追加し、市町村へ提案。委託医療機関や市町村保健師に対する説明会を開催

②保健師研修：市町村・保健所保健師に対して、療育機関に関する研修を実施

【H25 年度】

①乳幼児健康診査における発達障がいの早期発見に資する問診項目を定め、市町村に提示

②市町村に提示した問診項目を取り入れた問診票に改訂するための支援実施
③市町村保健師向けに、「発達障がいの早期発見のための問診項目手引書」を作成し市町村説明会で説明、配布
④1 歳 6 か月児健康診査から 3 歳児健康診査までの間における、発達障がいの早期発見のための取組として、2歳児問診項目を作成
⑤問診票検討ワーキングチームにおいて、問診項目の検証方法を検討
⑥保健師研修：市町村・保健所保健師対象に実施

【H26 年度】
①発達障がいの早期発見に資する問診項目について、大阪大学大学院と共同研究により検証を実施
②府内 4 市町村で、1 歳 6 か月児健康診査を中心とした Gaze Finder（注視点検出による社会性発達の評価補助装置）を用いたモデル事業を実施
③乳幼児健診検討ワーキングチームにおいて、問診項目の検証、乳幼児健診における GazeFinder の導入・活用等について検討
④問診票改訂を行う市町への技術支援を実施

【H27 年度】
①大阪大学との共同研究結果をもとに、乳幼児健診検討ワーキングチームで H25 年度に作成した「発達障がいの早期発見のための問診項目手引書」の補足版を作成
②新たに 2 市町を追加し、6 市町村で 1 歳 6 か月児健康診査を中心とした Gaze Finder を用いたモデル事業を実施
③問診票改訂を行う市町への技術支援を実施

【H28・H29 年度】
①府内市町村で、Gaze Finder を用いたモデル事業等を実施し「大阪府乳幼児健診体制整備事業（ゲイズファインダー市町村モデル事業）実施報告書」を作成（H28 年度）
②H25～H28 年度に、府内全市町村が改訂した発達障がいの早期発見のための問診項目を取り入れた乳幼児健診問診票を回収し、現状把握と保健師の意見聴取を実施。（H30 年1月）

【H30 年度】
①府内市町村事業として Gaze Finder（かおテレビ）事業等を実施。
②保健師等研修の開催。

【H31 年度～】
①乳幼児健診問診で発達障がいの早期発見問診項目による現状把握と保健師の意見聴取結果を踏まえた市町村支援の実施。
②市町村・府保健所保健師等対象の保健師等研修の実施
研修:「発達障がいの理解と家族支援」
講師:大阪母子医療センター　子どものこころの診療科副部長　平山　哲氏
実績:令和元年　9 月　5 日　対面　受講者　62 名
令和 3 年 11 月 17 日　WEB　受講者　114 名
令和 4 年　7 月 14 日　WEB　受講者　137 名
令和 5 年　7 月 20 日　WEB　受講者　160 名
令和 6 年　7 月 19 日　WEB　受講者　118 名

5. 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業

（令和2年度～令和5年度）

(1)不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査

新型コロナウイルス感染症に対し不安を抱える妊婦が、かかりつけ産婦人科医等と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR検査を無料で受けられるよう、府内一元的な体制を整備。

○事業概要

対象となる方	(R2 年度)分娩前で検査を希望する無症状の妊婦 (R3 年度、R4 年度)強い不安を抱える妊婦、もしくは基礎疾患を有する妊婦で検査を希望する妊婦
助成内容	検査費用 9,000 円までを助成(1回に限る)
検査実施先	妊婦のかかりつけ産科医療機関等
事業実施	R2 年 7 月 27 日(月)～ 令和5年9月30日まで

○実績

・事業実施医療機関数 R2:85 機関 R3:90 機関 R4:38 機関 R5:11 機関

・実施件数:R2:3,834 件(※うち陽性者数 3人)

R3:1,420 件(※うち陽性者数 1人)

R4:90 件 (※うち陽性者数 1人)

R5:14 件 (※うち陽性者数 0 人) ※府外医療機関での実施件数含まず

○その他 5類感染症への移行に伴い、検査助成の対象期間は令和5年9月30日まで

(2)妊産婦への寄り添い型支援

新型コロナウイルス感染の有無に関わらず、健康面や出産後の育児等に不安を抱える妊産婦に対し、退院後、助産師等が、自宅への訪問等により、不安や孤立感の解消、育児技術の助言など、寄り添ったケア支援を受けられるよう、府内一元的な体制を整備。

○事業概要

対象となる方	(R2、R3 年度)感染からの回復後、健康面や出産後の育児等に不安を感じ支援を希望する方 (R4 年度)感染の有無に関わらず、健康面や出産後の育児等に不安を感じ支援を希望する方
助成内容	助産師等が訪問等により、専門的なケアや育児に関する支援を実施
検査実施先	一般社団法人大阪府助産師会(事業委託)
事業開始日	R2 年 7 月 27 日(月)～ 令和4年度

○実 績 寄り添い型支援実施人数 R2:3名 R3:0名 R4:1名

○その他 令和4年度末で終了

6. 母子グループの直近３か年の予算の状況について

事業の名称および概要	当初予算額(千円)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
■児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策事業 児童虐待の発生を予防するため、児童虐待リスクの高い望まない妊娠等に悩む人が早期から相談できるよう相談窓口を開設する。	7,698	7,775	8,107
■障がい・難病児療育支援体制整備事業 身体に障がいのある児及び慢性疾患児を早期発見し、適切な医療・療育を確保するために、療育相談事業等を実施する。	10,600	9,720	9,883
・小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング等事業 難病児(小児慢性疾病児)や保護者の日常生活の悩みに対して、ピアカウンセラー(病気をもった子どもの子育て経験者等)が電話又は面接で相談に応じる。	内(2,394)	内(2,394)	内(2,528)
■小児慢性特定疾病医療費助成事業 小児慢性特定疾病の 16疾患群について、児童等の健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担の軽減を図るため、医療費の援助を行う。	989,845	1,026,725	885,413
■自立支援医療(育成医療)支給事業 身体に障がいのある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行う市町村に対し、負担金を交付する。	24,974	18,882	18,499
■未熟児養育医療給付事業 入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療給付を行う市町村に対し、負担金を交付する。	144,405	134,249	142,329
■結核療育医療給付事業 骨関節結核その他の結核にり患し、長期の入院治療を必要とする児童に対し、その療養に必要な医療の給付を行い、併せて学習の援助を行う。	277	277	277
■不妊・不育症対策事業 不妊・不育症に悩む夫婦等の身体的、精神的負担の軽減を図るため、専門的な相談及び情報提供を行う体制を整備する。	19,070	18,939	19,492
■不育症検査費助成事業 不育症患者の経済的負担を軽減するため、不育症検査に要する費用を助成する。	2,700	2,700	1,320
■先天性代謝異常等検査事業 先天性代謝異常症等について、早期発見し、適正な治療を行うため、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査事業を実施する。	79,997	75,627	72,101

事業の名称および概要	当初予算額(千円)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
■先天性代謝異常等検査事業(実証事業) 国の調査研究と連携・協力し、SCID(重症複合免疫不全症)及び SMA(脊髄性筋萎縮症)の2疾患について検査を実施する。	―	183,270	177,206
■新生児聴覚検査体制整備事業 聴覚障がいが、早期に発見され適切な支援が行われるよう新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。 また、検査精度の向上を図るため、府内の産科医療機関等に AABR(自動聴性脳幹反応検査)機器の購入費用の補助を行う(機器購入補助は令和5年度で終了)。	18,626	626	626
■屈折検査導入支援事業 市町村実施の3歳児健診において、弱視の見逃し防止に有用な屈折検査を推進するため、屈折検査実施の市町村に対し検査場所や検査員の確保等の屈折検査導入に要する費用を支援する(令和5年度で終了)。	11,400	―	―
■乳児家庭全戸訪問事業 乳児のいる全ての家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う市町村に対し、補助金を交付する。	82,940	87,065	90,334
■地域医療介護総合確保基金事業 ・小児在宅医診療促進事業(大阪府医師会委託) 医療的ケアの必要な児とその家族が、地域で安心して療養生活を継続できるよう、日常的な診療を担う在宅医を育成する。	2,429	74,391 内(2,949)	74,391 内(2,949)
・小児医療・周産期医療連携推進事業 分娩取扱医療機関や小児科医療機関が減少する中で、持続可能な小児・周産期医療体制を維持するため、地域における医療機関相互の連携体制の確保に加え、役割分担の取組みを推進する。	―	内(71,442)	内(71,442)
■周産期医療体制整備事業 妊娠、出産から新生児までを対象として、地域において高度かつ専門的な医療を効果的に提供する体制を確保するとともに、各医療機関の機能分担の確立により、持続可能な周産期医療体制を整備する。	1,237,809	1,232,583	1,232,932
■移行期医療支援体制整備事業 小児期及び成人期を担当する医療従事者間の連携などによる支援体制の整備や、患者自身の疾病等への理解促進を通じた自律支援等の機能を担う移行期医療支援センターを設置する。	4,276	4,276	4,276
■出産・子育て応援交付金 伴走型相談支援と経済的支援(妊娠届出時及び出生届出後にそれぞれ5万円相当の現金やクーポンを支給)を	1,843,080	1,237,560	231,115

事業の名称および概要	当初予算額(千円)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一体的に実施する市町村に対し補助金を交付する。 ※令和7年度から「妊婦のための支援給付」(市町村事業・府費負担なし)に移行。令和7年度は経過措置として存続。令和7年度で終了。			
■利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)【新規】 妊婦及びその配偶者等に対し、面談等を行い必要に応じ支援につなげる伴走型相談支援を実施する市町村に対し補助金を交付する。	―	―	128,677
■妊婦のための支援給付事業費補助金【新規】 妊娠届出時及び胎児の数の届出後に、現金(妊娠届出時は5万円、胎児の数の届出後は胎児の数×5万円)等を支給する市町村に対し、給付に要する事務費に係る補助金を交付する。	―	―	95,303
■妊産婦メンタルヘルスネットワーク構築事業 妊産婦のメンタルヘルスの問題に対応するための地域の医療機関、関係機関の連携体制の構築を図る。	―	11,030	11,030
■産後ケア事業【新規】 退院直後の母子に対し心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を実施する市町村に対し補助金を交付する。(法改正により令和7年度から府が 1/4 補助)	―	―	178,931
■早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業【新規】 プレコンセプションケアの推進のため、オンライン講座の開催及び AMH 検査費用の助成を行うとともに、同検査の結果が府基準値以下の方及び早発卵巣不全患者の方を対象に、卵子凍結費用等を助成する。	―	―	34,920
■新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合支援事業 新型コロナウイルス感染症への不安を抱える妊婦等が分娩前にPCR検査を受検する場合の費用を助成する(令和5年9月末迄の検査が助成対象)。	2,160	―	―
当初予算計上額	4,481,992	4,125,695	3,417,162

7. 令和8年度　健康医療における国の施策に関する提案・要望

【保健医療体制等の確保】

〔救急医療体制等の充実・強化〕

周産期・小児医療体制整備に係る財政支援の拡充等

・産婦人科の救急搬送体制整備に係る財源措置を行うこと
・周産期医療対策事業に係る国庫補助基準額等の引き上げを行うこと
・周産期専用病床に係る算定日数制限の撤廃等、診療報酬制度の見直しを行うこと
・小児中核病院・小児地域医療センターへの財政措置を新たに行うこと

〔災害医療体制等の充実・強化〕

周産期母子医療センターの充実

・周産期母子医療センターが災害拠点病院と同等の災害対策を行うための十分な財源措置及び災害時小児周産期リエゾンの養成等に係る財源措置を行うこと

【地域保健・感染症対策の充実・強化】

〔地域保健施策の推進〕

小児慢性特定疾病医療費助成制度の充実

・疾患の状態と程度について、患児等の治療の状態を踏まえた基準の変更を行うこと
・重症認定基準について、疾患群ごとの治療実態を踏まえた変更を行うこと
・対象者や対象疾病等の拡大及び患者負担軽減策を実施すること
・移行期医療支援体制整備事業に係る財政的支援等を充実すること

難病患者の支援体制の充実

・難病・慢性疾病患者が通常よりハイリスクな妊娠・出産に伴い特別な医療を必要とする場合の患者負担の軽減策を実施すること

不妊等に関する総合的施策の推進

・保険適用外となった「先進医療」のうち、エビデンスが確認されたものについて、早期に保険適用とすること
・専門機関等の研究により効果が認められる治療及び必要な検査の保険適用等、不育症に関する施策を推進すること
・早発卵巣不全等の疾病により妊孕性が低下する方を対象に、卵子凍結を含めた生殖補助医療に係る助成制度を創設すること
・凍結卵子を使用した生殖補助医療への保険適用を拡充すること

思いがけない妊娠の際の相談体制の充実

・「全国共通ダイヤル」システムにより、相談者が発信した地域の相談窓口に繋がるシステムを構築すること

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法改正及び制度のかかる周知・広報における合理的配慮

・補償金等支給申請期限を無期限とするための法改正を行うこと
・テレビ・新聞・ラジオなどを用いた数次にわたる広報を実施すること

市町村母子保健を担う保健師の人員体制確保のための措置

・母子保健の専門性を活かした児童虐待の発生予防・早期発見等に関し、極めて重要な役割を担う市町村保健師について、必要な人員体制が確保できるよう財政措置を行うこと

新生児マススクリーニング検査対象疾患の拡充と補助制度の創設

・医療の進展に伴い早期発見・早期治療が可能となった希少難病性疾患を全国一律で先天性代謝異常等検査の対象疾患とし、全ての新生児が公費負担により受検できるよう国庫補助制度を恒久化すること

プレコンセンプションケアに関する普及啓発の推進

・国においてプレコンセプションケアの確実な普及啓発を行うとともに、自治体におけるプレコンセプションケアの推進に係る取組みについて、具体的な助言や十分な財源措置による支援を行うこと。

・特に卵子凍結など新しい技術について、国民が正しい知識を得た上で利用できるよう国において考え方を示すこと

市町村の実態に応じた5歳児健診のための措置

・5歳児健診について、各市町村の実態に応じた手法で実施する場合においても、国庫補助の対象とすること

・市町村において必要となる経費の実態を踏まえた十分な財政措置を行うこと

資　料　編

1. 大阪府における母子保健事業体制　……P1

2. 大阪府の母子保健の主な指標等　……P2

3. 大阪府の母子保健の推移　……P3

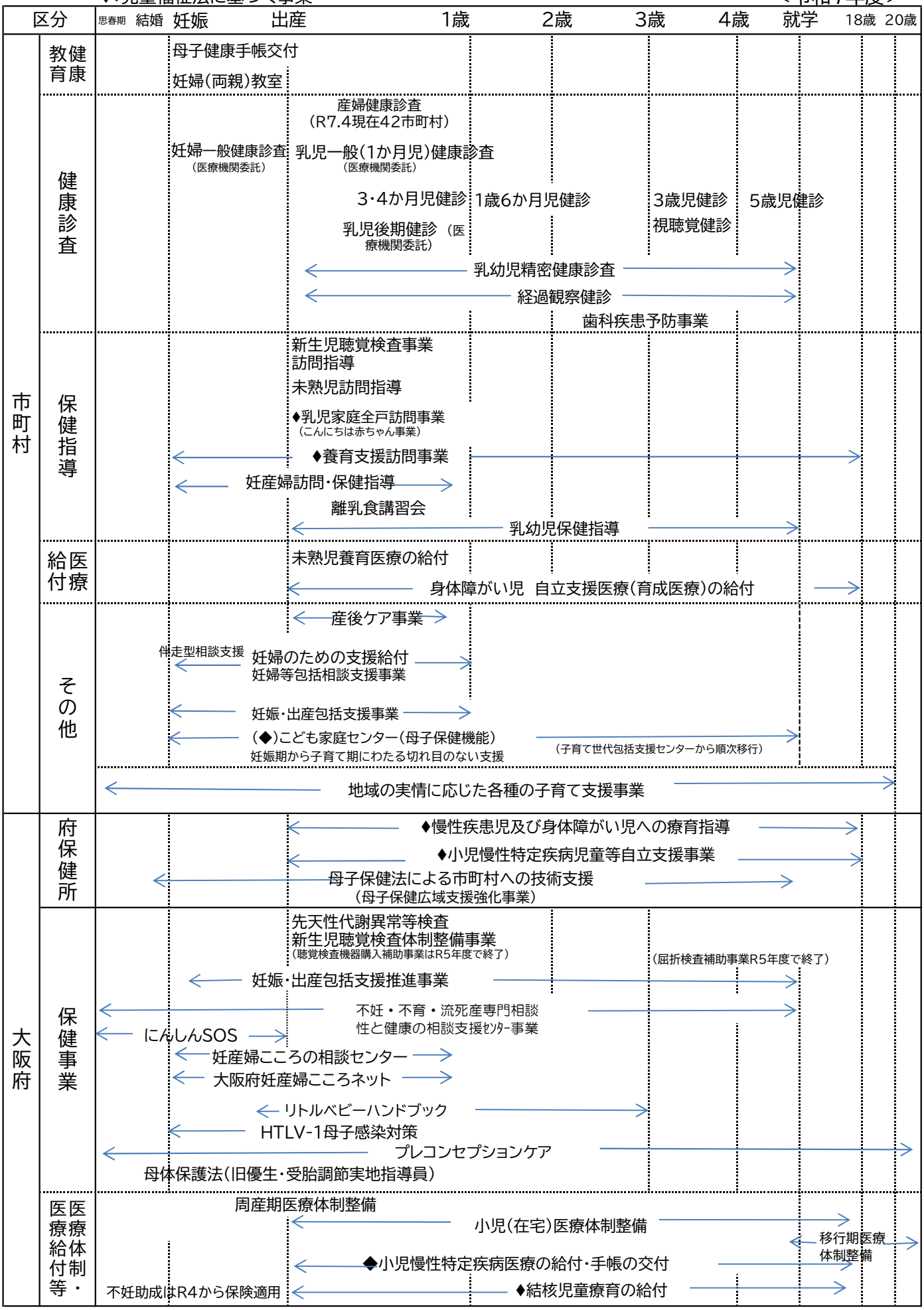
4. 市町村母子保健事業　……P7

5. 大阪府健康医療部における在宅医療支援事業　……P15

6. 大阪府福祉部における
　重症心身障がい児者への地域生活支援事業　……P16

○大阪府における母子保健事業体制

♦:児童福祉法に基づく事業　　＜令和7年度＞



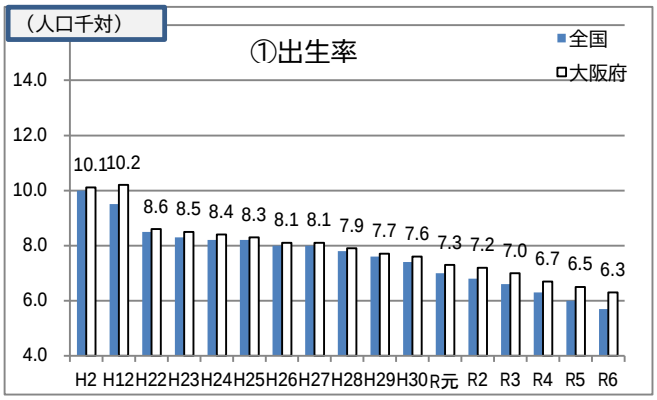
大阪府の母子保健の主な指標等

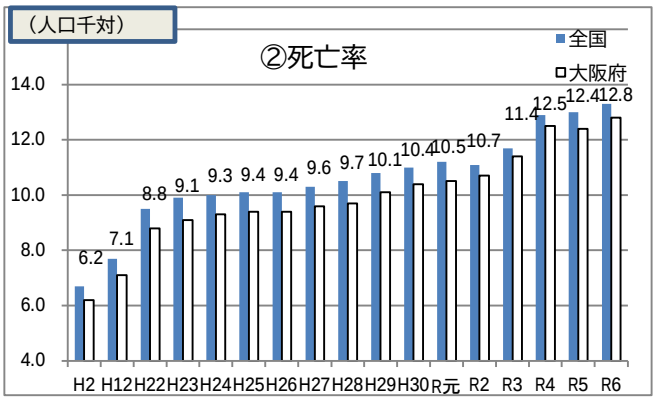
上段：大阪府の数 ／ 中段：大阪府の率 ／ 下段：全国の率

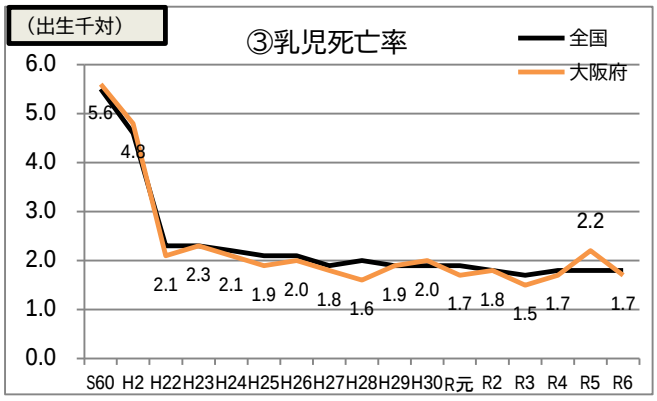
年次	人口	妊娠届出者数	出生（率:人口千対）	死亡（率:人口千対）	乳児死亡（率:出生千対）	新生児死亡（率:出生千対）	周産期死亡（率:出産千対）	死産（率:出産千対）	妊産婦死亡（率出産10万対 ＊S50以前は出生10万対	合計特殊出生率
昭和50	8,108,360	－	150,653	41,299	1,411	923	2,476	9,350	61	－
			18.6	5.1	9.4	6.1	16.4	58.4	40.5	1.9
			17.1	6.3	10.0	6.8	16.0	50.8	28.7	1.91
昭和55	8,295,801	－	111,956	44,272	771	497	1,268	6,579	32	－
			13.5	5.3	6.9	4.4	11.3	55.5	27.0	1.67
			13.6	6.2	7.5	4.9	11.7	46.8	19.5	1.75
昭和60	8,653,000	108,948	100,328	48,152	558	342	748	5,430	15	－
			11.8	5.7	5.6	3.4	7.5	51.3	14.2	1.69
			11.9	6.3	5.5	3.4	8.0	46.0	15.1	1.76
平成2	8,557,249	94,287	86,840	52,844	417	230	505	4,368	9	－
			10.1	6.2	4.8	2.6	5.8	47.9	9.9	1.46
			10.0	6.7	4.6	2.6	5.7	42.3	8.2	1.54
平成12	8,633,901	93,203	88,163	61,315	257	134	486	2,760	3	－
			10.2	7.1	2.9	1.5	5.5	30.4	3.3	1.31
			9.5	7.7	3.2	1.8	5.8	31.2	6.3	1.36
平成17	8,460,236	82,074	76,111	68,648	198	106	341	2,214	3	－
			8.8	7.9	2.6	1.4	4.5	28.3	3.8	1.21
			8.4	8.6	2.8	1.4	4.8	29.1	5.7	1.26
平成22	8,697,550	80,427	75,080	76,556	161	77	303	1,907	3	－
			8.6	8.8	2.1	1.0	4.0	24.8	3.9	1.33
			8.5	9.5	2.3	1.1	4.2	24.2	4.1	1.39
平成26	8,678,000	76,660	69,968	81,653	138	65	248	1,621	1	－
			8.1	9.4	2.0	0.9	3.5	22.6	1.4	1.31
			8	10.1	2.1	0.9	3.7	22.9	3.2	1.42
平成28	8,837,812	71,041	68,816	84,390	111	46	239	1,480	4	－
			7.9	9.7	1.6	0.7	3.5	21.1	5.7	1.37
			7.8	10.5	2.0	0.9	3.6	21.0	3.4	1.44
平成29	8,831,642	71,014	66,602	87,082	127	55	196	1,415	0	－
			7.7	10.1	1.9	0.8	2.9	20.8	0	1.35
			7.6	10.8	1.9	0.9	3.5	21.1	3.8	1.43
平成30	8,824,566	68,725	65,446	89,494	131	42	205	1,410	3	－
			7.6	10.4	2	0.6	3.1	21.1	4.5	1.35
			7.4	11.0	1.9	0.9	3.3	20.9	3.3	1.42
令和元	8,823,453	67,654	62,557	90,410	108	52	225	1,339	2	－
			7.3	10.5	1.7	0.8	3.6	21.0	3.1	1.31
			7.0	11.0	1.9	0.9	3.4	22.0	3.3	1.36
令和2	8,837,685	64,653	61,878	91,644	112	46	150	1,247	2	－
			7.2	10.7	1.8	0.7	2.4	19.8	3.2	1.31
			6.8	11.1	1.8	0.8	3.2	20.1	2.7	1.33
令和3	8,807,279	60,891	59,780	97,282	92	40	195	1,178	0	－
			7.0	11.4	1.5	0.7	3.3	19.3	0	1.27
			6.6	11.7	1.7	0.8	3.4	19.7	2.5	1.3
令和4	8,787,414	60,862	57,315	106,277	100	44	198	1,103	2	－
			6.7	12.5	1.7	0.8	3.4	18.9	3.4	1.22
			6.3	12.9	1.8	0.8	3.3	19.3	4.2	1.26
令和5	8,774,574	59,121	55,292	104,964	119	59	181	1,101	3	－
			6.5	12.4	2.2	1.1	3.3	19.5	5.3	1.19
			6.0	13.0	1.8	0.8	3.3	20.9	3.1	1.2
令和6	8,779,174	未公表	53,351	108,534	90	48	168	1,092	5	－
			6.3	12.8	1.7	0.9	3.1	20.1	9.2	1.14
			5.7	13.3	1.8	0.9	3.3	21.8	4.6	1.15

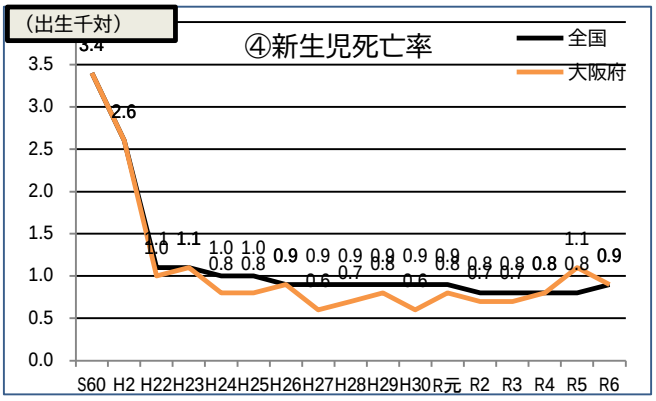
注：データの出典　人口動態調査、地域保健・健康増進事業報告

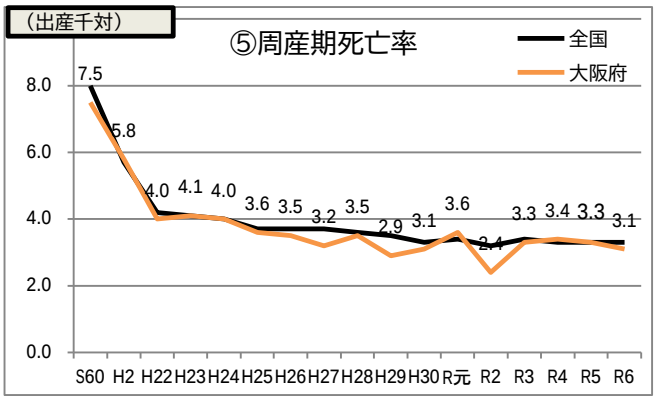
大阪府の母子保健の推移

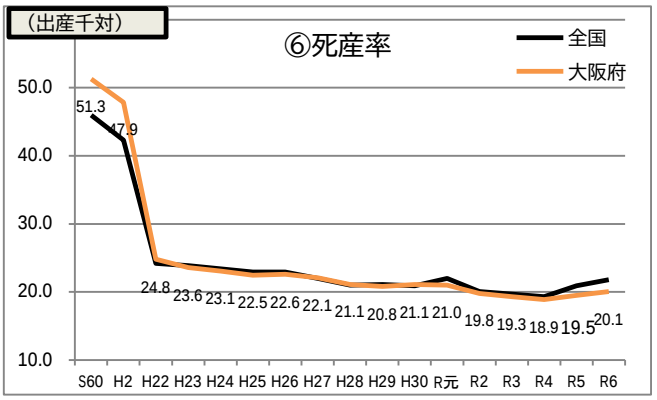


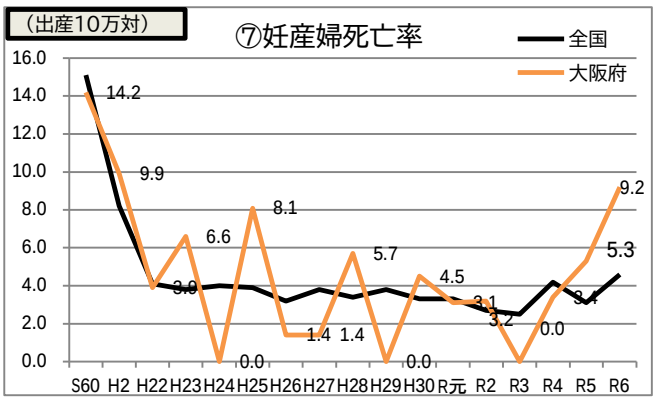


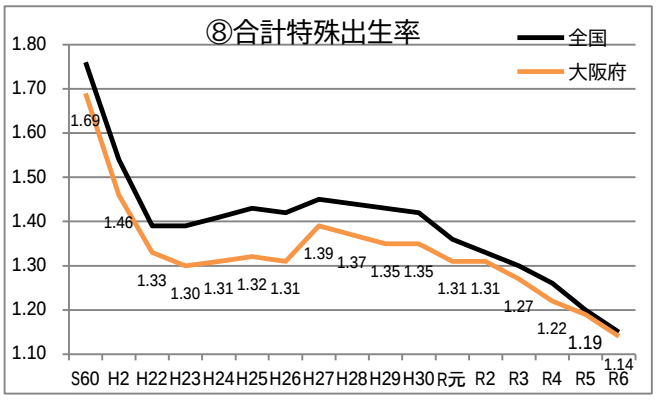












①出生率

	全国	大阪府
H2	10.0	10.1
H12	9.5	10.2
H22	8.5	8.6
H23	8.3	8.5
H24	8.2	8.4
H25	8.2	8.3
H26	8.0	8.1
H27	8.0	8.1
H28	7.8	7.9
H29	7.6	7.7
H30	7.4	7.6
R元	7.0	7.3
R2	6.8	7.2
R3	6.6	7.0
R4	6.3	6.7
R5	6.0	6.5
R6	5.7	6.3

②死亡率

	全国	大阪府
H2	6.7	6.2
H12	7.7	7.1
H22	9.5	8.8
H23	9.9	9.1
H24	10.0	9.3
H25	10.1	9.4
H26	10.1	9.4
H27	10.3	9.6
H28	10.5	9.7
H29	10.8	10.1
H30	11.0	10.4
R元	11.2	10.5
R2	11.1	10.7
R3	11.7	11.4
R4	12.9	12.5
R5	13.0	12.4
R6	13.3	12.8

③乳児死亡率

	全国	大阪府
S60	5.5	5.6
H2	4.6	4.8
H22	2.3	2.1
H23	2.3	2.3
H24	2.2	2.1
H25	2.1	1.9
H26	2.1	2.0
H27	1.9	1.8
H28	2.0	1.6
H29	1.9	1.9
H30	1.9	2.0
R元	1.9	1.7
R2	1.8	1.8
R3	1.7	1.5
R4	1.8	1.7
R5	1.8	2.2
R6	1.8	1.7

④新生児死亡率

	全国	大阪府
S60	3.4	3.4
H2	2.6	2.6
H22	1.1	1.0
H23	1.1	1.1
H24	1.0	0.8
H25	1.0	0.8
H26	0.9	0.9
H27	0.9	0.6
H28	0.9	0.7
H29	0.9	0.8
H30	0.9	0.6
R元	0.9	0.8
R2	0.8	0.7
R3	0.8	0.7
R4	0.8	0.8
R5	0.8	1.1
R6	0.9	0.9

⑤周産期死亡率

	全国	大阪府
S60	8.0	7.5
H2	5.7	5.8
H22	4.2	4.0
H23	4.1	4.1
H24	4.0	4.0
H25	3.7	3.6
H26	3.7	3.5
H27	3.7	3.2
H28	3.6	3.5
H29	3.5	2.9
H30	3.3	3.1
R元	3.4	3.6
R2	3.2	2.4
R3	3.4	3.3
R4	3.3	3.4
R5	3.3	3.3
R6	3.3	3.1

⑥死産率

	全国	大阪府
S60	46.0	51.3
H2	42.3	47.9
H22	24.2	24.8
H23	23.9	23.6
H24	23.4	23.1
H25	22.9	22.5
H26	22.9	22.6
H27	22.0	22.1
H28	21.0	21.1
H29	21.1	20.8
H30	20.9	21.1
R元	22.0	21.0
R2	20.1	19.8
R3	19.7	19.3
R4	19.3	18.9
R5	20.9	19.5
R6	21.8	20.1

⑦妊産婦死亡率

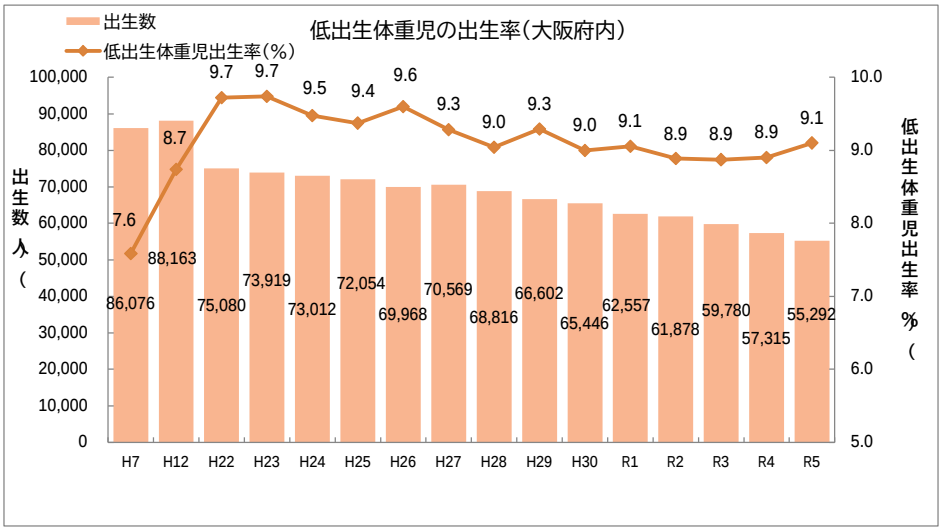
	全国	大阪府
S60	15.1	14.2
H2	8.2	9.9
H22	4.1	3.9
H23	3.8	6.6
H24	4.0	0.0
H25	3.9	8.1
H26	3.2	1.4
H27	3.8	1.4
H28	3.4	5.7
H29	3.8	0.0
H30	3.3	4.5
R元	3.3	3.1
R2	2.7	3.2
R3	2.5	0.0
R4	4.2	3.4
R5	3.1	5.3
R6	4.6	9.2

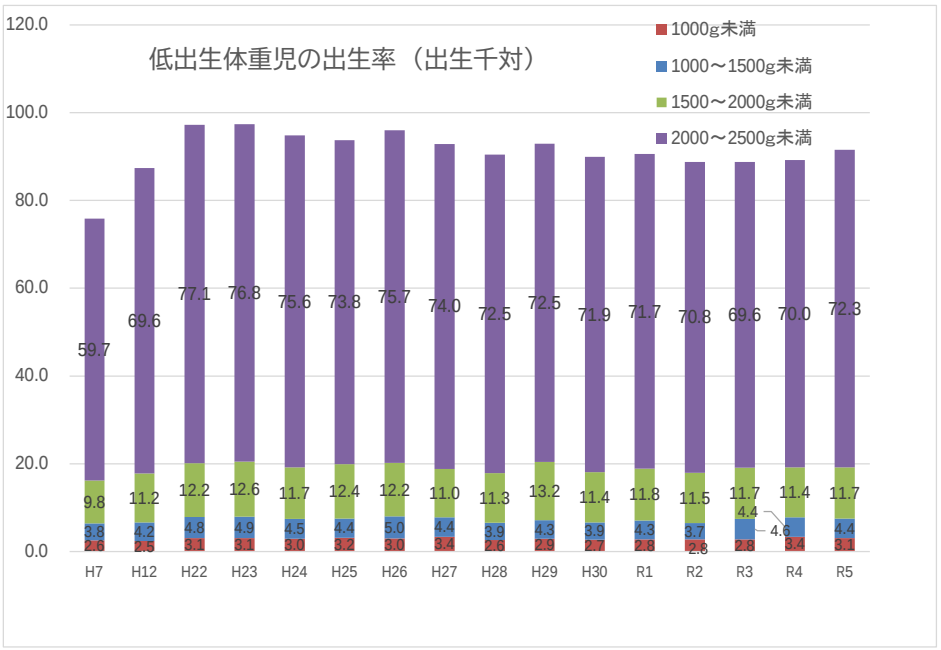
⑧合計特殊出生率

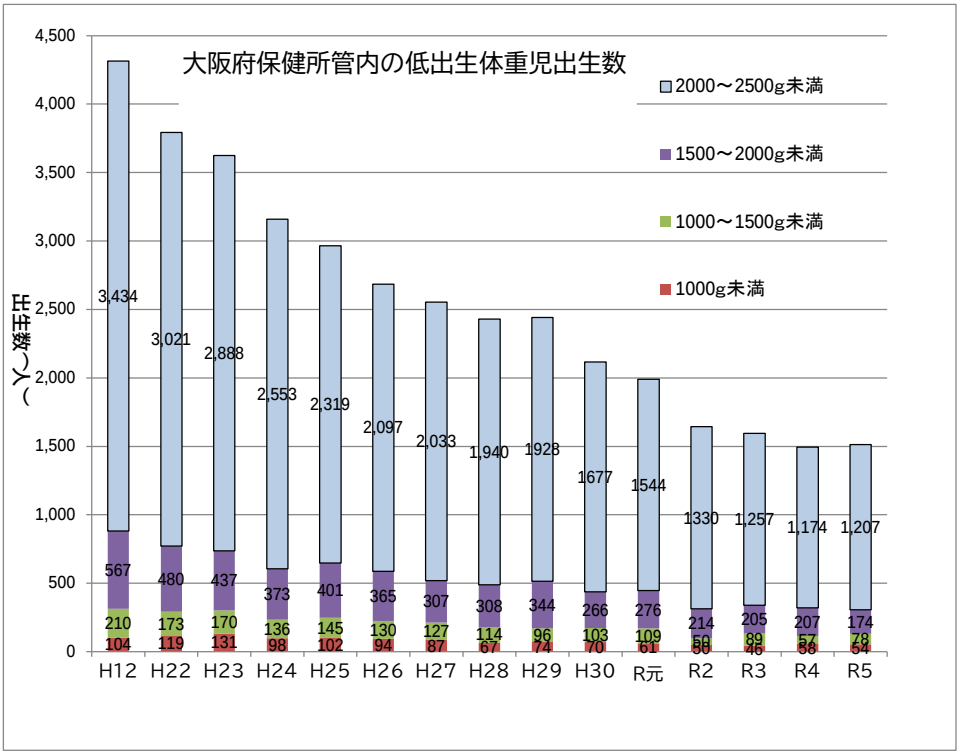
	全国	大阪府
S60	1.76	1.69
H2	1.54	1.46
H22	1.39	1.33
H23	1.39	1.30
H24	1.41	1.31
H25	1.43	1.32
H26	1.42	1.31
H27	1.45	1.39
H28	1.44	1.37
H29	1.43	1.35
H30	1.42	1.35
R元	1.36	1.31
R2	1.33	1.31
R3	1.30	1.27
R4	1.26	1.22
R5	1.20	1.19
R6	1.15	1.14

※データは全て、大阪府内(政令・中核市を含む)

低出生体重児の推移


出生数
低出生体重児出生率(%)
低出生体重児の出生率(大阪府内)
出生数(人)
低出生体重児出生率(%)
100,000
90,000
80,000
70,000
60,000
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
10.0
9.0
8.0
7.0
6.0
5.0
7.6
8.7
9.7
9.7
9.5
9.4
9.6
9.3
9.0
9.3
9.0
9.1
8.9
8.9
8.9
9.1
86,076
88,163
75,080
73,919
73,012
72,054
69,968
70,569
68,816
66,602
65,446
62,557
61,878
59,780
57,315
55,292
H7
H12
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5


低出生体重児の出生率（出生千対）
1000g未満
1000～1500g未満
1500～2000g未満
2000～2500g未満
120.0
100.0
80.0
60.0
40.0
20.0
0.0
59.7
69.6
77.1
76.8
75.6
73.8
75.7
74.0
72.5
72.5
71.9
71.7
70.8
69.6
70.0
72.3
9.8
11.2
12.2
12.6
11.7
12.4
12.2
11.0
11.3
13.2
11.4
11.8
11.5
11.7
11.4
11.7
3.8
4.2
4.8
4.9
4.5
4.4
5.0
4.4
3.9
4.3
3.9
4.3
3.7
4.4
4.6
4.4
2.6
2.5
3.1
3.1
3.0
3.2
3.0
3.4
2.6
2.9
2.7
2.8
2.8
2.8
3.4
3.1
H7
H12
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5


大阪府保健所管内の低出生体重児出生数
2000～2500g未満
1500～2000g未満
1000～1500g未満
1000g未満
出生数(人)
4,500
4,000
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
3,434
3,021
2,888
2,553
2,319
2,097
2,033
1,940
1928
1677
1544
1330
1,257
1,174
1,207
567
480
437
373
401
365
307
308
344
266
276
214
205
207
174
210
173
170
136
145
130
127
114
96
103
109
89
57
78
104
119
131
98
102
94
87
67
74
70
61
46
54
H12
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R元
R2
R3
R4
R5

大阪府内低出生体重児の出生数

	出生数	低出生体重児出生数	1000g未満	1000～1500g未満	1500～2000g未満	2000～2500g未満	低出生体重児出生率(%)
H7	86,076	6,528	223	329	841	5,135	7.6
H12	88,163	7,704	217	370	985	6,132	8.7
H22	75,080	7,298	233	360	918	5,787	9.7
H23	73,919	7,198	227	364	928	5,679	9.7
H24	73,012	6,920	217	327	857	5,519	9.5
H25	72,054	6,753	228	316	893	5,316	9.4
H26	69,968	6,715	212	349	854	5,300	9.6
H27	70,569	6,551	241	311	779	5,220	9.3
H28	68,816	6,222	182	271	779	4,990	9.0
H29	66,602	6,188	196	285	880	4,827	9.3
H30	65,446	5,887	178	258	747	4,704	9.0
R1	62,557	5,664	173	271	737	4,483	9.1
R2	61,878	5,498	173	231	712	4,382	8.9
R3	59,780	5,304	169	275	700	4,160	8.9
R4	57,315	5,113	193	254	655	4,011	8.9
R5	55,292	5,059	172	244	648	3,995	9.1

低出生体重児の出生率(出生千対)

	低出生体重児出生率	1000g未満	1000～1500g未満	1500～2000g未満	2000～2500g未満
H7	75.8	2.6	3.8	9.8	59.7
H12	87.4	2.5	4.2	11.2	69.6
H22	97.2	3.1	4.8	12.2	77.1
H23	97.4	3.1	4.9	12.6	76.8
H24	94.8	3.0	4.5	11.7	75.6
H25	93.7	3.2	4.4	12.4	73.8
H26	96.0	3.0	5.0	12.2	75.7
H27	92.8	3.4	4.4	11.0	74.0
H28	90.4	2.6	3.9	11.3	72.5
H29	92.9	2.9	4.3	13.2	72.5
H30	90.0	2.7	3.9	11.4	71.9
R1	90.5	2.8	4.3	11.8	71.7
R2	88.9	2.8	3.7	11.5	70.8
R3	88.7	2.8	4.6	11.7	69.6
R4	89.2	3.4	4.4	11.4	70.0
R5	91.5	3.1	4.4	11.7	72.3

大阪府保健所管内の低出生体重児出生数
※政令・中核市を除く(H31年度から寝屋川市、R2年度から吹田市が中核市に移行)

	出生数	2500g未満合計	1000g未満	1000～1500g未満	1500～2000g未満	2000～2500g未満
H12	51,037	0	104	210	567	3,434
H22	37,540	4,108	119	173	480	3,021
H23	36,716	3,626	131	170	437	2,888
H24	32,900	3,160	98	136	373	2,553
H25	31,986	2,967	102	145	401	2,319
H26	28,175	2,686	94	130	365	2,097
H27	28,295	2,544	87	127	307	2,033
H28	27,433	2,554	67	114	308	1,940
H29	26,600	2,554	74	96	344	1928
H30	23,958	2,116	70	103	266	1677
R元	21,542	1,990	61	109	276	1544
R2	18,162	1,644	50	50	214	1330
R3	17,709	1,597	46	89	205	1,257
R4	16,960	1,496	58	57	207	1,174
R5	16,198	1,513	54	78	174	1,207

注:　データの出典　人口動態調査、地域保健・健康増進事業報告

市町村母子保健事業

数値出典：地域保健・健康増進事業報告、母子保健業務報告
人口動態統計

1. 妊娠届出

市町村は妊娠の届出（母子保健法第15条）をした者に対して母子健康手帳を交付（母子保健法第16条）している。平成28年1月に改訂された「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」において、妊娠期の早い時期に「支援を要する妊婦」を把握し適切な支援を開始することの重要性を明記している。

○令和6年度

市町村	妊娠届出数	妊娠届出時点の妊娠週（月）数						
		満11週以内（第3月以内）	（妊娠届出数に対する割合%）	満12～19週（第4～5月）	満20～27週以内（第6～7月）	満28週以上（第8月以上）	分娩後	不　詳
大阪市	21,029	20,175	95.9%	612	152	82	8	0
堺市	5,149	4,962	96.4%	142	28	17	0	0
東大阪市	3,112	2,986	96.0%	100	15	10	1	0
高槻市	2,240	2,142	95.6%	91	6	1	0	0
豊中市	2,775	2,709	97.6%	50	11	4	1	0
枚方市	2,188	2,107	96.3%	68	9	4	0	0
八尾市	1,641	1,591	97.0%	35	6	6	3	0
寝屋川市	1,315	1,244	94.6%	54	11	5	1	0
吹田市	2,740	2,661	97.1%	69	6	4	0	0
池田市	647	609	94.1%	26	8	4	0	0
箕面市	770	756	98.2%	9	3	2	0	0
豊能町	31	31	100.0%	0	0	0	0	0
能勢町	31	28	90.3%	3	0	0	0	0
茨木市	2,291	2,220	96.9%	64	6	0	1	0
摂津市	651	623	95.7%	9	2	3	0	14
島本町	230	225	97.8%	5	0	0	0	0
守口市	1,010	979	96.9%	21	7	2	1	0
大東市	715	692	96.8%	20	2	1	0	0
門真市	693	666	96.1%	12	11	3	1	0
四條畷市	345	334	96.8%	4	4	3	0	0
交野市	479	466	97.3%	11	1	1	0	0
柏原市	378	362	95.8%	13	0	1	0	2
富田林市	564	544	96.5%	12	4	3	1	0
河内長野市	411	393	95.6%	10	5	1	0	2
松原市	696	657	94.4%	22	5	2	10	0
羽曳野市	603	583	96.7%	13	3	1	3	0
藤井寺市	391	319	81.6%	22	18	26	0	6
大阪狭山市	353	346	98.0%	4	2	1	0	0
太子町	55	55	100.0%	0	0	0	0	0
河南町	58	55	94.8%	2	1	0	0	0
千早赤阪村	16	15	93.8%	1	0	0	0	0
岸和田市	1,126	1,071	95.1%	46	6	3	0	0
泉大津市	561	546	97.3%	13	0	2	0	0
貝塚市	397	382	96.2%	13	2	0	0	0
泉佐野市	606	582	96.0%	15	6	2	1	0
和泉市	1,089	1,023	93.9%	48	6	3	9	0
高石市	361	337	93.4%	19	4	1	0	0
泉南市	348	330	94.8%	8	3	4	0	3
阪南市	206	198	96.1%	7	1	0	0	0
忠岡町	98	94	95.9%	3	0	0	1	0
熊取町	240	231	96.3%	7	1	0	1	0
田尻町	51	50	98.0%	1	0	0	0	0
岬町	62	58	93.5%	3	1	0	0	0
計	**58,752**	**56,437**	**96.1%**	**1,687**	**356**	**202**	**43**	**27**

2. 妊婦一般健康診査

妊娠を届け出た全妊婦を対象に、委託医療機関で実施している。

○令和6年度

市町村	妊婦一般健康診査					
	受診 実人員	受診 延人員	延人員/実人員	妊婦B型肝炎 検査実人員	事後指導	
					妊婦	乳児
大阪市	20,196	233,114	12	20,196	12	1
堺市	4,992	61,370	12	4,992	4	0
東大阪市	2,907	36,260	12	2,907	0	0
高槻市	2,133	25,505	12	2,133	0	0
豊中市	2,693	35,901	13	2,413	0	0
枚方市	3,603	27,480	8	2,124	0	0
八尾市	2,612	20,523	8	1,466	3	0
寝屋川市	2,060	15,544	8	1,268	0	0
吹田市	4,422	32,258	7	2,466	0	0
池田市	1,030	7,633	7	611	0	0
箕面市	821	9,563	12	821	0	0
豊能町	60	475	8	27	0	0
能勢町	38	302	8	29	0	0
茨木市	3,535	26,366	7	2,197	1	0
摂津市	1,084	8,132	8	628	0	0
島本町	378	2,906	8	227	0	0
守口市	1,609	11,466	7	953	0	0
大東市	995	6,909	7	528	0	0
門真市	1,084	7,326	7	608	0	0
四條畷市	513	3,996	8	334	1	0
交野市	758	5,728	8	451	0	0
柏原市	598	4,493	8	338	0	0
富田林市	860	6,762	8	526	2	2
河内長野市	411	4,609	11	382	1	0
松原市	771	8,779	11	689	0	0
羽曳野市	983	7,497	8	577	0	
藤井寺市	553	4,244	8	317	0	0
大阪狭山市	554	4,329	8	340	0	0
太子町	84	672	8	53	0	0
河南町	84	557	7	84	0	0
千早赤阪村	23	138	6	3	0	0
岸和田市	1,957	14,024	7	1,105	3	0
泉大津市	848	6,441	8	530	0	0
貝塚市	582	4,447	8	554	0	0
泉佐野市	979	7,639	8	577	2	0
和泉市	1,080	12,871	12	1,045	1	0
高石市	602	5,000	8	343	0	0
泉南市	545	4,232	8	330	0	0
阪南市	296	3,448	12	184		
忠岡町	99	1,213	12	99	0	0
熊取町	357	2,732	8	234	1	0
田尻町	83	976	12	49	0	0
岬町	83	687	8	57	0	0
計	69,955	684,547	10	55,795	31	3

3. 妊産婦・新生児・未熟児の保健指導

妊産婦・新生児・未熟児については、必要に応じて助産師・保健師等が面接や家庭訪問により保健指導を実施している。

○令和6年度

市町村	保健指導										電話相談
	妊婦		産婦		乳児		幼児		その他・未熟児		電話相談延人員
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
大阪市	28,296	28,296	10,637	10,637	24,291	24,291	33,652	33,652	524	524	55,455
堺市	5,955	6,111	200	288	919	1,285	2,642	3,885	148	148	23,353
東大阪市	3,575	3,641	433	963	943	2,053	436	978	0	0	6,665
高槻市	2,409	3,156	204	794	209	245	253	295	128	148	11,156
豊中市	3,834	3,876	112	159	2,176	2,454	3,201	3,438	34	34	14,223
枚方市	2,404	2,418	1,064	1,602	1,838	3,267	1,908	3,028	640	1,158	11,569
八尾市	1,968	1,981	420	490	1,505	1,587	3,569	3,997	842	1,214	9,563
寝屋川市	1,768	1,790	1,227	1,291	317	380	1,208	1,499	203	252	10,385
吹田市	3,207	3,241	1,395	1,496	2,621	2,735	6,723	6,950	31	32	17,016
池田市	731	757	16	19	23	122	26	130	9	13	2,293
箕面市	994	994	1,068	1,107	1,074	1,107	2,112	2,166	8	8	4,899
豊能町	36	36	13	41	29	63	50	84	1	1	213
能勢町	46	47	4	4	0	0	5	5	0	0	178
茨木市	2,713	2,778	632	826	745	984	439	707	10	50	5,192
摂津市	734	821	714	715	203	250	171	239	67	73	2,293
島本町	304	318	131	149	332	358	205	260	3	7	1,830
守口市	1,198	1,213	595	611	67	80	930	1,318	39	47	13,642
大東市	818	924	161	294	177	312	210	337	25	36	4,396
門真市	820	831	27	42	238	256	1,058	1,090	7	13	2,828
四條畷市	378	382	67	83	107	134	119	164	1	1	1,620
交野市	589	611	300	307	343	364	1,487	1,622	102	108	1,928
柏原市	824	826	476	498	476	785	128	148	67	67	2,402
富田林市	657	670	97	141	99	141	429	703	15	15	2,629
河内長野市	447	807	52	77	174	232	85	114	1	1	1,286
松原市	773	970	80	104	175	178	610	994	5	7	4,084
羽曳野市	603	1,024	62	70	662	690	1,464	2,214	45	45	3,820
藤井寺市	505	519	645	848	262	481	318	508	7	9	2,391
大阪狭山市	482	705	120	154	119	153	177	183	3	4	2,053
太子町	92	145	93	101	69	118	201	249	0	0	416
河南町	56	58	46	46	31	31	198	198	0	0	79
千早赤阪村	24	47	12	49	14	52	65	257	0	0	569
岸和田市	1,402	1,916	1,396	1,872	1,357	1,833	3,523	4,542	217	291	16,627
泉大津市	664	675	19	19	88	92	151	156	2	2	1,278
貝塚市	481	489	137	141	222	254	190	345	4	4	2,078
泉佐野市	210	210	94	97	110	111	83	88	13	13	1,002
和泉市	1,294	1,373	290	530	860	1,168	3,401	4,203	49	61	4,592
高石市	453	961	324	429	252	490	525	960	12	12	3,332
泉南市	372	375	63	107	224	269	517	519	13	13	968
阪南市	234	239	8	11	146	155	733	813	1	2	1,243
忠岡町	111	137	5	8	7	18	72	111	2	5	281
熊取町	288	549	239	559	265	474	1,209	1,530	1	1	1,356
田尻町	57	57	0	0	89	100	49	78	1	1	435
岬町	62	88	47	92	46	47	245	300	3	3	570
計	72,868	77,062	23,725	27,871	43,904	50,199	74,777	85,057	3,283	4,423	254,188

○令和6年度

訪問指導

市町村	妊婦		産婦		新生児（未熟児を除く）		乳児家庭全戸訪問（再掲）		未熟児		乳児家庭全戸訪問（再掲）		乳児（新生児・未熟児を除く）		乳児家庭全戸訪問（再掲）		幼児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
大阪市	831	1,199	17,261	18,617	2,552	2,784	1,209	-	750	884	750	-	15,030	16,591	14,475	-	2,203	3,248	66	131
堺市	234	372	3,836	4,287	374	453	374	-	384	444	384	-	3,561	4,337	3,561	-	953	1,510	59	81
東大阪市	169	328	2,149	2,581	1,402	1,478	1,400	-	215	267	215	-	1,510	2,063	1,224	-	582	1,022	0	0
高槻市	51	106	966	1,272	88	96	0	-	215	331	0	-	701	866	0	-	267	475	49	90
豊中市	139	211	2,249	2,914	466	483	466	-	317	437	317	-	1,681	2,125	1,681	-	370	588	35	38
枚方市	102	222	2,680	3,532	313	337	262	-	379	675	153	-	2,195	2,751	1,937	-	291	478	331	566
八尾市	46	117	1,688	2,022	235	290	185	-	144	181	133	-	1,361	1,600	1,264	-	98	313	287	519
寝屋川市	65	65	1,344	2,771	289	310	0	0	137	427	0	0	1,069	2,435	806	-	223	303	192	243
吹田市	49	82	2,339	3,485	363	397	0	0	285	492	0	0	1,691	2,596	0	0	291	508	0	0
池田市	23	46	134	162	28	59	19	36	40	70	37	37	82	130	79	117	27	126	0	0
箕面市	18	25	288	352	57	76	57	57	20	28	20	20	216	253	194	194	122	148	0	0
豊能町	1	1	54	56	34	35	34	34	2	2	2	2	25	31	15	15	34	39	24	25
能勢町	3	8	30	30	18	18	18	18	0	0	0	0	35	35	14	14	2	3	0	0
茨木市	46	94	1,594	1,812	157	184	0	0	89	136	0	0	1,985	2,234	0	0	1,493	1,623	5	9
摂津市	19	38	339	342	21	26	9	9	15	18	10	10	410	503	317	317	129	183	0	0
島本町	4	12	259	365	76	82	61	61	24	74	19	19	189	270	150	150	97	219	119	309
守口市	35	54	95	168	24	31	24	31	19	40	14	28	52	97	38	64	118	221	23	26
大東市	40	63	243	333	100	109	0	0	47	58	0	0	78	148	0	0	178	271	2	2
門真市	28	34	157	211	34	39	0	0	20	20	12	12	120	171	72	72	118	165	23	45
四條畷市	50	90	394	517	192	237	192	192	45	71	45	45	242	407	242	242	190	331	5	6
交野市	23	51	109	152	39	49	39	39	13	20	11	11	107	192	68	68	147	256	5	8
柏原市	23	39	214	267	15	19	0	0	19	19	15	15	173	222	126	126	124	216	1	1
富田林市	10	25	514	752	49	63	9	9	38	44	24	24	572	644	462	462	55	83	0	0
河内長野市	17	30	79	99	32	36	0	0	12	14	0	0	77	111	0	0	64	96	0	0
松原市	56	110	92	261	22	38	22	22	5	11	5	5	77	237	38	38	180	315	162	289
羽曳野市	16	29	220	329	26	29	0	0	28	56	0	0	196	268	0	0	98	132	37	55
藤井寺市	13	14	156	163	17	18	13	13	32	36	28	28	127	151	116	116	53	69	0	0
大阪狭山市	11	21	45	68	5	8	1	1	2	6	1	1	38	54	25	25	25	27	0	0
太子町	7	9	26	36	15	17	6	6	1	1	1	1	23	32	18	18	16	26	10	17
河南町	0	0	16	16	5	5	5	5	1	1	1	1	10	10	10	10	6	6	3	3
千早赤阪村	1	1	19	33	10	11	10	10	0	0	0	0	19	24	5	5	16	66	28	421
岸和田市	21	31	213	303	31	33	31	31	36	69	5	5	146	201	79	79	167	355	0	0
泉大津市	14	23	536	626	10	13	5	5	9	9	8	8	515	601	69	69	41	75	0	0
貝塚市	29	36	0	1	13	13	0	0	4	4	1	1	41	41	2	2	11	14	1	1
泉佐野市	11	14	145	194	7	12	7	12	41	60	41	60	103	128	103	128	71	82	1	1
和泉市	43	59	93	109	43	58	42	42	99	134	94	94	457	592	440	440	136	201	7	13
高石市	42	69	28	28	16	16	0	0	14	14	14	14	185	223	113	113	58	76	3	3
泉南市	6	8	68	77	20	21	17	17	11	11	11	11	87	108	80	80	28	55	16	20
阪南市	33	99	189	214	15	19	3	3	3	3	3	3	183	227	183	183	85	143	0	0
忠岡町	3	5	78	93	14	17	0	0	15	17	12	12	62	66	59	59	3	4	0	0
熊取町	9	12	128	287	23	28	0	0	19	40	6	6	104	236	16	16	46	75	21	33
田尻町	0	0	52	84	0	0	0	0	3	3	3	3	53	57	53	57	5	10	0	0
岬町	3	4	45	55	20	20	20	20	3	3	3	3	25	39	22	22	14	29	5	5
計	2,344	3,856	41,164	50,076	7,270	8,067	4,540	673	3,555	5,230	2,398	479	35,613	44,107	28,156	3,301	9,235	14,185	1,520	2,960

4. 乳児一般・乳児後期健康診査

出生を届け出た全乳児に一般健康診査票を交付し、乳児前期及び乳児後期に委託医療機関で健康診査を実施している。

○令和6年度

市町村	乳児一般健康診査				乳児後期健康診査			
	受診実人員	受診結果			受診実人員	受診結果		
		異常なし	異常ありその他	不明		異常なし	異常ありその他	不明
大阪市	16,640	14,968	1,672	－	15,849	13,539	2,310	－
堺市	4,605	4,185	420	－	4,798	4,140	658	－
東大阪市	2,541	2,341	200	－	2,680	2,379	301	－
高槻市	1,916	1,772	144	－	1,958	1,743	215	－
豊中市	2,296	2,107	189	－	2,714	2,334	380	－
枚方市	1,897	1,648	249	－	2,259	1,887	372	－
八尾市	1,532	1,358	174	－	1,501	1,311	190	－
寝屋川市	1,197	1,085	112	－	1,288	1,126	162	－
吹田市	2,591	2,397	194	－	2,847	2,520	327	－
池田市	551	498	53	0	632	524	108	0
箕面市	726	667	59	0	734	647	87	0
豊能町	42	38	4	0	36	32	4	0
能勢町	27	25	2	0	11	11	0	0
茨木市	2,039	1,886	149	4	2,119	1,797	320	2
摂津市	668	570	59	39	596	521	75	0
島本町	219	191	28	0	224	179	45	0
守口市	886	811	75	0	1,005	724	281	0
大東市	545	432	109	4	669	546	123	0
門真市	577	511	66	0	581	534	47	0
四條畷市	308	243	65	0	326	271	55	0
交野市	449	396	53	0	501	437	64	0
柏原市	349	315	34	0	371	303	68	0
富田林市	486	412	72	2	481	360	121	0
河内長野市	335	264	52	19	387	327	60	0
松原市	691	640	51	0	678	617	61	0
羽曳野市	595	519	76	0	577	335	242	0
藤井寺市	334	273	60	1	331	269	62	0
大阪狭山市	327	272	47	8	356	322	34	0
太子町	52	45	7	0	58	50	8	0
河南町	48	43	5	0	54	43	11	0
千早赤阪村	11	8	3	0	10	9	1	0
岸和田市	1,153	853	300	0	1,145	1,008	137	0
泉大津市	489	440	49	0	505	465	40	0
貝塚市	353	303	37	13	345	281	56	8
泉佐野市	603	529	66	8	581	510	71	0
和泉市	1,058	963	95	0	1,042	953	89	0
高石市	332	304	28	0	345	283	62	0
泉南市	323	264	47	12	311	215	96	0
阪南市	162	146	16	0	174	149	25	0
忠岡町	103	86	17	0	87	72	15	0
熊取町	210	191	19	0	214	184	30	0
田尻町	43	40	3	0	46	40	6	0
岬町	41	33	8	0	41	35	6	0
計	50,350	45,072	5,168	110	51,467	44,032	7,425	10

5. 3～4か月児健康診査

出生届や住民基本台帳を基に対象児を把握し、市町村保健センター等において健康診査を実施している。

○令和6年度

市町村	一般健康診査										
	対象人員	受診実人員	受診率（%）	受診結果							
				異常なし	要指導	要観察	要医療			要精密	既医療
								身体面	精神面		
大阪市	17,979	17,282	96.1%	10,958	－	3,568	281	281	0	953	1,522
堺市	5,031	4,969	98.8%	3,889	－	542	15	15	0	252	271
東大阪市	2,866	2,826	98.6%	1,523	－	751	13	13	0	190	349
高槻市	2,185	2,135	97.7%	1,497	－	317	194	194	0	0	127
豊中市	2,770	2,644	95.5%	2,022	－	353	0	0	0	89	180
枚方市	2,315	2,274	98.2%	529	－	1,681	0	0	0	64	0
八尾市	1,649	1,593	96.6%	1,361	－	124	7	7	0	25	76
寝屋川市	1,361	1,310	96.3%	1,103	－	64	22	22	0	40	81
吹田市	2,882	2,868	99.5%	2,523	－	165	49	49	0	37	94
池田市	655	546	98.3%	322	112	171	1	1	0	40	2
箕面市	321	319	98.3%	200	487	79	0	0	0	33	27
豊能町	484	474	110.0%	16	0	23	1	1	0	2	6
能勢町	381	377	106.3%	21	0	0	0	0	0	0	1
茨木市	486	475	98.3%	812	894	281	0	0	0	164	270
摂津市	385	375	98.6%	261	232	78	10	10	0	35	88
島本町	742	723	96.9%	143	0	52	0	0	0	20	37
守口市	631	605	100.5%	774	140	104	51	51	0	23	78
大東市	348	345	97.0%	308	207	62	6	6	0	26	54
門真市	361	361	88.3%	314	82	118	5	5	0	15	12
四條畷市	57	57	98.0%	151	113	34	0	0	0	8	13
交野市	49	48	98.9%	202	108	63	5	5	0	20	76
柏原市	16	16	99.0%	102	165	63	0	0	0	3	44
富田林市	1,241	1,206	97.4%	320	70	35	0	0	0	9	41
河内長野市	494	488	98.4%	160	104	69	4	4	0	10	28
松原市	389	388	98.7%	409	199	76	2	2	0	14	23
羽曳野市	628	610	97.9%	469	1	138	3	3	0	6	86
藤井寺市	1,151	1,107	99.2%	145	78	59	0	0	0	1	85
大阪狭山市	357	354	97.9%	187	43	83	16	16	0	5	37
太子町	303	296	100.0%	37	0	8	3	3	0	1	8
河南町	173	168	98.0%	34	2	1	0	0	0	0	11
千早赤阪村	100	96	100.0%	15	0	0	0	0	0	0	1
岸和田市	197	190	96.2%	513	331	218	4	4	0	56	84
泉大津市	67	65	97.8%	269	45	121	97	97	0	18	97
貝塚市	41	41	96.5%	272	16	41	24	24	0	12	23
泉佐野市	623	610	97.9%	271	95	141	22	22	0	8	73
和泉市	1,097	1,059	96.5%	896	3	79	2	2	0	27	110
高石市	382	381	99.7%	312	2	23	13	13	0	2	2
泉南市	371	361	97.3%	205	39	26	11	11	0	2	32
阪南市	213	209	98.1%	112	103	24	7	7	0	8	27
忠岡町	93	93	100.0%	39	0	45	1	1	0	0	11
熊取町	247	249	100.8%	86	27	60	0	0	0	3	14
田尻町	48	48	100.0%	55	0	6	4	2	2	0	4
岬町	52	51	98.1%	32	4	0	1	1	0	0	6
計	52,221	50,692	97.1%	33,869	3,702	9,946	874	872	2	2,221	4,211

6. 1歳6か月児健康診査(昭和52年度より実施)

幼児初期の身体発育・精神発達面で、歩行や言語発達の指導が容易に得られる1歳6か月の児に対して健康診査を実施している。

○令和6年度

市町村	対象人員	受診実人員	受診率(%)	受診結果							
				異常なし	要指導	要観察	要医療			要精密	既医療
								身体面	精神面		
大阪市	17,770	16,886	95.0%	10,488	−	4,792	147	147	0	429	1,030
堺市	5,421	5,358	98.8%	2,866	−	2,181	13	13	0	190	108
東大阪市	3,042	2,977	97.9%	1,310	−	1,105	8	8	0	249	305
高槻市	2,309	2,272	98.4%	1,389	−	655	80	80	0	0	148
豊中市	3,113	2,962	95.1%	1,817	−	903	0	0	0	63	179
枚方市	2,560	2,415	94.3%	357	−	1,997	0	0	0	61	0
八尾市	1,713	1,656	96.7%	1,401	−	165	19	19	0	22	49
寝屋川市	1,370	1,300	94.9%	1,157	−	60	1	0	0	37	45
吹田市	3,080	3,030	98.4%	2,735	−	178	15	15	0	33	69
池田市	664	656	98.8%	275	100	272	1	1	0	11	2
箕面市	961	938	97.6%	162	619	113	0	0	0	12	32
豊能町	35	34	97.1%	10	5	18	0	0	0	0	1
能勢町	26	24	92.3%	13	0	9	0	0	0	1	1
茨木市	2,307	2,277	98.7%	605	751	809	0	0	0	49	420
摂津市	638	641	100.5%	175	227	179	0	0	0	16	44
島本町	249	248	99.6%	84	0	151	2	2	0	12	42
守口市	1,054	1,033	98.0%	238	91	605	15	15	0	23	61
大東市	727	707	97.2%	200	127	297	9	9	0	4	70
門真市	621	594	95.7%	168	80	340	1	1	0	4	1
四條畷市	360	355	98.6%	156	86	102	0	0	0	0	15
交野市	556	541	97.3%	139	100	229	8	8	0	24	104
柏原市	404	394	97.5%	34	98	269	0	0	0	12	43
富田林市	607	597	98.4%	236	162	167	3	3	0	18	34
河内長野市	478	468	97.9%	215	77	137	1	1	0	8	30
松原市	763	745	97.6%	301	212	223	3	2	1	3	3
羽曳野市	701	699	99.7%	325	148	453	0	0	0	4	70
藤井寺市	389	380	97.7%	105	57	153	0	0	0	13	72
大阪狭山市	435	423	97.2%	83	166	136	16	16	0	11	21
太子町	72	66	91.7%	17	3	47	1	1	0	0	2
河南町	51	53	103.9%	14	3	26	0	0	0	0	10
千早赤阪村	16	16	100.0%	9	0	6	0	0	0	0	1
岸和田市	1,213	1,157	95.4%	361	156	572	4	4	0	26	38
泉大津市	556	546	98.2%	112	78	381	5	5	0	7	101
貝塚市	438	409	93.4%	319	58	5	4	4	0	13	10
泉佐野市	635	627	98.7%	84	45	462	7	7	0	11	18
和泉市	1,217	1,186	97.5%	492	22	660	1	1	0	54	125
高石市	386	375	97.2%	105	36	204	25	19	6	4	1
泉南市	347	348	100.3%	147	68	199	4	4	0	1	23
阪南市	226	219	96.9%	60	331	167	12	12	0	2	31
忠岡町	100	97	97.0%	43	2	38	1	1	0	0	13
熊取町	311	314	101.0%	97	41	160	0	0	0	3	13
田尻町	50	51	102.0%	20	0	30	1	1	0	0	1
岬町	63	59	93.7%	23	0	22	2	2	0	4	8
計	58,034	56,133	96.7%	28,947	3,949	19,677	409	401	7	1,434	3,394

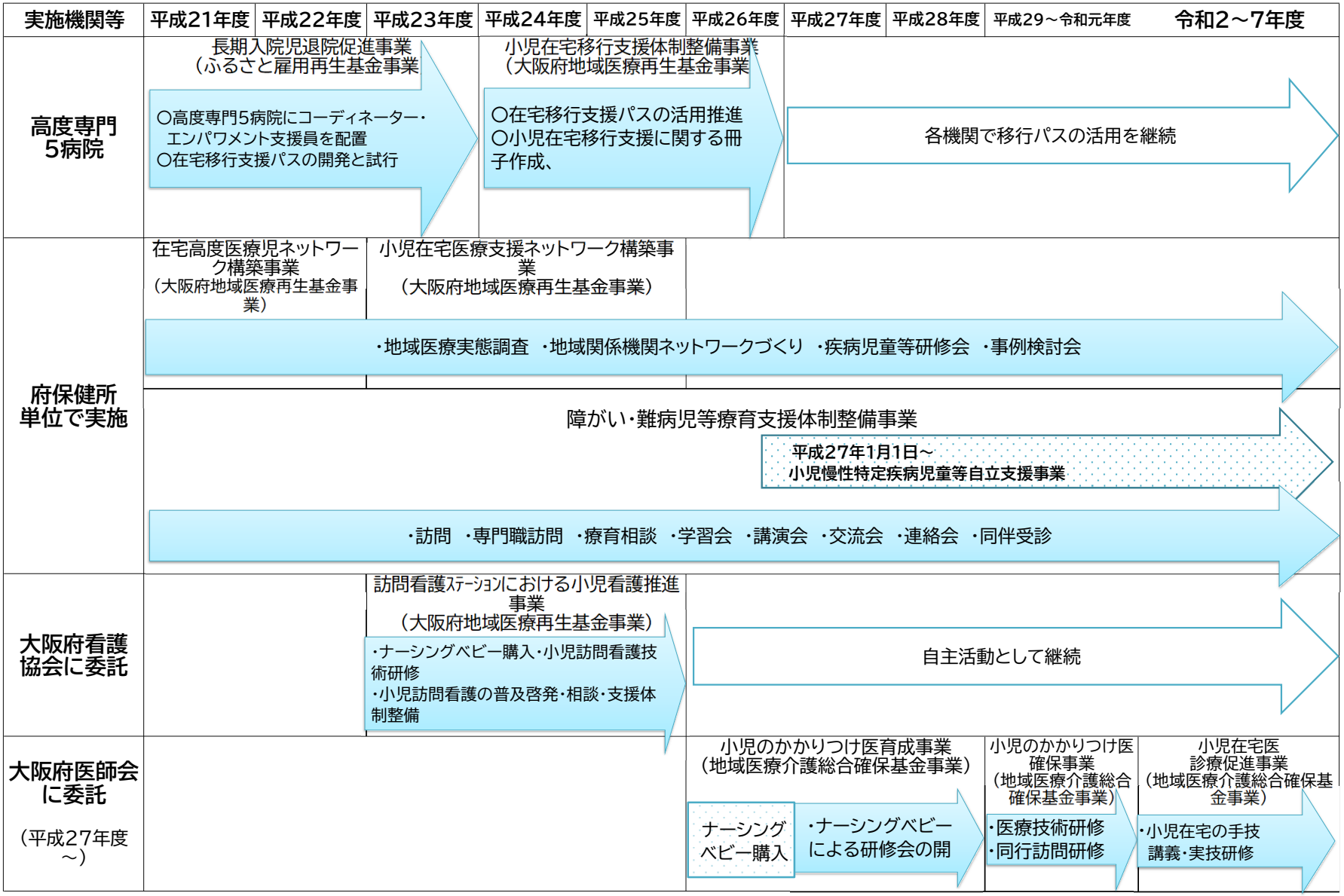
7. 3歳児健康診査　（昭和36年より実施）

幼児の健康・発達の個人差が比較的明らかになり、医療・保健の対応の有無がその後の成長に影響を及ぼす3歳児に対して健康診査を実施している。

○令和6年度

市町村	一般健康診査										
	対象人員	受診実人員	受診率（%）	受診結果							
				異常なし	要指導	要観察	要医療			要精密	既医療
								身体面	精神面		
大阪市	17,962	16,871	93.9%	9,452	−	3,988	260	259	1	1,976	1,195
堺市	5,434	5,342	98.3%	3,905	−	886	168	168	0	181	202
東大阪市	3,061	2,964	96.8%	1,322	−	778	11	9	2	523	330
高槻市	2,491	2,416	97.0%	1,496	−	522	208	208	0	0	190
豊中市	3,292	3,061	93.0%	1,892	−	875	0	0	0	85	209
枚方市	2,862	2,632	92.0%	314	−	2,149	0	0	0	169	0
八尾市	1,939	1,828	94.3%	1,605	−	101	12	12	0	47	63
寝屋川市	1,397	1,306	93.5%	1,137	−	73	2	2	0	36	58
吹田市	3,236	3,061	94.6%	2,779	−	124	5	5	0	76	77
池田市	793	783	98.7%	501	137	178	0	0	0	16	42
箕面市	1,121	1,041	92.9%	206	632	11	55	1	54	46	91
豊能町	67	58	86.6%	27	3	17	0	0	0	4	7
能勢町	35	33	94.3%	10	1	16	1	1	0	3	2
茨木市	2,383	2,276	95.5%	940	800	170	0	0	0	192	445
摂津市	685	666	97.2%	261	212	118	5	5	0	16	54
島本町	312	310	99.4%	89	0	184	2	2	0	77	29
守口市	1,133	1,049	92.6%	430	57	406	19	19	0	17	120
大東市	760	721	94.9%	190	132	236	17	17	0	60	86
門真市	664	594	89.5%	128	141	144	27	27	0	148	6
四條畷市	350	334	95.4%	186	76	53	0	0	0	0	20
交野市	598	587	98.2%	172	160	112	5	5	0	71	111
柏原市	444	435	98.0%	48	99	308	0	0	0	6	54
富田林市	642	623	97.0%	232	154	137	0	0	0	66	46
河内長野市	476	460	96.6%	157	175	82	1	1	0	16	29
松原市	793	747	94.2%	412	208	74	5	4	1	8	40
羽曳野市	721	706	97.9%	419	81	251	18	3	15	74	103
藤井寺市	408	393	96.3%	126	79	147	0	0	0	1	86
大阪狭山市	469	449	95.7%	112	112	120	21	21	0	80	21
太子町	68	67	98.5%	46	2	37	1	1	0	7	8
河南町	59	59	100.0%	23	0	24	0	0	0	4	8
千早赤阪村	21	17	81.0%	10	0	6	0	0	0	1	0
岸和田市	1,475	1,370	92.9%	663	339	305	2	0	2	37	24
泉大津市	513	503	98.1%	169	129	175	11	11	0	59	100
貝塚市	500	445	89.0%	324	44	15	2	1	1	52	8
泉佐野市	677	679	100.3%	167	105	274	58	57	1	47	28
和泉市	1,348	1,281	95.0%	557	17	339	363	363	0	114	119
高石市	412	398	96.6%	184	3	130	6	6	0	38	37
泉南市	389	388	99.7%	162	107	147	2	2	0	9	51
阪南市	213	207	97.2%	72	179	71	8	8	0	39	20
忠岡町	112	106	94.6%	60	1	30	0	0	0	0	15
熊取町	309	308	99.7%	93	83	112	0	0	0	10	10
田尻町	67	67	100.0%	34	0	29	2	2	0	0	2
岬町	62	58	93.5%	18	7	16	0	0	0	6	11
計	**60,753**	**57,699**	**95.0%**	**31,130**	**4,275**	**13,970**	**1,297**	**1,220**	**77**	**4,417**	**4,157**

大阪府健康医療部における在宅医療支援事業



大阪府福祉部における重症心身障がい児者への地域生活支援事業

